

平成 2 7 年 第 1 回 小笠原村議会 定例会 会議録 目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2



第 1 号 (3月11日)

○議事日程	3
○出席議員	5
○欠席議員	5
○出席説明員	5
○欠席説明員	5
○事務局職員出席者	5
○開会及び開議	6
○会議時間の延長	6
○会議録署名議員の指名	6
○諸般の報告	6
○会期の決定	7
○村長所信	7
○一般質問	1 6
片 股 敬 昌 君	1 6
一 木 重 夫 君	2 6
高 橋 研 史 君	3 2
杉 田 一 男 君	4 1
稲 垣 勇 君	5 0
○散 会	6 1



第 2 号 (3月12日)

○議事日程	6 3
○出席議員	6 5
○欠席議員	6 5
○出席説明員	6 5
○欠席説明員	6 5
○事務局職員出席者	6 5
○開 議	6 6
○会議時間の延長	6 6
○報告第1号の上程、説明、質疑	6 6
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 0
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 1
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 3
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 4
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 6
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 7
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 9
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 1
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 3
○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 5
○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 7
○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 9
○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 0
○議案第14号から議案第16号までの上程、説明、質疑、討論、採決	9 2
○議案第17号から議案第19号までの上程、説明、質疑、討論、採決	9 5
○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 7
○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 3
○議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 6
○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 8
○議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 0

○議案第 2 5 号から議案第 3 3 号までの上程、説明	1 1 2
○平成 2 7 年度予算特別委員会設置の動議	1 1 8
○予算特別委員会より報告	1 1 9
○散 会	1 1 9



第 3 号 （3月26日）

○議事日程	1 2 1
○出席議員	1 2 2
○欠席議員	1 2 2
○出席説明員	1 2 2
○欠席説明員	1 2 2
○事務局職員出席者	1 2 2
○開 議	1 2 3
○会議時間の延長	1 2 3
○諸般の報告	1 2 3
○議案第 2 5 号から議案第 3 3 号までの委員長報告、質疑、討論、採決	1 2 3
○議案第 3 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 5
○議案第 3 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 8
○議案第 3 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 9
○同意第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 1
○発委第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 2
○閉会中の継続調査の申し出	1 3 3
○閉議及び閉会	1 3 4
○署名議員	1 3 5



小笠原村告示第2号

平成27年第1回小笠原村議会定例会を下記のとおり招集する。

平成27年2月23日

小笠原村長 森 下 一 男

記

1、期 日 平成27年3月11日

2、場 所 小笠原村議会議事堂

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（８名）

１番	高 橋 研 史 君	２番	片 股 敬 昌 君
３番	一 木 重 夫 君	４番	鯨 江 満 君
５番	杉 田 一 男 君	６番	池 田 望 君
７番	稲 垣 勇 君	８番	佐々木 幸 美 君

不応招議員（なし）

平成 27 年第 1 回小笠原村議会定例会会議録

議 事 日 程 （第 1 号）

平成 27 年 3 月 11 日（水曜日）午前 10 時開会

- 第 1 報告第 1 号 小笠原村新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について
- 第 2 議案第 1 号 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
（案）
- 第 3 議案第 2 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第 4 議案第 3 号 小笠原村インターネット接続サービス事業に関する条例の一部を改正
する条例（案）
- 第 5 議案第 4 号 小笠原村ケーブルテレビ条例の一部を改正する条例（案）
- 第 6 議案第 5 号 小笠原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）
- 第 7 議案第 6 号 小笠原村介護保険条例の一部を改正する条例（案）
- 第 8 議案第 7 号 小笠原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例（案）
- 第 9 議案第 8 号 小笠原村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
（案）
- 第 10 議案第 9 号 小笠原村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例（案）
- 第 11 議案第 10 号 小笠原村保育所条例の一部を改正する条例（案）
- 第 12 議案第 11 号 小笠原村へき地保育所条例の一部を改正する条例（案）
- 第 13 議案第 12 号 小笠原村地域し尿処理施設条例の一部を改正する条例（案）
- 第 14 議案第 13 号 小笠原村浄化槽条例の一部を改正する条例（案）
- 第 15 議案第 14 号 小笠原村地域福祉センターの指定管理者の指定について（案）
- 第 16 議案第 15 号 奥村運動場の指定管理者の指定について（案）
- 第 17 議案第 16 号 ロース記念館の指定管理者の指定について（案）
- 第 18 議案第 17 号 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び
東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について（案）
- 第 19 議案第 18 号 東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及

び東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について（案）

- 第 2 0 議案第 1 9 号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について（案）
- 第 2 1 議案第 2 0 号 平成 2 6 年度小笠原村一般会計補正予算（第 5 号）（案）
- 第 2 2 議案第 2 1 号 平成 2 6 年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）（案）
- 第 2 3 議案第 2 2 号 平成 2 6 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）（案）
- 第 2 4 議案第 2 3 号 平成 2 6 年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）
- 第 2 5 議案第 2 4 号 小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共的施設の総合整備計画（平成 2 2 年度～平成 2 6 年度変更）（案）
- 第 2 6 議案第 2 5 号 平成 2 7 年度小笠原村一般会計予算（案）
- 第 2 7 議案第 2 6 号 平成 2 7 年度小笠原村国民健康保険特別会計予算（案）
- 第 2 8 議案第 2 7 号 平成 2 7 年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算（案）
- 第 2 9 議案第 2 8 号 平成 2 7 年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算（案）
- 第 3 0 議案第 2 9 号 平成 2 7 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算（案）
- 第 3 1 議案第 3 0 号 平成 2 7 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算（案）
- 第 3 2 議案第 3 1 号 平成 2 7 年度小笠原村下水道事業特別会計予算（案）
- 第 3 3 議案第 3 2 号 平成 2 7 年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算（案）
- 第 3 4 議案第 3 3 号 平成 2 7 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算（案）
- 第 3 5 議案第 3 4 号 小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共的施設の総合整備計画（平成 2 3 年度～平成 2 7 年度）（案）
- 第 3 6 議案第 3 5 号 小笠原村教育委員会組織条例の一部を改正する条例（案）
- 第 3 7 議案第 3 6 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（案）
- 第 3 8 同意第 1 号 固定資産評価審査委員の選任の同意（案）
- 第 3 9 発委第 1 号 小笠原村議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

出席議員（８名）

1 番	高 橋 研 史 君	2 番	片 股 敬 昌 君
3 番	一 木 重 夫 君	4 番	鯁 江 満 君
5 番	杉 田 一 男 君	6 番	池 田 望 君
7 番	稲 垣 勇 君	8 番	佐々木 幸 美 君

欠席議員（なし）

出席説明員

村 長	森 下 一 男 君	副 村 長	石 田 和 彦 君
教 育 長	伊 藤 直 樹 君	総 務 課 長	渋谷 正 昭 君
総務課副参事	鈴 木 敏 之 君	総 務 課 企画政策室長	樋 口 博 君
財 政 課 長	江 尻 康 弘 君	村 民 課 長	村 井 達 人 君
医 療 課 長	佐々木 英 樹 君	産業観光課長	牛 島 康 博 君
自 然 管 理 員 専 門 委 員	岩 本 誠 君	建設水道課長	篠 田 千鶴男 君
建設水道課 副 参 事	増 山 一 清 君	母 島 支 所 長	湯 村 義 夫 君
出 納 課 長	菊 池 元 弘 君	教 育 課 課 長 補 佐	大 津 源 君

欠席説明員（なし）

事務局職員出席者

事 務 局 長	セーボレー 孝 君	書 記	菊 池 ひろみ 君

◎開会及び開議の宣告

○議長（佐々木幸美君） おはようございます。

ただいまから平成27年第1回小笠原村議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時）

◎会議時間の延長

○議長（佐々木幸美君） この際、あらかじめ会議時間を延長しておきます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木幸美君） まず、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番、高橋研史君及び2番、片股敬昌君を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（佐々木幸美君） 次に、事務局長より諸般の報告をさせます。

事務局長、お願いします。

○事務局長（セーボレー孝君） ご報告いたします。

村長より、平成27年2月23日付、小笠原村告示第2号をもって、本定例会の招集通知がありました。

次に、選挙管理委員長より、2月13日付で平成27年4月執行の選挙計画についての通知がありました。

次に、教育長より2月23日付、村長より2月24日付で議会説明員出席者の通知がありました。

次に、村長より3月3日付で報告1件、議案34件、同意1件、3月6日付で議案2件の送付がありました。また、議会運営委員長提出の発委が1件ございます。

次に、議長佐々木幸美君の出張等についてご報告します。

1月1日、議会運営委員長杉田一男君が議長代理で、議員5名とともに父島の成人式に出席しました。

1月6日、議員4名とともに消防団母島分団出初め式に出席しました。

1月12日、副議長鯉江 満君が議長代理で、議員6名とともに父島の消防団出初め式に出席しました。

2月9日、舛添要一東京都知事との住民懇談会に出席しました。

2月19日、副議長鯉江 満君が議長代理で、議員6名並びに村長とともに関田康雄気象庁地震火山部長、北川イッセイ国土交通副大臣に、津波観測機器と震度計の設置を求める意見書を提出しました。

2月20日、島嶼町村議会議長会定期総会、東京都町村議会議長会役員会・定期総会に出席しました。

2月23日、議員7名とともに小笠原海運株式会社、伊豆諸島開発株式会社を訪問し、運賃補助、物流改善等についての要望、意見交換を行ってまいりました。

2月24日、議員7名とともに山口那津男公明党代表、丸川珠代参議院議員、中川雅治参議院議員を、また、2月25日、松原 仁衆議院議員、高木美智代衆議院議員、石原宏高衆議院議員を訪問し、中国密漁船に関する要望、意見交換等を行ってまいりました。

また、同日、議員7名並びに村長とともに司法アクセス改善に関するお礼、挨拶で盛山正仁衆議院議員を訪問しました。

次に、小笠原村監査委員、稲垣直彦君及び池田 望君より、12月24日付、1月28日付、3月5日付で例月出納検査の報告、また、1月26日付で定期監査の結果報告がありました。

報告は以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） ありがとうございます。

◎会期の決定

○議長（佐々木幸美君） 次に、会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日3月11日から3月26日までの16日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日3月11日から3月26日までの16日間と決定いたしました。

◎村長所信

○議長（佐々木幸美君） 次に、村長から発言を求められておりますので、これを許します。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 平成27年第1回小笠原村議会定例会の開会に当たりまして、村政運営に対する所信の一端を述べさせていただきます。

昨年は、大きな災害もなく比較的平穏な年を過ごしていましたが、年後半に多数の中国漁船による宝石サンゴの密漁という事件が起こり、漁業者のみならず、村民の皆様や観光事業者にとって大きな不安と不満やいら立ちを覚える年となってしまいました。このことにつきましては、村議会の皆様とともに多くの国会議員、都議会議員の方々に陳情をし、国の各機関や東京都に実情と対策を訴え続けてまいりました。その結果、関係各機関の巡視・取り締まり体制の強化や違法操業に対する罰則強化の法改正等が行われ、今年に入り事態は沈静化しておりますが、まだまだ予断を許さない状況にあります。

なお、2月9日には舩添東京都知事並びに高島都議会議長をはじめとする都議会議員の方々が来島され、村内を視察されるとともに村民代表の方々と懇談していただきました。中国船問題に限らず、航空路の開設等、本村の抱える課題解決に向けて、陳情・要望もさせていただきました。舩添知事からは、宝石サンゴの密漁問題に関し「密漁に心を痛めている。美しい自然と海の幸、皆さんの生活はしっかり守る。」との言葉をいただきました。

また、国や東京都におきましては、宝石サンゴや水産資源への影響調査及び資源管理に関する基礎的な調査が実施されることとなりました。しかしながら、荒らされた資源や漁場、自然環境はすぐに戻ってくるものではなく、また、今後の警戒態勢を怠ることもできない状況にあり、村としては引き続き各関係機関に、より一層の対策とお願いをしまっている所存です。

さて、今年は戦後70年を迎え、安倍首相は改めて戦後70年談話を取りまとめる考えを示し、さきの大戦をどのように評価するのかが内外から注目されています。

国際的には、ウクライナにおける周辺国を巻き込んだ内戦やI S I L、通称「イスラム国」によるテロ行為の多発など、世界中至るところで争い事が続いています。

さらには、各地でさまざまな自然災害が発生しており、防災対策も年々求められる対応が多様化しております。

このような状況は小笠原村も他人事ではなく、大きな被害はなかったものの、昨年は大雨による土砂災害警戒警報が二度発令されました。また、中国漁船のことも単なる密漁として捉えられない要素も考えられ、本村が広大な海域を有する国境離島であり、その存在は

我が国にとってかけがえのないものであることを再認識した次第であります。改めて社会情勢や自然環境の変化など広い視野に立った村政運営を心がけたいと考えております。

次に、政策課題ごとに申し述べさせていただきます。

平成27年度の予算編成に当たりましては、「航空路開設推進及び定期航路の新船就航に向けた取り組み」、「新船就航を見据えた戦略的な集客対策の推進」、「防災関連施設の検討・整備及び災害備蓄品の充実」、「土地利用並びに住宅施策の検討」を最重点項目として掲げ編成させていただいております。

振興開発事業におきましては、「村道」、「簡易水道」、「し尿処理施設」、「浄化槽施設」、「診療所運営」を継続事業として、「保育施設」を新規事業として計上させていただいております。特に、「村道整備」における父島での耐水舗装工事、また「簡易水道事業」における母島での沖村浄水場改良事業につきましては、平成26年度の補正予算として前倒し計上し、平成27年度に繰り越して執行したいと考えております。

振興開発事業以外の事業では、村有既存施設等において、経年劣化による補修・改修が必要な施設が多数あることから、例年に比較し基金の取り崩し額を増額しての予算編成となっております。

村民生活にも、当村の歳出予算にも、大きな影響が生じることが予想されていた本年10月からの消費税10%への再引き上げ予定が、予算編成作業中に延期されることとなりました。今後も、その動向に留意をしながら、健全な財政運営を実行してまいります。

国、東京都をはじめ多くの国政の先生のご尽力を賜り、特別措置法は昨年3月末に改正され、平成30年度末まで延長されました。改正法では、定住の促進が新たに目的規定に加わるなど、時代の潮流に即した内容となっており、東京都が策定した振興開発計画も装い新たになったところでございます。

また、現行の特別措置法の期限である平成30年度は復帰50周年を迎える年であり、次の改正・延長される法律は、復帰50年後の最初の法律となります。過去の50年を総括し、将来を見据えた小笠原振興のあり方、またそれを実現するための法体系の仕組みを要望していく必要があることから、新年度より検討を始めたいと考えております。

本村にとって重要な生活基盤であります定期航路につきましては、関係機関のご協力のもと、新おがさわら丸、新ははじま丸ともに平成28年7月の就航が予定されております。両船ともに、村民生活の安定や利用者ニーズへの対応を目的に、大型化・高速化による利便性の向上や船内環境の快適化など図られる予定であります。

定期航路は、村民唯一の交通手段であるとともに、観光客をはじめとした来島者を最初にお迎えをするといった役割を担っており、新船建造の効果が存分に発揮されるよう村としても運航会社と連携し、さまざまな事業に対応したいと考えております。

返還以来、村民の悲願であります航空路の開設につきましては、先般、舛添都知事が初めて来島された折に、改めてその必要性を訴えたところでございます。現在、東京都と村との実務協議においては、共通の計画案である洲崎案を前提に、お互いの考え方を共有しながら、国土交通省の航空局等と空港整備計画に関する具体的な調整に入っております。今後とも、村民生活の安定と安全の確保のため、航空路の開設に向け、着実に進展するよう、関係機関との調整を進めてまいります。

長年の懸案であります父島の防災道路につきましては、住民に対する説明会を2回開催し、村民の皆様から多くのご意見をいただきました。今後も整備再開に向けた合意形成を進め、東京都に対し要望してまいり予定でございます。

津波災害時の避難施設として整備いたしました奥村交流センターが、昨年4月オープンいたしました。これにより、これまで懸案でありました奥村地区の避難施設が完成し、平常時には予想を上回る多くの村民の皆様にご利用いただいているところでございます。

また、各家庭に南海トラフの巨大地震による津波浸水予測図を配布するとともに、集落内の電柱等に避難誘導のための表示板の取り付けを行いました。発災時の村などによる公助には限界がありますので、引き続き村民みずからも迅速な避難行動をとっていただけるよう避難意識の向上に努めてまいります。

さらに、災害備蓄の充実や、避難拠点のエネルギー対策など、村民の皆様や関係機関と協力しながら津波・土砂災害などの自然災害に強い村づくりを努めてまいります。

戦後70年を迎える今でも硫黄島をはじめ各戦地などには、戦没者のご遺骨が110万柱以上未収容のまま残る現状において、国の責任と関係省庁の協力などを明確にした「遺骨収集推進法」を、議員立法として今国会で上程予定と伺っております。硫黄島における遺骨収集帰還事業につきましては、先行して国の責任のもと、関係省庁が連携し、平成23年度から集中的に調査、収容作業が行われております。

今年度も、村は小笠原村在住硫黄島旧島民の会と連携しながら国の事業に協力し、一柱でも多くのご遺骨が収容されるよう取り組んでまいります。

また、硫黄島訪島事業につきましては、例年どおりの実施を目指して調整してまいります。

平成23年に世界自然遺産に登録され4年近くが経過し、登録時の観光客増による村民生活

への影響も時間の経過とともに落ち着きを取り戻してきたところでございます。

また、これまで進めてきた外来種対策も一定の成果が上がるとともに、それまでは山域の保護地域内だけでの目撃情報だったアカガシラカラスバトやオガサワラオオコウモリなどの希少種が、集落内で頻繁に目撃されるようになりました。しかし、本来の自然が戻ることにより村民生活と自然とのかかわりもこれまで以上に密接となることから、今後の村の持続的発展を考えていく上で、自然との共生のあり方を改めて見直す時期に来ております。

また、世界自然遺産としての核心的な価値を持つ兄島へのグリーンアノールトカゲの侵入やネズミ被害の拡大など、遺産価値の維持のため対策が大きな課題になっております。今後も、村民生活に配慮しながら、世界自然遺産小笠原諸島の価値を守る取り組みを、国や東京都などの関係機関と連携しながら進めてまいります。

我が国は、少子高齢化が進み、今後、人口が減少していくことが予想されております。それに歯止めをかけ、また東京への過度な人口の集中を是正するため、「まち・ひと・しごとの創生」を軸として、それぞれの地域で住みやすい環境づくりを進める、いわゆる「地方創生」が具体的に動き出しました。

本村におきましても、来年度、地方創生の計画となる「地方人口ビジョン」や「総合戦略」を策定するとともに、今年度の国の補正予算を利用して、一部の事業を先行実施したいと考えております。地方創生に関する具体的な施策や方向性については、総合戦略の策定作業において検討することとなりますが、これを好機と捉え、地方創生に適切に対応してまいります。

今年度から計画期間がスタートしております第4次総合計画において、村の将来像を「心豊かに暮らし続けられる島」と設定いたしました。村民の方々に島で暮らし続けていただくため必要不可欠な基盤の一つに、住宅がございます。都営小笠原住宅の建てかえを軸としながら、新たな小笠原住宅のあり方や村の分譲事業のあり方など、今後の村全体に係る住宅施策について、検討を進めてまいります。

今年は、戦後70年とともに小笠原諸島の米国からの復帰47年を迎えております。3年後の平成30年には復帰50周年を迎え、小笠原村にとっては大きな節目となることから、今年から小笠原諸島返還記念事業実行委員会を立ち上げ、準備を進めるとともに資料の整理や村民の機運醸成などに努めてまいりたいと考えております。実行委員会設置後には具体的な事業の検討などに入ってまいりますので、村議会の皆様にもご協力いただければと考えております。

海底光ケーブルが敷設され5年目を迎えますが、大きなトラブルもなく、村民の皆様に安定した情報通信環境を提供しております。しかしながら、インターネット接続サービス及びケーブルテレビ事業を提供するためのインフラである村内光ケーブル網の基幹ケーブルが、敷設から10年を経過し、敷設時の想定利用量を超える地区があったり、宅内への引き込み光ケーブルの経年劣化も見受けられたりすることから、村内光ケーブル網の更新計画に着手したいと考えております。これにあわせて、サービス提供設備の機器更新等も必要となるため、これらの経費負担のあり方についても検討してまいります。

ケーブルテレビ事業につきましては、昨年4月にスタートしました自主放送チャンネルにおけるデータ放送のリアルタイムな情報提供に努めてまいります。

また、携帯電話によるデータ通信の高速化に関しては、母島の基地局整備が遅れておりましたが、NTTドコモより4月には更新工事が終了し、サービス提供ができると伺っております。

幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした「子ども・子育て関連3法」が平成24年に成立し、新たな子育て支援の取り組みが平成27年4月から開始されることになりました。小笠原村におきましても、地域の子育て世帯のニーズを十分に把握するとともに、今後、保育施設の更新も含め、子育て支援の充実を図ってまいります。

高齢者が住みなれた地域で自立した生活を継続していくためには、できる限り要介護状態にならないよう、介護予防への早期の取り組みや介護予防サービス等の提供が必要となります。このため、国では「医療介護総合確保推進法」による新しい介護予防・日常生活支援総合事業が創設されました。これらの事業実施に対応するため、医療、福祉の関係機関との連携強化、地域包括支援センターの体制の見直しなど、事業実施に向けた準備を進めてまいります。

村の健康診断事業につきましては、村民の方々が安心して健康診断を受診できるよう、実施日程や受診の利便性の向上のための改善を行ってきたところでございますが、今後もさらに健診事業の充実に向け努力してまいります。

また、受診率の維持向上、受診後の保健指導、疾病予防対策にもさらに力を入れ、村民の健康維持に対する意識づけを高めていきたいと考えております。

平成26年に改正された介護保険制度は、医療・介護一体改革に向けた制度改革の第一歩として、「医療から介護へ」、「施設から在宅へ」の方向性を踏まえたものであり、団塊の

世代が75歳以上となる平成37年を見据えた施策を実現するため改正が行われました。小笠原村では、介護保険法の改正に沿って、平成27年度から29年度を期間とした第6期介護保険事業計画を策定いたしました。今後もこの計画の着実な推進に努めるとともに、保健・医療・福祉の連携により、住みなれた島の中で安心して暮らし続けられる村の実現を目指して、地域保健福祉を総合的に推進してまいります。

複合施設の開設からはや5年が経過しようとしており、施設運営面でのさまざまな課題が見えてきたところであります。特に、当初、医療法に基づく療養慢性期の長期入院を想定した療養病床等を整備しましたが、総合診療科として幅広い年齢のさまざまな疾患に対応することが求められる中で、高齢者の長期入院にも対応するということは人材確保など非常に厳しく、いまだ実施に至っていない状況でありました。

このことにつきましては、本土での急性期医療を終えた後、患者の身体的・精神的・社会的な側面に配慮をし、帰島・在宅・復帰を支えるための、回復期・慢性期を担う本土の協力病院などとの医療連携システムを構築できたところでございます。そこで、平成27年度より入院機能を療養病床から一般病床に変更し、あらゆる年齢層とさまざまな疾患の一時的な入院に対応してまいります。今後とも適正な複合施設の運営を行いながら、サービスと質の向上が図れるよう努めてまいります。

村が目指す農業経営基盤の強化に向けた目標として小笠原村農業基本構想を策定しております。現在、農業基本構想に即した農業経営を目指す意欲のある農業者として13名が認定農業者に認定されております。認定農業者をはじめとする担い手支援・育成対策としては、農地の再整備支援事業を実施しており、長い間、遊休化していた農地が優良な農地としてよみがえり、生産施設が設置されるなど実績を上げております。村としては、引き続き、村の農業の中核として存分に活躍いただける環境づくりに努めてまいります。

農作物被害対策につきましては、ネズミの食害対策強化のため、農産物生産・販売促進事業費補助制度のメニューから殺鼠剤購入費補助を外し、補助額を充実させたネズミ食害対策事業費補助金を新設する予定です。また、野ヤギの全頭駆除を目指す環境省、東京都とも連携しながら、引き続き父島の野ヤギの駆除を実施してまいります。

この数年、魚価の低迷や燃油の高騰、さらに宝石サンゴの密漁による漁場の荒廃など、水産業を取り巻く社会的な環境は厳しい状態が続いております。村では、水産資源を安定的に維持していくための水産物生産・販売促進事業、離島漁業再生支援事業などの父島・母島両漁業協同組合への補助事業を継続的に実施しております。

また、東日本大震災を教訓として平成27年度も引き続き、父島・母島両漁業協同組合の共同利用施設の耐震化等を支援する漁村地域防災力強化事業を東京都の補助を受けて実施し、災害発生時、復旧・復興の拠点となる漁港機能の確保を図るとともに、施設の倒壊等により漁港や道路が使用できなくなるなどの災害防止を図ってまいります。

世界自然遺産登録以降、小笠原諸島が広く認知されることとなり、多くの観光客が来島されております。観光客数は平成26年度も世界自然遺産登録前の平成22年度と比較して1.25倍となる見込みであります。平成28年度の新船就航は所要時間が1時間半短縮されるだけでなく、竹芝出港時間が1時間遅くなることにより、東京前泊なしで乗船可能な集客圏が拡大するため日程的・費用的にも集客力の向上が期待できる絶好の機会と捉えております。平成28年7月に控えた新船就航によるメリットを最大限PRするため、人員体制を強化した小笠原村観光局において、東京前泊なしで乗船可能な地域、特に中部地区・関西地区におけるPR事業や営業活動の充実を図り、新規顧客の掘り起こしに努めてまいります。さらに、リピーター向けのイベント・情報発信等も充実することで、再来訪の動機づけに結びつけてまいります。

また、リピーターに何回も再訪していただくためには、交通アクセスや現地の宿泊、ツアー、お土産品、飲食店等観光客がかかわるさまざまな要素において満足度を向上させる努力が必要であります。その中で、実際にお客様と接する事業者の果たす役割は非常に大きく、村としては来年度も東京都や父島・母島両観光協会、海運会社と連携し、満足度向上のための調査や講習会、村内イベントの実施等を行ってまいります。

また、クルーズ船につきましては、昨年飛鳥Ⅱの初入港において各関係機関と連携し盛大な歓迎をいたしました。現在、東京都による二見港のリニューアルが行われており、ハード面においてもクルーズ船のお客様の受け入れ体制が整備されます。村内での宿泊ということにはなりませんが、ツアーやお土産などの島内消費の活発な方が多いことから、関係機関と連携し受け入れ体制の充実を図ってまいります。

一方で、世界自然遺産に登録されたことで、小笠原の自然環境がより注目されております。小笠原の貴重な自然環境を持続的に利用していくため、エコツーリズム協議会におけるガイド育成制度の構築など事業運営のさらなる充実を図ってまいります。また、懸案でありましたエコツーリズム全体構想につきましては、現在関係省庁との事前協議中でございます。平成26年度内に最終案の作成を行い、平成27年度に環境省へ認定申請を行えるよう作業を進めているところでございます。

村道につきましては、全国的に施設の老朽化が進んでいることから長寿命化の対策が進められているところでありますが、振興開発事業におきましては、大村清瀬トンネルの将来的な道路交通の安全確保に向け、国で定められた要領に基づき定期点検及び補修計画の策定を実施してまいります。

また、市町村土木補助事業として診療所前の大神宮線において舗装改修及び歩道の拡幅工事を予定しております。

簡易水道事業につきましては、平成20年度から進められていた扇浦浄水場移転事業が、いよいよ完了の運びとなりました。日本の水道施設としては、初めて帯磁性イオン交換処理技術を採用しております。現在は最終段階で、稼働試験を行っております。3月27日に竣工式を予定しておりますので、議員の皆様にもご出席をお願い申し上げます。

母島沖村浄水場の更新につきましては、平成26年度より着手し、平成32年4月の供用開始に向け、更新事業を進めてまいります。

都営水道の一元化につきましては、平成23年度より東京都予算要望を行っておりますが、他町村と協調しながら実現に向けて、引き続き要望を続けてまいります。

下水道事業、浄化槽事業の使用料の改定につきましては、平成25年5月から3年間をかけて段階的に改定することになっており、平成27年度が最終年度となりますので所要の条例改正については今議会に上程させていただいております。この件につきましては、改めて村民だより等で広報してまいります。

持続可能な循環型社会構築につきましては、本土との広域連携を強化しており、ここ数年のリサイクル率は3割台で推移しております。今後は、さらなる焼却量の削減に向け、生ごみリサイクル等に対応する父島新リレーセンターの整備等による循環システム構築を推進いたします。

シロアリ対策につきましては、重点対策中である母島蝙蝠谷周辺及び北部域のイエシロアリ根絶事業を引き続き実施するとともに、父島においても「人とシロアリの住み分け方針」のかなめである長期反復作業を継続し、学術関係機関等との連携も図りながら総合対策を推進します。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い教育委員会制度が大きく変わります。この変更は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会の連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しなどを行うものです。具体的には、教育委員長と

教育長を一本化した新「教育長」の設置や、首長の招集による首長と教育委員会が構成員となる「総合教育会議」の設置等が柱となり、首長の権限を強化するとともに首長と新教育長の責任を明確化し、いじめ問題など緊急事態発生時にも的確に対応できるようになります。

学校教育につきましては、これまで同様「学力の向上」と「人間形成」を柱に、日本人であることに誇りを持ち、世界に貢献できる心豊かな人間の育成を目指してまいります。

学校施設の整備につきましては、小笠原小・中学校が築後40年以上経過し、電気設備等がかなり老朽化していることから、これらの更新を進めてまいります。また、母島の小中学校におきましては、平成28年度に設置予定の特別支援学級の教室整備や体育館の改修を行ってまいります。

社会体育施設につきましては、父島では奥村運動場ゲートボール場の休憩施設設置、母島では評議平運動場テニスコートの改修を予定しております。

文化財関係におきましては、歴史資料等を電子データ化するなど文化財の保護・活用等の文化財行政の推進に努めてまいります。

以上、所信を述べさせていただきましたが、本年もこれまでの施策・事業の着実な実施とともに、本村の厳しい状況を踏まえて職員一同不断の努力を重ねてまいる所存でございます。議員諸氏並びに村民の皆様のご支援、ご協力をお願いいたします。

本定例会には、「非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）」をはじめ議案36件、報告1件、同意1件を上程させていただいております。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（佐々木幸美君） 村長の所信が終わりました。

◎一般質問

○議長（佐々木幸美君） これより一般質問に入ります。

質問のある議員は挙手をしてください。

◇ 片 股 敬 昌 君

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） 2番、片股敬昌です。

まず1つ目は、絶滅危惧種になっているアカガシラカラスバトの保護について伺います。

アカガシラカラスバトは、環境省レッドリストの中でごく近い将来、野生での絶滅の危険性が極めて高いとされている天然記念物になっています。そのことから、研究者や専門家、そしてさまざまな人たちが絶滅から救うための活動が始まりました。その取り組みの一つとして野ネコ対策があります。野ネコをそのまま放置しているとハトは絶滅すると推定され、捕獲が始まり野ネコが少なくなってきたことから、最近では若いハトが私たちの身近なところで見られるようになってきました。この後も順調に数を増やしていけるかどうか、今とても重要なところに来ております。この絶滅が心配されているアカガシラカラスバトを保護するため、国・東京都及び小笠原村においてどのような法律や条例等が規定されているのか伺います。

次に、新しい扇浦の浄水場について伺います。

浄水場が今まで海岸に面した低地にありましたが、このたび津波の心配のない高台に移転されたことは大変よかったと思っております。新しい浄水場が完成したことで、今まで以上に安心して飲める水が提供されるのか等、村民が持っている素朴な疑問点について伺ってまいります。

まず初めに、今までと今回の浄水処理方法はどのように変わったのか伺います。

以下、細かい質問は自席にてさせていただきます。よろしくご答弁ください。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 片股議員のご質問に答弁をさせていただきます。

扇浦浄水場についてご質問をいただきました。扇浦浄水場は、平成20年度から7年間かけてまして整備を行い、3月27日に竣工式を迎える運びとなりました。村民見学会も6月の水道週間に合わせて予定されておりますので、ご来場をぜひともお願いを申し上げます。

新しい浄水場では、公営水道として帯磁性イオン交換樹脂による処理方法は国内で初めてでございます。海外では既に実績があるところでございますが、水質改善については大いに期待をしているところでございます。

また、個別具体的な部分に関しましては担当課長に答弁をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、アカガシラカラスバトについてのご質問に関しても、具体的な答弁を担当課長にさせますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 片股議員の1点目のアカガシラカラスバトの保護について答弁させていただきます。

小笠原諸島の希少種として絶滅の危機を迎えているアカガシラカラスバトを守るための法的規制についてのご質問ということで答弁させていただきます。

まず、国の法律で適用されるのは、文化庁が所管し天然記念物を保護するための文化財保護法と、環境省が所管し希少な動植物の保存を目的とした絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、省略すると種の保存法と言いますけれども、2つがあります。アカガシラカラスバトに関しましては、文化財保護法及び種の保存法に基づいて守られており、種の保存法に基づく保護増殖計画が作成されております。

このアカガシラカラスバト保護増殖計画をつくるまでの取り組みを説明いたしますと、平成20年にIUCNの地域課題をまとめる専門家を小笠原に招聘し、村民を交えた国際ワークショップを開催いたしました。その中で、村民とともにアカガシラカラスバトを守っていくための課題と具体的な取り組みについて議論を重ねました。このときの報告書をもとに、域外保全の考え方や滅失事故を防ぐためにまずやらなければならない事業計画等が決められ、その報告に従って小笠原村飼いネコ適性飼養条例の改正を行いました。改正内容といたしましては、飼いネコへのマイクロチップ装着の義務化ということで、この条例改正によりまして飼いネコと野ネコを区別することができるようになり、環境省による山城のネコ捕獲事業が開始されることとなりました。また、この条例を適正に進めるため、飼い主との連携を強化する普及啓発事業といたしまして、東京都獣医師会の派遣診療を事業化するとともに、村内に飼い主の会を立ち上げ、ネコ対策に関する村民の理解を深める努力を続け、現在に至っております。

このような事業を進めてきた結果、議員の言われるように、かつては山の中でしか見られなかったアカガシラカラスバトが劇的に回復し、集落内でも見られることとなりました。今後も村民と一体となり、アカガシラカラスバトの保護対策を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木幸美君） 建設水道課長、篠田君。

○建設水道課長（篠田千鶴男君） 今までと今回の浄水処理方法はどのように変わったのかというご質問ですが、新浄水場では、従来の処理方法にプラスして帯磁性イオン交換樹脂処理システムを採用しております。磁性を帯びたイオン交換樹脂に原水を上向流で接触させ、

有機物をイオン交換処理する技術ですが、消毒に使われる塩素と水中の有機物が反応してできる消毒副生成物の低減対策に有効な新しい浄水処理技術となっております。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） それでは、アカガシラカラスバトの再質問をさせていただきます。

山の中にハトの餌となる木の実がほとんどないということから、飼いネコに襲われる、あるいは交通事故に遭うなど、危険な集落内におりてくることになりますが、ハトが本来の生息場所である山の中にいられるように、ハトの餌となるそうした実がなる在来樹木を植樹するべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 東京都及び国におきましては、自然再生事業の中で外来植物の駆除と在来植物の回復事業を進めております。近年、各事業の効果も非常にあらわれており、在来植物についても順調に回復傾向にあります。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） 確かに山の中を歩いていて、モクマオウとかいろいろな外来種が駆除されているのを目にいたします。そうして伐採が進みますと、在来種、これは自然的に回復していくと思うんですが、先ほど言いましたように、ハトの餌となる例えばアコウザンショウとかヒメフトモモ、アカテツ、シマホルト、こうした樹木の回復は遅いのではないかとちょっと考えてしまうのですが、こうした樹木に対して積極的に植樹していく、こういう考えはないのでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 世界遺産を所管しておりますユネスコの諮問機関、その中のIUCNの基本的な考え方におきましては、基本的に自然再生であり、できる限りは外来種駆除後の自然再生を推奨しています。今のところ、餌木を目的とした特定樹種の植樹というのはその中で考えておりません。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） それでは、野ネコの捕獲事業、これは根絶を目指して最後まで事業は続けられるのでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 環境省の事業方針といたしましては、一応根絶を目指す方向で進めております。實際上、環境省のほうの事業、野ネコの捕獲事業の進捗状況とい

たしましては、2年前には残り10頭程度まで下げられております。その後、昨年カメラセンサーを行った結果、最後の10頭の難捕獲ネコが子ネコを連れているような場面がかなり映っておりますので、現在二十数頭にまた増えてしまったという報告がございました。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） ただいまその最後の10頭が、捕獲が難しくなっているというお話でした。これは何が原因でそうになっているのか、お願いします。

○議長（佐々木幸美君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） なぜという正確なところにつきましてはちょっとわかりませんが、恐らく学習能力の高いネコが、捕獲かごを危険なものと判断しているのではないかと考えています。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） ハトの餌となる木の実をネズミが食べあさっている、そのことからハトの餌が少なくなっているのではないかと、そう考えられるのですが、この山の中にいるネズミ対策も行っているのでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 最近のネズミ対策につきましては、現在環境省で検討中でございます。今後具体的な取り組み方針が環境省のほうから出されることとなりますので、村としても有人島全体のネズミ対策についてこれからも要望していきたいと考えております。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） ある方から本を借りまして読んでみますと、ネズミという生き物は大変賢い生き物で、下手すると島を全滅させてしまうほどの力を持っているということが書いてありました。毒餌を食べて苦しむ仲間を見ると、ほかのネズミが全く食べなくなる、そういう生き物だということが書いてありました。大変このネズミの駆除は難しい作業ですけれども、根気強く引き続きお願いしたいと思います。

それでは、飼いネコなどのペットが身近に我々のところにやってくることによりましてハトが襲われると、そういう事案が発生しているようですけれども、こうしたことがないような飼い主に対する十分な、例えばネコに餌を与えるなど適正な管理をしてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 飼いネコにつきましては、動物愛護法及び小笠原村飼いネコ適性飼養条例の中で、飼い主の責務として、飼いネコに対しては適正に飼養する旨がうたわれております。また、ハトへの被害を防ぐ上で、村では屋内での飼養を奨励しております。また、ハトの集落内での目撃情報が出た場合、その近辺の飼い主の方たちにハト情報というのを周知しておりますので、そういう形で防いでおります。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） 飼い主にはぜひそういった自覚を持っていただきたいと思います、ハトの事故として最近交通事故死が増えているというふうに聞いております。これらを防ぐために道路標識作製、あるいはドライバーへの注意喚起、こういったことが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 議員も多分見ていると思いますけれども、東平等の生息区域、その近辺にはドライバーにハトに注意していただく旨の標識を立てております。また、先ほどの島内で目撃情報が出た場合、その近辺の道路事情に合わせた形で対応しております。例えば集落内のカーブや何かのところで、見通し等でなかなかすぐに気がつかないというような場所につきましては、沿道植栽の伐採、また注意喚起の立て看板を設置して未然に事故を防ぐようにしております。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） ハトが増えてきたということは、バードウォッチャーたくさんおります。そうした方々が楽しむ、恐らく観光に寄与する面が非常に多いと思うんですが、これらのガイドさんの育成も必要ではないかと考えますが、いかがですか。

○議長（佐々木幸美君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） アカガシラカラスバトの観察につきましては、観光協会の自主ルールが既に策定されておまして、陸域ガイドの方たちはこのルールに従いガイド業を行っております。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） ガイドルールの中に半径10メートル以内には接近しないとなっているようですけれども、私の個人的な体験をちょっとお話ししますと、ある山中で2羽のハトが向こうから私のほうにひょこひょこ歩いてやってきました。足もと、そうですね、30センチぐらいのところをずっと通っていきました。それを見ながら、本当にこのハトという

のは人間を恐れない生き物だなというのをつくづく感じました。本当にかわいい生き物だなというふうに思ったわけですが、アカガシラカラスバトを捕獲したり、あるいは売買した場合の罰則規定、どうなっているのでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 先ほどの法規制の中で2つ法律を説明させていただきました。その中で、文化財保護法の中では5年以下の懲役もしくは禁錮または30万円以下の罰金に処せられます。もう1個の種の保存法に関しましては、5年以下の懲役または500万円以下の罰金となっております。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） 先日のニュースでも皆さんご覧になっていると思うんですけども、ボウガンというんですか、見たことはありませんが、そういった銃によって矢の刺さったコハクチョウが見つかりまして、結果的に死亡するという事件がありました。当村でもやっぱり何が起こるかわかりません。世界自然遺産の島にはアカガシラカラスバトのほかにもカタマイマイをはじめオガサワラシジミ、あるいはハハジマメグロなど多数の保護すべき動植物が存在しています。これらの生き物と我々がともに暮らしていける島づくりを目指して、今後とも引き続き保護対策を講じられますようお願いいたします。

次に、新しい浄水場のほうの質問に移ります。

先ほどの建設水道課長の答弁で、新しい浄水場は、従来の処理方法にプラスして帯磁性イオン交換樹脂処理システムを採用しているということでした。その前に、かつてこのような問題がありました。その点を伺いますが、蛇口をひねったときに真っ白い水が出てきて、一瞬この水は一体何だろうか、不安に思った村民がたくさんいたと思うんですね。その辺の事情から、どうしてこういうことがあったのか説明いただきたいと思います。

○議長（佐々木幸美君） 建設水道課長、篠田君。

○建設水道課長（篠田千鶴男君） 新しい浄水場になってもこの白くなることは同じなんですけれども、原因としては空気の混入で、時間がたてば白濁はなくなり、水質的には問題はありません。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） わかりました。真っ白い水を見てびっくりした村民は多かったと思うんですけども、空気が混入しただけだということでしたので、安心していただけたと思います。

それでは、水を消毒するために学校プールなどでも使われておりますこの塩素の注入率、これは減るのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 建設水道課長、篠田君。

○建設水道課長（篠田千鶴男君） 塩素の注入率は減ることがあっても増えることはないと考えております。塩素を消費する大きな要因は水中の有機物を代表とする溶解物と水温です。大きな要因である溶解性有機物を除去できれば、その分塩素の注入率も少なく済むと期待しております。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） 塩素を使いますと発がん性が疑われますトリハロメタン、これが出ると言われていますが、これはどうなるか伺います。

○議長（佐々木幸美君） 建設水道課長、篠田君。

○建設水道課長（篠田千鶴男君） トリハロメタンは消毒に使われる塩素と水中の有機物が反応してできる物質です。小笠原の水源はほとんどをダムに依存しており、そのダム水には多くの有機物が含まれています。凝集沈殿によって除去できなかった溶解性有機物を効率よく除去できればトリハロメタンの生成を抑えられますので、本システムの採用で低減できることを期待しております。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） 雨の多い季節とかからから天気などによってダムの中の水質が変わってくるのではないかと考えておりますけれども、そこらへの対応は問題はないでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 建設水道課長、篠田君。

○建設水道課長（篠田千鶴男君） 議員ご指摘のとおり、浄水場で処理する原水は雨の降り方次第では一変しますし、季節によっても変化があります。このため、新浄水場には連珠ダムに匹敵する規模の3,400立米の原水調整池を設けてございます。大雨による原水水質の急変を抑えるためと水量の確保が目的ですが、原水水質が安定することにより浄水処理も確実となり、急変したダム水に対しても余裕を持って対応ができます。また、移転後の跡地には第2原水調整池を計画しておりますので、完成後はより一層の安定化が図れるものと考えております。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） 移転後の跡地計画についても答弁がございました。それによってより安定した浄水処理がされるものと期待しています。

では、新技術の説明の中にありました帯磁性イオン交換樹脂の寿命はどの程度なのでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 建設水道課長、篠田君。

○建設水道課長（篠田千鶴男君） 帯磁性イオン交換樹脂ですが、繰り返し再生利用できます。接触槽から部分的に樹脂を取り出し、再生ユニットで再生した後、再び接触槽に戻します。上向流のため若干の流出はありますので補充が必要となります。また、再生には食塩を使うことになります。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） 繰り返し再生利用できるということでしたので、大きなメリットだと思います。

では、最終的に残る汚れた水はどのように処理されるのでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 建設水道課長、篠田君。

○建設水道課長（篠田千鶴男君） 浄水場で処理した原水はほとんどが浄水となりますが、凝集沈殿やろ過池の洗浄等により一部は排泥が生じます。これらは排水処理施設で濃縮され、上水は原水調整池に戻され、原水として再利用されます。また、濃縮された排泥は脱水機にかけられ、含水率65%の発生土となります。この発生土は土壌の改良剤として有効活用を図ります。また、帯磁性イオン交換樹脂の再生により発生した廃液につきましては、し尿処理場に持ち込んで処理をいたします。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） いずれにしても、最終的には土壌の改良剤として有効活用を図るということのようでした。このような浄水処理システムは、日本においてどこで小笠原と同じような水処理が運用されているのでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 建設水道課長、篠田君。

○建設水道課長（篠田千鶴男君） 同システムの日本での初めての採用は山形県食肉公社の現場で、用水を製造・供給する事業で運用されていると伺っております。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） 民間では既に1社実績があるようでございますが、公営水道としては、先ほど村長の所信の中にもありましたけれども初めてということでした。小笠原村の成功は、同じような悩みを持つ島しょ部や、日本のみならずアジア太平洋の島しょ国にとっても重要と考えております。

開所式までこぎつけた今日までの苦勞とあわせて、今はどのような見解を持っていられるか伺います。

○議長（佐々木幸美君） 建設水道課長、篠田君。

○建設水道課長（篠田千鶴男君） 浄水処理方法の選定に当たっては、水道コンサルに委託していろいろ検討してきましたがなかなか結論は出ませんでした。そこで、東京都福祉保健局、水道局、首都大学東京、小笠原村で構成する浄水処理検討委員会を設置し、最適な浄水処理方法を検討しました。委員会では、膜処理しかないのではないかと結論が出そうでしたが、多額の電力や廃棄物処理で課題が残りました。たまたま水道協会雑誌に載っていた記事を見つけ、茨城県霞ケ浦で行っていた実証実験を観察、視察して、小笠原でいけそうだということで島での実証実験を行いました。基本設計の策定から完成までには、場所の選定からオオコウモリなどの希少種対応、東日本大震災などいろいろありましたが、無事供用を開始できることは喜びにたえません。

新浄水場稼働後は、公営水道として初採用の帯磁性イオン交換樹脂による処理方法から得た情報を集め、同様の悩みを持つ地域へ何らかの形で発信できればと考えております。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） 大いに期待をしております。安倍総理も「世界に貢献する日本にする」と公言されておられます。世界に貢献する小笠原になってほしいと願っております。

さて、最後の質問にしたいと思いますが、今後水道料金はどうなるのか伺います。

○議長（佐々木幸美君） 建設水道課長、篠田君。

○建設水道課長（篠田千鶴男君） 今回の移転事業に伴った水道料金の改定は考えておりませんが、ご存じのとおり、水道事業は独立採算を基本としておりますので、相応のご負担をお願いする時期が来るかもしれません。ただし、村は町村会を通じて都営水道一元化を要望しているところであり、都道府県単位の広域化は沖縄県や香川県など既に方向性が示されているところもあります。陸域で残る檜原村、島しょ部、各町村と連携をとりながら積極的に働きかけをしますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） 都営水道一元化の要望は過去の定例会でも出されておりました。これが実現するよう、私としても働きかけをしてまいります。

以上で質問を終わります。

◇ 一 木 重 夫 君

○議長（佐々木幸美君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 3番、一木重夫です。

一般質問に先立ち、東日本大震災のことに触れさせていただきます。きょうで4年を迎えます。2011年3月11日。ここの大震災の後に、私はいても立ってもいられなくなりまして、6月下旬に災害ボランティアとして陸前高田に向かいました。そのとき私が担当した瓦れき撤去の場所が、一家4人が亡くなった一軒家の周りのところでした。そのとき……、思い出すともう涙が出てしまうんですが、子供がいる家で、小学生の子供がいたそうです。その小学生も亡くなってしまったんですけれども、学校の上履きとか学用品のオルガン、あと学習机、あとテストの答案、あと写真なんかも出てきました、いっぱい。あとノート、教科書、あと子供が描いた絵なんかもたくさん出てきまして、その遺品の整理なんかも担当をしました。そして昨年、3年半ぶりに陸前高田を訪れまして、随分と復興を遂げたなというふうに感じました。ただ、まだまだ復興の道のりは遠いなと感じた次第であります。

村も津波災害に襲われる場所であります。あのような悲劇を繰り返してはいけないというふうに自分は思っております。物は失っても命は失ってはいけない、そういう津波対策を心がけて4年間執行部に訴えてまいりました。これからも引き続き津波対策事業をしていただければと感じております。

それでは、質問に移りたいと思います。

まず最初に、村長3期目の総括についてでございます。

村長は、3期目を始めるに当たり何を実現しようとして、どのような政策を掲げてきたのか。3年半の結果、実現できた政策、できなかった政策についてその反省点を伺います。そして、今後の課題は何なのかという部分を伺います。

2番目に、村議会における4年間の指摘事項についてでございます。

私はこの4年間の一般質問や委員会の中で、さまざまな意見や要請を執行部にしていまいりました。少しこの4年間を振り返ってみます。私自身、2期目4年間は内地での活動を重点に置きました。村長のように内地での人脈を築くことを目標に、1年のうち約4カ月は内地で活動をしてまいりました。幸いにも多くの国会議員、地方議員、国や東京都の役所の方々との交流を深めることができました。そのような内地での政治活動の成果として、この村議会という場で4年間執行部に働きかけをしてまいりました。

この4年間を振り返ると、気づいたことがあります。執行部に注文ばかりしていた割に、

随分とたくさん執行部との協力で実現できた政策があったなと思いました。村政初となる南鳥島への行政視察。小笠原諸島のスケールの大きさを実感し、国に要望するあらゆる場面でこの視察は役立ちました。遺骨収集では「滑走路の下までやる」と安倍総理が明言をしてくれました。また、特定防衛施設の調整交付金の4,500万円の新規の獲得。2010年に特定防衛施設の法律改正が実施をされまして、このタイミングがチャンスとばかりに議会も執行部も深く攻め込みました。今年はさらに1,000万円増額をされました。

去年はとても忙しい年となりました。急患搬送と災害時支援のため、オスプレイの決議をしまして、防衛大臣と米軍とともにオスプレイが小笠原まで来てくれました。あのとき村長が「飛行場もない地域で大変有効だ」とコメントしてくれたとき、心から救われた気持ちがありました。中国漁船の問題は現在も継続中ではありますが、村議会と執行部がまさに両輪となって動き回っています。罰金の引き上げも相応の効果があったと思います。

また、つい先日には、執行部と議会の要望で、テレビ会議で一部の裁判ができるようになりました。法務大臣や最高裁判所まで要望に行ったのは村政始まって以来ではないでしょうか。

村内での政治活動でも、執行部は私の4年間の指摘事項を实によく実現してくれたと思います。職員給与の改定、環境課の設置、保育園裏の津波避難道の設置など大変困難な課題に真剣に取り組んでいただけたと思っています。4年間で執行部に指摘することが非常に多岐にわたり、執行部には本当にご苦勞をかけたと思う次第です。そのような中でも真摯に私の指摘を受けとめ、予算化して、あるいは国や東京都に働きかけをして政策を実現してくれたことに心より感謝を申し上げます。懇意にしています地方議員からほかの自治体の話を聞きますと、村の執行部は住民の代表である村議会の意見をよく聞いてくれると、心からそう感じております。

一方、小笠原村には、航空路や復帰50年に向けた特措法、暫定措置法の改正など、村議会と執行部が両輪になって今後も国や東京都に働きかけをしなければならない大きな課題が残されています。また、私が一貫して執行部に指摘をしております休日一時保育、外国人旅行者誘致、入湯税の導入、調査研究のさらなる発展など、まだまだやり残している村内の政策課題もございます。これらの課題を執行部と両輪になって実現するために、私は3期目の村議会議員選挙に立候補するつもりでいます。（拍手）ありがとうございます。

これらの課題について、村長の将来的なビジョンと重ね合わせて所見を伺います。

また、この4年間を振り返った政策の実現について所見があれば答弁をお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 一木議員のご質問に答弁をさせていただきます。

冒頭、東日本大震災のことに触れられました。本日4年目ということで、午後、災害発生時に村民の皆様にも1分間の黙禱をご協力いただくということになっておりますが、あのときの一木議員の行動力には敬意を表するものであります。いち早くボランティアで被災地に駆けつけたということ。私としては未曾有の災害を、テレビを通して目の当たりにしたと。ああいうことは今まで、65歳になるんですけれども、初めての経験でございました。あのときに、これからシーズンになるわけですが、立て続けにこの後卒業式がございます。小学校、中学校、高校、ここで普通に卒業式ができる幸せというのをかみしめていただきたいということを卒業式場で子供たちに語りかけさせていただきました。そういうことを本当にあの事象では多くの村民も知ったんだと思います。

また、所信でも申し述べさせていただきましたが、村としてもできるだけ、津波だけではなくて防災対策を講じていきますけれども、公助にも限界があるということで、今まで以上に、津波が来たらまず高台に逃げるということを周知徹底していきたいと、このように思っているところでございます。

私の3期目について総括ということだと思いますが、ご質問がありました。私、平成15年に就任をいたしまして、第3次小笠原村総合計画を当時の職員と自前でつくらせていただきました。平成16年から始まった10年計画なんですが、私が目指していたのはこの第3次総合計画の中でうたっていた村の将来像の実現であります。ずっと住み続けたい島、もう一度行ってみたい島と皆さんに言っていただけるような小笠原村の村づくりでございました。したがって、1期、2期、3期という中で継続してこの課題に取り組んできたというふうにご理解をいただければと思うところでございます。

まず、豊かな自然は小笠原の財産であるという考え方のもとに「人と自然が共生する村」、交通アクセスや情報アクセスの改善「インフラの充実を図って快適に暮らせる村」、産業の振興と産業間の連携、経済活動の活性化「活力ある産業で自立発展する村」、保健・医療・福祉及び消防・防災体制の充実を実現して「全ての人が安心して暮らせる村」、教育・子育て支援の充実、芸術・文化活動、歴史の勉強ということから「豊かな心でゆとりを持って暮らせる村」、エコツアーの推進、フィールド整備、小笠原らしい景観形成ということ掲げて「国民のオアシスを提供する村」と第3次総合計画の中ではこういうことをうたって、こういう村を実現するために努力をしてまいってきたところでございます。

父島における返還祭の毎年開催、村主催の硫黄島墓参への中学生だけではなくて一般村民の参加、複合施設の建設と母島の介護施設の充実、本土との海底光ケーブルの敷設、世界自然遺産への登録、硫黄島の滑走路下の遺骨収集のロードマップの策定を国にさせていただきました。防災施設として議会からのご指摘もいただいた奥村交流センターの開設などをはじめとしまして、各分野において多くの目標を達成できたのではないかと考えております。それなりの成果を上げてきたなというふうに思っているところでございます。

しかしながら、最重要課題と位置づけてきた航空路の開設については、道筋をつけることができませんでした。先輩たちが返還以来このことをご苦労されていたのをその末席のほうでいつも見ていた私にとっては、このことはまことに残念至極のことと考えております。諦めたわけではございません。

昨今では、航空路の開設をはじめ、沖ノ鳥島、南鳥島などの国境離島を含む離島全般にわたる国の動きや、小笠原諸島の海域における海洋資源開発の可能性などをめぐる海洋政策の動き、また東日本大震災等を教訓とした防災対策の見通しなど、本村を取り巻く環境も大きく変化をしてきております。今後の村づくりを考えるとき、これらの変化を的確に捉えていくことが大事なんだろうと、このように思っているところでございます。

私は本村の将来を考えるときに、改めて以下の2点が大事だと思っています。

1つ目は、やはり本土から1,000キロ離れているというこの地理的条件です。また2つ目は、旧島民の不在の24年間の空白がありまして、戦前、父島、母島、硫黄島に5つの村があったものが返還後小笠原村一村になりまして、父島、母島は50キロ離れているという、まず離れていてなおかつ一つの村というまことに特異な例。母島の北村は集落地域に振興事業上はなっておりませんし、硫黄島には旧島民が帰島できないという状況がございます。これらの歴史的な変化から派生してくるいろいろな課題というのは数限りないと思っております。この2点をこれからの村づくりを考えるときに大事なところになってくるのだろうと思います。

特に返還50周年、今任期の中でも皆様から振興事業のあり方、今後どうだといういろいろな課題解決の案が出ましたが、今言ったようなところを押さえておきませんと、なかなか何が難しいのかということが理解できないことがございます。これらをきちんと踏まえて、これからも努力をしていくべきだというふうに考えているところでございます。

また、一木議員の4年間の中でのお話の中で、やはり私もマーカス、南鳥島への視察が実現したということ、これは大変大きなことだったと思います。それから、百聞は一見にし

かず、オスプレイですね。巷間、マスコミ報道ではいろいろ言われておりましたけれども、私どものところにおり立ったあの姿を見ましたら、決して音がうるさいとかそういうことではない。航空路、滑走路がない私たちのようなところこそ、ああいうものがいざというとき防災、災害救援ですとかいざというときに役に立つというふうに思ったのは全く素直な実感でございました。そのようなところを感じたところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 航空路、小笠原に対してまだまだ課題があると、この3年半では道筋をつけることができなかったという反省点を述べられたわけですが、今後、村長、私はこの4月の選挙でもう一回チャレンジをしてみると先ほど発言したんですけれども、村長自身は7月の村長選挙、これ今後の課題解決に向けてまたチャレンジをするつもりでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） ちょっと答弁長くなるかもしれませんが、ご容赦を願いたいです。

先ほども申し上げましたが、私自身は村長選に立候補するときに3期12年、それで村づくりをというのが自分の思っていた一つの区切りでございました。昨年、中国船のサンゴの密漁船問題がありまして、国・東京都、皆さんと一緒に歩いていた中で、今このようなときにまだまだ責任持たなくちゃいかなという声をいただきました。また、村内からは一昨年、昨年と返還直後から村づくりのために大変ご尽力されていた先輩方が相次いで他界されたということがございます。そのときに私に対していただいた言葉が、返還50年という節目を、返還直後のことをわかっている人間が携わらないということはないのではないかなというような言葉。それから、ようやく新造船の道筋をつけたのにその竣工を見ないでというのはどういうことなんだということ。で、先ほどから話題になっている航空路の道筋でございます。ということから、私も今支援者の方と最終的な調整はしているところではございますが、出馬をすることを前向きに考えて今周辺の整理をしているところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 了解しました。4期目に向けて今調整中ということでありますけれども、その中でまた最重要課題というのは何でしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） まず、1,000キロ離れたという地形的な、地理的な条件から、民生の安定のためには航空路の開設というのは不可欠だと思っております。と同時に、近年、先ほども申し上げさせていただきましたが、小笠原村を取り巻く環境が大きく変わってきました。特にサンゴの密漁船のときに、それは密漁でしたが、私や議長が振興審議会でも言っていた国境離島としての小笠原の位置づけ、改めて具体的な危機みたいなことで多くの日本の国民の方に知っていただいたと思います。そういう観点からも航空路の開設というのが必要なんだと思っております。これが1つ。

もう一つ、先ほども申し上げましたが、24年間の空白があって、住民の。当時5村あったものが今一村になっていると。これらの問題から派生するいろいろなことがございます。これらを今返還直後から携わってきた我々が、整理できるところは整理をして次の時代の方々に送っていかなくちゃいけないと、そのように思っているんです。要するに、次の時代を担う人にできるだけツケを残さない、それは今いろいろな事情をわかっている私どもの役目ではないかと、このように思っているところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 最重要課題、今2点伺いました。航空路の開設という部分とあとこれまでの小笠原法に規定された部分の整理と課題解決だというふうに認識しております。私も3期目にチャレンジするに当たり今の2点が、私もその2点が最重要課題だというふうに私も考えております。これまで私は子育て支援と観光振興と環境保全というこの3つのテーマを中心にやってきたんですけれども、今後は航空路とあと小笠原法の整理という部分を最重要課題として取り組んでいかなければというふうに私も感じています。

今後、村長とともに、執行部と議会が両輪でより前に進めるように、小笠原の未来を新たににつくれるように精進をしてまいりたいと思っておりますので、今後とも執行部の皆さん、そして議会の皆さん、よろしくお願いをしてみたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（佐々木幸美君） お諮りします。

時間の都合上、暫時休憩したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、暫時休憩いたします。

再開は午後2時からいたします。よろしくお願いします。

（午前11時40分）

○議長（佐々木幸美君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

（午後２時）

◇ 高 橋 研 史 君

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○１番（高橋研史君） １番、高橋研史でございます。

本日もあと四十数分いたしますと、４年前に起きました東日本大震災から丸４年を経過しようとしております。後ほど村でも黙禱がなされると思います。議会におきましても昨年の秋、陸前高田市並びに気仙沼ですか、被災状況等々を視察のため訪問させていただきました。その中でいかに避難が大事であるかということを改めて痛感いたしました。陸前高田市におきましては、単なる早い避難とか早期の避難という言葉を使わずに、積極的避難という言葉を使っておりました。この積極的という意味の持つ大きさにぜひとも村民の皆様も気づいていただき、また行政にありましてはいかに避難が大切であるかということをもう一度周知するために、この陸前高田市の取り組み等についてももう一度再確認していただきたいと思います。

今もなお25万人の方がこの震災によって避難生活を余儀なくされているということです。考えてみますと、この小笠原村100村分の方がいまだに我が家に帰れずに、仮設住宅あるいはよその地において避難生活をしているというこの現実。一日も早く復興をなし遂げて、皆様がもとの幸せの暮らしに戻れますよう、心からお祈りする次第でございます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

今回は私たち村議会議員も任期最後の一般質問となりました。間もなく村長にありましては3期12年の任期を迎えようとしております。そこで、これまでの村政課題への取り組みについて総括的といいますか、まとめた質問をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

まず、冒頭、村長所信でもありましたとおり、最後に所信の中に「本村の厳しい状況を踏まえて、職員一同不断の努力を重ねる所存」云々という文言がございました。よく見てみますと、この厳しい状況という言葉がここのところずっと続いてこの所信の中に使われております。それでは、この厳しい状況というのは村長自身、何を捉えて厳しい状況とおっしゃっているのか、そのところをまず明らかにしていただきたいと思います。

2点目といたしましては、特別措置法の期限の平成30年度がちょうど小笠原村が復帰して50年と重なります。そこで、過去の50年を総括し、将来を見据えた小笠原振興のあり方、またそれを実現するための法体系の仕組みを要望していく必要から検討を開始することだがとうたわれておりますけれども、具体的にどのようなこの新体系を望んでいるのかご披露していただきたいと思います。

3点目、重点項目にありました土地利用並びに住宅施策の検討においては、土地利用、いわゆる特別賃借権の設定とか農地法の未施行、暫定特措法などについてまだまだ問題がありなかなか解決できないところがありますけれども、これらについて従来の利用計画にまで踏み込んだ切り込みを入れて新たな展開を考えているのか、そのところもぜひ明らかにしていただきたいと思います。

次に、シロアリ対策なんですけれども、シロアリ対策の父島における「人とシロアリの住み分け方針」という言葉があります。何年も使われてきた言葉なんですけれども、果たして人とシロアリが住み分けられるかという問題もありますけれども、この方針は一体いつ決まったのでしょうか。まずはそのところを教えてください、母島は今根絶に向けた取り組みをしております。母島のできるのであれば父島ではどうなのかということも含めてお答え願えればと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 高橋議員のご質問に答弁をさせていただきます。

所信の中にあります本村の厳しい状況というのは、村長はどのような考えのもとかというご質問に対してまずお答えをさせていただきます。

この所信の結びに使わせていただいております本村の厳しい状況ということでございますが、この表現につきましては、平成18年の所信から結びの言葉に使っております。ご記憶かと思いますが、当時はT S Lの就航断念という大きな出来事があったときでございます。その後も私は、本土から1,000キロ離れた超遠隔離島ゆえの厳しい条件がさまざまな本村の課題を生み、またその課題が容易でないことから、毎年この厳しい状況という言葉を使わせていただいております。特段、個別具体的な案件ということではなくて、この1,000キロ離れているという地理的条件下が大変厳しい状況を生むと、いろいろな課題を発生させるということで使っておるわけでございます。議員や村民の皆様にも、私をはじめとした職員一同の村政運営を担う決意であるというふうにご理解をいただければ幸いです。

平成30年度が復帰50周年と重なり、具体的にどのようなことを考えておるのかというご質

間がございました。現行の特別措置法は平成31年3月31日まで延長をされました。その最終年度であります平成30年度はまさに小笠原諸島の復帰50周年に当たり、4年後に改正延長を目指す特別措置法は復帰50年後の最初の法律となります。復帰以降、特別措置法のもと、生活や産業などの基盤整備は相応の成果を上げてきていることは言うまでもございませんが、その一方では、旧島民の帰島問題、特別賃借権の設定や農地法の未執行、それらによる土地や権利の問題など、長い経過の中でその解決に困難を伴う課題も存在しています。また、時代の変遷やほかの離島の状況に目を向けますと、離島振興法や奄美の特別措置法でソフト事業の交付金が導入されたように、小笠原諸島においても本村の実態に即した特別措置法の仕組みも模索をしていかなければならないと考えております。

さらに、新たな特別措置法の仕組みを模索する上においては、そもそも特別措置法が成立している根拠要因である「復帰に伴い」の表現を規定から外し、領土・領海や排他的経済水域の確保、保全における小笠原諸島の役割のほか、小笠原諸島の安全の確保なども加味した新たな位置づけで特別措置法を成立させることも検討する必要があると考えているところでございます。

次の法改正延長に向け、まずは特別措置法による50年の経過を検証し、抱えている課題の解決のための方策や交付金制度など新たな仕組みの構築などについて来年度から具体的に検討をしていきますが、いずれにしましても、特別措置法が本村の振興計画の基軸であることには変わりなく、復帰50年以降の本村の村づくりにさらに効果的、有益な法律になるよう検討を進めてまいり所存でございます。

シロアリ、土地利用、住宅政策、それらのところにつきましては、詳細を知ります担当課長に答弁をさせますので、よろしくお願いします。

○議長（佐々木幸美君） 総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） 3点目の土地利用及び住宅政策についてご説明させていただきます。

現行の特別措置法におきましては、定住の促進が目的規定に新たに追加されたところでございます。定住に必要な不可欠な基盤の一つは住宅でございますし、村では都営小笠原住宅の建てかえを軸に新たな小笠原住宅のあり方、また分譲事業のあり方など、村全体の住宅施策を来年度から検討する予定でございます。

住宅施策を検討するに当たりまして、土地利用のあり方を検討することは不可分なことでございます。現在、父島、母島に関する具体的な土地利用計画といたしましては2つござ

います。1つが特措法に基づく振興開発計画上の土地利用計画、もう一つがゾーニングを中心とした村の土地利用計画、この2つがございします。住宅施策を検討するに当たりましてその2つの計画を踏まえることは当然のことでございますが、いわゆるその2つの土地利用計画につきまして、住宅施策の検討を進める中で、計画と施策の整合性を図る上で必要に応じて見直しは図っていききたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） 建設水道課副参事、増山君。

○建設水道課副参事（増山一清君） では、シロアリ対策のことについて答弁をさせていただきます。

村では平成4年から3年間をかけ、専門家の集団であるシロアリ対策団により詳細な調査を実施し、平成7年ごろから本格的な駆除・予防対策を開始しております。当時の父島では山林部はもとより市街地でも非常に高い生息密度が見られ、状況分析の結果、父島全島イエシロアリ駆除には数十年の歳月と大量の薬剤使用が必要になることが判明しております。これでは事実上実施が困難であるとの判断を下し、シロアリ対策団長で当時のイエシロアリ防除の第一人者である故・吉野利夫氏が平成6年に提唱された、住宅地のシロアリを徹底的に駆除することで「人とシロアリの住み分け」をするという考えを村の基本方針として決定しております。

住み分けは、大量の薬剤散布に頼ってイエシロアリの根絶を目指すものではなく、イエシロアリの巣を駆除、人間の生活範囲ではイエシロアリの生息数をできるだけ低く抑えることを目的とし、さらにシロアリ被害に対しては一人一人がシロアリの特性を理解し、みずからシロアリ対策を率先していく姿勢を持ってもらうということも方針の大きな柱としております。

なお、この提言に先立つ平成5年10月の同吉野氏の公文中では、山林中のイエシロアリ対策は国家が検討する問題であるとの指摘が既になされており、全島に蔓延してしまった父島の山林を含むイエシロアリ根絶がいかに困難であるかを示しております。

シロアリ対策は一朝一夕に達成するものではなく、段階を踏んで対策を進めているところです。第1段階としまして、住宅地のイエシロアリ集団の駆除、新築建物の予防処理、住民への啓蒙、第2段階としまして、住宅地周辺の山林に生息するイエシロアリ集団の駆除、第3段階としまして、住宅地及び周辺山林のイエシロアリ集団数低減のための定期的維持管理、父島ではこの第3段階にやっと差しかかっているところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） ありがとうございます。

それでは再質問に入らせていただきますが、すみません、5点目のちょっと属島の問題をはしょりました。時間的にどうかということで、独断というか、壇上で判断させていただきます、ちょっと混乱を生んだかもしれませんが、おわび申し上げます。

以上、問題ということとその他3点を質問させていただきましたが、まずこの厳しい状況というのがどうも私も誤解していたかもしれません。財政状況が厳しいというと財政、財政というところに頭がいてしまいますけれども、確かに財政、気の緩みは絶対できないことでございますけれども、村長が考えている厳しいという文言についてはそういうバックグラウンドがあるんだと。つけ加えて言わせていただければ、この小笠原の持つ歴史ですね。あと西太平洋にぽかっと浮かんでいるという、また周辺諸国の脅威にさらされてきたといういわゆるそういう歴史があるということもこの厳しいという中に一つ加えていただいて、職員の方々も周知していただいて、特に財政課長、何かと厳しい、厳しいという言葉は誤解を生みますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ほかの3点について再質問させていただきます。

復帰50年という数字がもう目の前に近づいてきました。村長の所信におきましてもこの50年というのを見据えたいろいろな施策というものが書かれておりますけれども、どうなんでしょうか、この50年という節目をどう捉えるかと。50年もたったんだから50年までに何とか芽を出してくださいよ、何とかしてくださいよということと、50年をめぐって、50年たったのだから新しい制度、こういうものを考えてもいいのではないかと、そういう意味の50年もあります。

という中で私これ3点を出したのは、まず特措法等の云々というのは、半世紀もたった、これでずっとやってきた。それで今後は50年前にそのいいところ、悪いところをもう一度見直して新たなものにいかうではないかと、それは結構です。あと土地問題等々に関しては、ほかにもありますよ、空港もあります。50年だから、何とか50年前には日の目を見たかったというそういうものもあると思うんですよ。そういった点でこの50年というもの、村長はどのように捉えていらっしゃいますか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 50年という年月というのは、言葉をかえると半世紀という言い方になります。通常、半世紀といいますと、どういうことができ、またどんなふうにかこの世の中

が変わっていくのだろうか。ごく一般的な間でもこの1世紀の中の半世紀というのはそういう位置づけにあるのだらうと思います。

今ご質問にありました本村の場合は、太平洋戦争の末期に強制疎開があつて米国統治下にあつたと、その空白の歴史を経て返還されてから、日本に復帰してから50年という中で、今議員ご指摘の中にもありましたように、さまざまな課題がその空白の歴史の中からも来ているわけです。つまり戦前の形と、ほかのことで答弁をしましたけれども、戦前の小笠原のあつた形ではなくて新しい形での日本復帰になりましたので、当然当時のしがらみみたいなもの、特に土地等々についてはそういうことになるわけですが、それを抱えているということがございます。

特別措置法という特別の考え方、そういう意味で考えましたときに、50年という半世紀たつて、もうそろそろ通常でいいではないかという考え方もあるかと思いますが。私も長になる前、議会の中で議員として議論をしていたときには、もうそろそろ特別措置法ではなくて離島振興法でいいのではないかということを考えたこともございました。まず小笠原が特別措置法になった理由はともかくとしまして、特別措置法の持っているやはり法体系というのは、私どものような遠隔離島、超遠隔離島での振興にはやはりこの法律でやっていくのがまだまだいいんだというふうに思っております。

そしてもう1点、50年たつたからということにおきましては、いろいろな歴史の経緯の中から今の我々の課題があるわけですが、その課題を次の世代になるべく残していかないで、次の世代の人たちが新たな村づくりができるようにそういう整理といいますか、そういうことは今政治の場の中にいる私どもの立場ではないかと思つていまして、そのような感想も述べさせていただいたところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） 存立以来、永遠と続いてきた村の抱える問題、これも50年経過しております。多くの村民の中では50年までにはという気持ちがあると思うんですね。それは50年までには芽を出してくれ、解決してくれという思いであると思います。こういう法改正とかそういうものは、私も50年一区切りという、それはそれでよろしいと思うんですけども、抱えてきた課題の解決というのはやはり50年、何とかその中で、村長12年担当してきたわけですけども、全てが村長の責任になるわけではないんですけども、この50年という節目を期待する村民が多いということを私はここで述べさせていただきたいと思います。

そういった中でシロアリ問題ですけれども、これは先ほど増山副参事さんのほうからなかなか解決できない、これは永遠につき合う問題だよというような答弁がございました。村の中にはそういう問題いっぱいありますね。例えば今始まった世界遺産関係の外来種駆除とか、そういうのも恐らく永遠と続く闘いではないかと思います。そういった位置づけからしますとこのシロアリ対策、一瞬たりとも手を抜けない対策なんですけれども、恐らく20年、30年、40年続くかもしれません。ただ、これが始まった当初のいろいろな科学的環境も年々変わってきて、いついいものが生まれるかもしれません。そういったときに手を緩めずに、なおかついいものがあつたらすぐできるというこういう体制に今あるんですか、シロアリ対策、いかがでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 建設水道課副参事、増山君。

○建設水道課副参事（増山一清君） 平成4年から、村で対策を行ったのが平成4年から始めたわけですけれども、それからもう20年以上対策を行っています。まず対策の成果としてあらわれていることというのは、例えば集落の中ではスウォームの時期でもぱらぱらは出るけれども、昔のような雪が降るような、吹雪のようなそういうスウォームは集落内では見られなくなった。これはもう住み分けの対策の成果が出ているというふうに私も思っています。住み分けですから、山林部にいるシロアリについてはどうするんだということがございます。これは今の現状の対策の手法では多分未来永劫続くと思います。

しかし、議員おっしゃるように、じゃ手をこまねいていいのかということでは決してないというふうに考えています。事実、待っているのではなくて、例えばシロアリの業界も狭うございますから情報はいろいろなところから入ってまいります。そういう情報を一つ一つ使えるのか、使えないのかを含めて、やれるのであれば積極的にここで実験をして試して、有効であれば今外来種対策で山林の部分の外来種を駆除しようという作業が進められています。そういう中でも使えるというふうに考えておりますので、決して後ろ向きではなく、前向きなそういう対応をこれからもやっていきたいというふうに考えています。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） 今後何十年続くかわからない、永遠に続くかもしれないという対策も村で抱えております。なおかつ50年までには、50年を境にという、そのところのきちんとした振り分けを頭の中に入れて今後も対策に当たっていただきたいと思います。

ただ、もう今から手を挙げてしまっただけは何もならないので、先ほど増山副参事が言われたように、何かいいものがあれば一気呵成にやっつけるという気概を持って、ぜひとも事業

を推進していただきたいと思います。

あと、村長、執行部のほうにもお願いするんですけども、やはりこれ専門的な知識が必要です。なおかつ、いつまで続くかわからない、でも負けるわけにはいかない闘いです。それなりの体制をきちんと考えていただきたいと思います。でないと、心豊かに暮らしていける島はできないと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、午前中、一木議員のほうからいろいろな質問がございました。村長の今後に対する取り組みを聞かせていただきましたが、村長ご自身、村が抱える問題をどう整理してこの50年というものを、50年前にやっつけるものがあるのか、50年をめどに、それ以降、そのこのところのちょっと頭の中で整理ができていたものがありましたら、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） まず、先ほども申し上げた半世紀ということと言いますと、航空路開設のことが1つございます。これはこの後も議論に委員会でもなるかもしれませんが、今まで村では国の法律にのっとりた地方空港として、都営空港として定期航路の開設ということでいろいろ議論をしてきました。また模索をしてまいりました。関係機関とも調整をしてまいりました。なかなか多くの方々が見望しているような進捗状況にないというところでございますが、今一生懸命我々でできるところを調整し何とか開設に向けて努力をしているところでございますが、定期航路としての今進めている航空路の開設についてはやはり半世紀たった50年でこの方式でいけるのか、または航空路を開設するにしても別の方法を考えなければいけないのかという一つのめどは出さなければいけないというふうに思っております。これが1点です。

それから、ちょっと抽象的になりましたが、戦前からのことを抱えているために、先ほどもちょっと申し上げましたが、硫黄島の帰島ができないとか、そういう中でも小笠原村でございますので、その行政課題というのは父島、母島、小笠原村の中に必ず出てくるわけです。農地法の問題等もそういうことでございまして、手がどういうふうにつけられるのか、つけられないのか。国と相談しなければならないことについては次の振興法、先ほど来申し上げているのはそういう意味でございまして、次の振興法の中でやはりどういう解決策を模索することができるのか。解決策というのは、今まで大変な課題だと思っていたことを、少し本当に手を加えることができるのかどうかということ、平成27年度から次の改正に向けて検証、模索をしていきたいと、このように思っているところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） ちょっと50年までの解決という部分が余りお伺いできなかったんですけども、例えば特措法なんかは今まで振興開発というのに重きを置いて、それは仕方ないですね、そこにずっと重点を置いてやってきたわけです。我々も傍聴等させていただきましたけれども、議長が、こういうご時世なので海保等をここに常駐できないかというそういう議題を持っていっても、ちょっとこの場のどこで議論するんですかというようなそういうところになってしまっているような面もあるんですね。そこにもってきて、昨年起きたような中国船の事案もありました。

やはり特措法もこれでこのままでいいのかという、やっぱりこういう国境離島を存続させていくためには、振興開発ばかりでなく、そもそも安全でなければいけないというそういう議論が欠けていたんですね。それはもう皆さんお気づきになったことだと思います。ぜひとも、次の50年待たなくてもこれはどこかでそういう場を設けていただけるように、積極的に働きかけてそういう場をつくっていただきたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

最後になりましたけれども、先ほど村長4期目の意欲を示したと私は感じておりました。その理由として、50年までには解決したいものがある、それにはやはり返還から担ってきた我々が負う責任をそれまでに全うして、次の世代に受け継ぎたいというそういう内容だったと思います。私が考えるに、確かにそういう考え方もあるでしょう。しかし、この3期12年の間に50年というのが来るのは見えていたんですよ。であるならば、やはりこの50年までに解決していただきたいというのが私はあったと思います。この50年までに、50年をめどに、50年を境にするのではなくて。そういった点で村長もう一回チャレンジするということですが、私はそういう考え方も含めてこの選挙を、首長の選挙を無風にしてはいけないと思っています。

ということで、私も私自身新たな決意をこの議会、きょうで終わるに当たって新たな決意をしたわけでございますけれども、とにかくこの4年間、皆様方、先輩議員のご指導のもと、何とか議員として全うできたことを感謝しております。議長をはじめ同僚議員の皆様、そしていろいろ支えてくださいました行政の皆様、村長、皆様に感謝を申し上げまして、私の最後の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐々木幸美君） 都合により、暫時休憩をしたいと思います。

再開は50分からということで、ひとつよろしくお願いします。

(午後 2 時 3 5 分)

○議長（佐々木幸美君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

(午後 2 時 4 8 分)

◇ 杉 田 一 男 君

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5 番（杉田一男君） 5 番、杉田一男でございます。

質問の前に、東北大震災被害を受けてから、発生して丸 4 年、被害者の皆さんに哀悼の意を表しますとともに、厳しい復興計画にぜひ頑張っていたいただきたいと思います。

それでは質問をさせていただきます。

本定例会の一般質問は、私にとりましても村長にとりましても任期中最後の一般質問ということで、そして今までいろいろと質問した中で、またきょうの村長の所信をお聞きした中で、ぜひ村長の明確な答弁を求めたいという 2 点に関して質問させていただきたいと思っています。

1 点目は航空路についてでございます。

返還以来、村民の悲願という位置づけの中でそれぞれ官民一体となって要望・陳情活動を繰り広げ、いろいろと紆余曲折の中で兄島案、時雨山、途中に T S L 等も入りましたけれども、最後の一押しで挫折したというのが現状でございます。しかし、そういった中で執行部も含め、東京都・国の皆様の協力も得まして何とか 5 年以上前に P I 協議会が設置されることになりました。私たち議会も村民の皆さんも、航空路設置の基本的な協議会、P I 協議会ができたことで明るい希望を持った方もかなりおられると思います。私もその一人でございます。しかし、残念ながらこの 4 年間、私たちの任期中、一度たりともこの P I 協議会が開かれることはありませんでした。事業主体が東京都ということもありますが、しかし設置主体はあくまでも小笠原村でございます。

なぜ P I 協議会が一度も開かれなかったのか。私は一般質問でも村長に何度も質問いたしました。その中で村長は、政治的配慮を含めて水面下でちゃんと行動していると、安心してくださいと。ただし、配慮の上から細かい部分については今申し上げることはできません。そういう部分で私たちも理解できるところもありましたので、今日まで村長いつ進んだ話をしてくれるのかと思っていましたけれども、最後の一般質問を迎えまして、私は

どうしても村長にこの航空路、水面下ではなく現実的にどうということが話し合われ、そして今現在はこういう状況であるというのを事細かく聞くのは、それは村長の立場上いろいろあると思います。

しかし、村長自身が就任以来、村長の重要政策課題という位置づけの中で、今のまま水面下では進んでいるけれども表には出せないと、そのままで私は、私もそうですけれども、村民の皆様も納得できる部分はないと思います。さらに言えば、やはり4年たった中で航空路に関する村民の皆さんの意識もだんだん薄まってきていると感じております。いざP I 協議会が動き出して、さあゴーだというときに、村民の意識が低下したのでは何にもなりません。

そこで私はあえて村長にお聞きします。村長のつらい立場もわかりますけれども、私は村長の責任において、村長が重要政策課題と位置づけているこの航空路に関しては、村長の責任において村民の皆様にも一歩でも二歩でも進んだお話をぜひしていただきたいと。それは全てさらけ出せとまでは言いません。しかし、村民の皆さんが明るい灯が持てる、そのぐらい進んだことは私はぜひ言っていただきたいと、このことをひとつお聞きしたいと思っています。

2点目は、水産業振興という形で書いてはありますけれども、簡単に言えば、中国密漁船の問題です。父島・母島、小笠原島漁業協同組合がありますけれども、東京都や国、そして村の支援も受けながら水産業振興は順調に私は推移してきたと思っております。しかし、去年あるときから中国船が4隻から始まって最後は200隻、この初動対応の悪さにより小笠原には父島・母島とも相当な甚大な被害を受けたと言っても過言ではないと思います。そして、この初動行動が遅れたことによって、東京都や国もその事後の対策については補正を組んだり迅速な取り組みをしていただいたと思っております。ただ、補正を見ますと小笠原島漁業協同組合に関しましてはほとんど述べられていないというのが現状だと思います。

そこで村長にお聞きしたいのは、この理不尽な、私は侵略だと思いますけれども、荒らされ荒らされて、そして最後は産廃と言われる部分を置いていき、負の遺産が残ったと。この問題に関して当然調査、漁場回復、そして二度とあってはならない話ですけれども、今後あったときに村としてどういう初動体制を組んでいくか。

そして最後には、もう一つは、漁業のいち早い復興をどう考えているか。そして、できれば漁業補償も考えているのか等をぜひ村長の口からお聞きしたいと思っています。

もう1点は、報告を兼ねた私の今までの部分ですので、これは自席にて質問させていただきます。村長、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 杉田議員のご質問に答弁をさせていただきます。

冒頭、東日本大震災のことに触れていただきましたが、先ほど議場並びに村民の皆様には1分間の黙禱をご協力いただきまして、まことにありがとうございます。

航空路についてのご質問をいただきました。

去る2月9日、舩添東京都知事が初めて小笠原に来島されました。短い滞在時間ではございましたが、知事には改めて航空路開設の必要性を訴えたところでございます。また、先般、都議会における三宅正彦議員の小笠原航空路の開設に関する質問に対して舩添知事は、航空路開設が村民の長年にわたる切なる願いであることを強く認識された上で、さまざまな課題がありながらも、自然環境の保全と両立する航空路案が取りまとめられるよう検討する旨、答弁されております。知事の発言にもございますが、小笠原での空港整備の難しさは空港整備と自然環境の保全とを両立させること、またそのことを現行の航空法の中で成立させることにあります。例えば空港整備の一般論として、1,000キロ以上の路線であればジェット機の運航を想定し、1,800メートル以上の滑走路の整備を考えるのが通常ですが、過去私たちが経験してきたとおり、自然環境の保全、また地理的条件から本村では難しいということになります。

機種が選定されれば空港施設の規模はおのずと決まりますので、その意味では1,000キロの就航が可能なジェット機以外の航空機材の選定と確保が大変重要となってきます。その結果として、プロペラ機による滑走路1,200メートルの空港という案に至り、なおかつ自然改変を最小限度に抑え、環境保全に配慮した案というのが村の案でございます。

また、その自然環境に配慮した空港案を現行の航空法の中で成立させなければならない難しさがございます。航空法に素直にのっとれば、洲崎案においては野羊山及び中山峠の先端は削らなければならない規定になっております。東京都の考え方は航空法の規定に当然準拠したものとなっておりますが、削らなくても済むような知恵がないか、東京都と村も一緒に思いと悩みを共有しながらその課題に立ち向かっている状況にございます。

以上のような状況は、小笠原諸島のどこにどのような位置づけの空港をつくる場合においても必ず通らなければならない道であり、小笠原に少なくとも都営空港がつくれるか否か、その判断をいただくための最終的な作業段階に入っていると認識しているところでござい

ます。

議員ご指摘の小笠原航空路協議会は、小笠原の航空路開設について関係者間の合意形成を図る目的で設置されており、しばらく開催されていない状況にありますが、実現可能で、かつその先のP Iにも耐え得る案で、その合意形成を図らなければ意味はなく、そのための具体的な空港整備案について現在東京都と村とで実務的な協議を進めております。

また、実現性のある具体的な案とするため、空港設置の許認可を行う国土交通省航空局の指導を受けながら、あわせて環境省との調整も同時並行で進めているところでございます。

公の場で具体的な進捗についてなかなかご報告できない状況が続く、議会や村民の皆様が遅々として進んでいない印象を与えてしまっておりますが、航空路の灯は決して消えておりませんし、消すつもりもございません。航空路協議会を早期に開催し、次のステップであるP I実施に向け、実務型の協議を着実に進め前進をしておりますので、いましばらくお時間をいただきたい、このように思うところでございます。

2点目に、水産振興についてご質問をいただきました。

中国船による宝石サンゴの密漁は、宝石サンゴの乱獲による被害にとどまらず、漁場の荒廃や投棄ごみによる汚染など多くの被害をもたらしました。ピーク時には200隻を超える船が小笠原諸島周辺海域に集結し、村民生活にも大きな不安をもたらしたところでございます。

ご質問の水産業への対応でございますが、海上保安庁は現在も沖合に巡視船を展開したり、航空機による警戒活動を実施し、監視を続けております。また、水産庁も漁業取り締まり船による監視活動を続けていただいているとともに、被害状況調査や漁業者による監視活動への支援など、平成26年度補正予算に計上し事業実施していただいているところでございます。さらに、東京都においても被害状況調査を行っているところでございます。

しかしながら、昨年からのさまざまな陳情・要望活動などを通して、漁業者からは対応が遅いとか甘いという厳しい声をお聞きしており、実際に調査結果を待つところではございますが、漁場の回復に相当の時間を要するだろうということは想像にかたくありません。村としては、情報収集とともに各関係方面への対応をお願いしてまいりましたが、事後対策としての被害状況の一刻も早い把握と、それに対する対策を国や東京都をお願いしてまいりたいと考えております。

また、過去には台湾の、そして今回は中国の多数の宝石サンゴ密漁船が小笠原諸島周辺海域に来襲しました。二度が三度になることが決してないよう、国の取り締まり体制の強化

を引き続き要望をしてまいります。

以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 村長の答弁で理解できるところもあるけれども、理解できないところもあったと。それは何かというと、私は4年間進んでいない、報告できない状況が続いたまず原因はどこにあると思っていますか。それ、答えられる範囲でいいですから。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 航空路協議会の中で議論に耐え得る具体的な案が未成熟だったということに尽きるとしております。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） そうすると、その協議会の中でこれ以上のいい案は出てこないだろうと、熟成されるまで村民に対しての発表のようなものはできないということでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 開設するために航空路協議会にのせた結論は公のものでございます。その先にP Iがございます。ですから、ここにのせて議論するのにまだ未成熟だったということでございます。未成熟なものをそのままのせてしまうとそこで一つの結論が出てしまうと。このようなことから成熟を今図っているというふうに理解をしているところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 先ほど航空法等いろいろな事務手続等、法律等、粛々とやっているという話がありました。それは多分大っぴらに皆さんに広報、お知らせすることもできるんだろうと思うんですけども、私ひとつ不思議なのは、このP I自体が、P Iの理念が、やはり事業主体と自治体と住民が一緒になって航空路開設に進めていくんだという考え方からすると、もうちょっと情報提供したほうが後々動きやすいような気もするんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） P Iを行う段階に入れば当然そういうふうになると思います。これは改めて申し上げることもございませんが、小笠原島民だけのP Iではございませんので、いろいろな意見が当然のことながら考えられます。そのようなことに耐え得る案でなければということを、実現を目指している人間からは当然そのように思っているというふうに

ご理解をしていただければと思います。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） それでは村長、改めてこのP Iが動き出したときには、住民と行政でそごを来さないような方法をぜひ確立していただきたいと、それはお約束してください。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 一日も早い航空路協議会の開設を改めて目指してまいります。そのために今、先ほども申しましたが、東京都、村、それから航空局の知恵もお伺いしながら実務型の議論を進めているところでございますので、一日も早い航空路協議会の開設、その先には当然杉田議員のおっしゃっていたような村民の皆さんにきちんとご報告ができることになろうかと思っておりますので、それを目指していきたいと思っております。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） もう一つ村長にお願いしておきます。この協議会を円滑に進めるためにも、ぜひ村民に対して提案できるような時期が、早い時期に来るようにぜひ関係機関、要するに東京都や国の関係機関の皆さんとも相談していただいて、できるだけ小まめに広報でお知らせ……、広報までいかななくてもいいんですけども、村民にお示しできるという状況をぜひ早くつくっていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 何度も申し上げますとおり、P Iというのは全て公開をすることでございますので、それ以前に小出しをするようなというのはなかなか考えづらいところでございます。したがいまして、航空路協議会を一日も早く開催をし、P Iという形で皆様に案をお示しできるように取り組んでまいりたいと、このように思っているところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） ぜひ航空路は、もうやはり小笠原経済の発展のためにも必要不可欠だと思っておりますので、ぜひこの航空路に関しては一歩でも前へ進めていけるように、村長としてぜひ努力していただきたいと思います。

次に中国船問題ですけれども、国が意外と早い対応をしてくれたので、ただ先ほども言いましたように、その中に小笠原村の部分は少ないと。そしてもう一つ気がかりなのは、やはり小笠原の初動体制で一番大事なのは保安署の増強、充実、これが必要不可欠だと思うんですけども、ぜひこの辺をもう一度東京都とともに保安署の増強をぜひお願いしたい

のと、できればこの漁業者の皆さんに対して、荒廃した漁場が復活できるまで多分相当な年数がかかると思います。20年、10年単位でかかると思います、少なくとも。そういった中でやはり魚価も下がり、そして数少ない水揚げの中からまたいろいろな経費もかかるという中で、村として東京都も含めまして漁業支援ができないか。

どういう漁業支援ができるだろうか。例えば一日も早い漁場復活には、魚礁の設置も一つの方法だと思います。それも海底や表層ではなく中間層に浮いた状態の魚礁とか、またさらには今小笠原海運の協力を得ながら運賃の面でいろいろと便宜を図ってもらっているようですけれども、できれば時限的でもいいですからそういう運賃補助的なものを考えていけないだろうか。漁業自体が今まであったシマアジの種苗とかいろいろな事業縮小もして、その中でそこに支援していた1,000万円強のお金等を含めまして、そういう漁業者の支援に利活用できないかどうか。その辺、村長と担当課長の意見をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（佐々木幸美君） 産業観光課長、牛島君。

○産業観光課長（牛島康博君） 杉田議員の質問にお答えいたします。

今杉田議員のほうからご提案というか一例で挙げておられました漁業者の支援に対する中で、魚礁の設置とかあとは運賃補助に関してでございますが、魚礁の設置につきましては、これまで平成5年度から12年度まで父島と弟島の沖合に設置された実績がございます。これは東京都で行われているんですが、また運賃補助につきましては、先ほど杉田議員からお話がありましたとおり、東京都により本土に出荷する水産物の海上運賃については50%の補助がなされております。

ご提案のありました魚礁の設置につきましては、これまで小笠原漁業協同組合さんと行ってきた意見交換の中で要望にも上がっていたところでございます。先ほど申しましたとおり、運賃補助につきましても東京都の補助がございますが、今後も小笠原漁業協同組合さんと連絡をとりながら、これらを含めた漁業支援に対しまして東京都とか各関係機関と相談しながら対応してまいりたいと思っております。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） まず1点目の海上保安庁につきましては、これは今回の密漁船がある前から、議長ともども上京の折には、振興審議会の中でもこの国境離島ということから海保の充実ということ、特に地元の保安庁の充実ということはお願いをしてきたところでございますが、議員の皆さんも当然海上保安庁に行かれて陳情・要望されたと思いますが、

なかなかそのことを具体的に受けとめていただけない状況にございました。しかしながら、今度のことがございまして、海上保安庁だけではなくて水産庁、それから国全体の中でやはりきちんとしなきゃいけないということが認識されたと思っております。補正予算が早々ついたのもそういうことだと思っておりますし、漁業の問題だけではなくて、この国境離島という小笠原の立ち位置、そのことはこれからもまた一緒に議会を構成することになれば、村政に携わることになればお訴えをしていきたいと、こう思っているところでございます。

漁業者に対するいろいろな支援策という話でございしますが、議員もご承知のとおり、父島、母島の漁業の総会に行きますと、魚種、取れ高というんですかね、事細かにいろいろ出ております。今度の事案がどのような被害を生むのか、結果を生むのかというのは、恐らく2年から3年ぐらい長期にわたって検証しなければいけないことは出てくると思うんです。その中で漁業者の方とお話をしていると、魚礁については相当な強い要望を感じております。それはやっぱりサンゴ礁をやられたところは、漁場として復活をさせるためには魚礁だというようなお話も伺っておりますので、そのようなやっぱり検証を、これは短期ではちょっとできないことがあると思いますが、長期的な視野と短期的なこと。それは先ほど担当課長も言いましたが、意見交換を村と漁業協同組合のほうでやっておりますので、それらを通じて漁業者の皆さんの要望がどういうことなのか、それに村がどう対応できるのかということを考えてまいりたいと、こう思っているところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 前向きな答弁で非常にありがたいと思っております。やはり基幹産業として一次産業、観光地にとっては欠くべからざるものですから、やはり手厚い、こういう緊急事態には手厚い保護が必要になってくると思います。ぜひ実務型で話をしながら、前向きな形で進めていっていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それではもう1個、私が以前一般質問した中で、慢性疾病を抱えている、なおかつ内地で専門医療を受ける人たちへの医療費補助、これは村のほうでやはり素早い対応をいただきまして、今現在年齢関係なく医療費補助を受けているところでございます。ただ残念なのは、今村ではちゃんとした形でやってもらっておりますけれども、これができれば小笠原海運もお願いしまして、ぜひ往復ただで無料で行けるような安心して通える。そうすると人口流出にもつながるのではないかというふうに考えております。

そこで、確認の意味も含めてまず村民課長に、今現在どういう基準でどういう医療費補助

を行っているのか、それをまず聞きたいのと、もう一つは、今現在何人ぐらいの方が受給を受けているのか。そして、今後やはり先ほど言いましたように、医療費満額補助に向けて当然村もいろいろな形で考えていると思いますけれども、そういう考えがあればお聞かせいただきたいと、こう思っています。

○議長（佐々木幸美君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） 慢性疾患患者等の支援について答弁をさせていただきます。

まず、どのような支援をしているかということですが、現在村におきましては、村外で治療を要する方の渡航経費の一部を支援するという制度でございまして、小笠原村医療支援提供サービスの一環として行っているところです。この支援につきましては、障害手帳をお持ちの方、あるいは慢性的な疾患をお持ちで内地の医療機関で治療を受けるために本土のほうへ赴かなければいけないような方、このような方の運賃補助をしているところでございます。

あと、2点目の小笠原海運にも協力願ってという部分でございしますが、これは以前議員からの提言を受けたところで、当初におきましては小笠原海運の割引制度の一環として要望をしたものの、実施は難しいという回答から村の支援制度として平成23年から行っているものでございます。

議員のご質問の趣旨は、この小笠原海運の割引制度について再度要望してほしいとのことかと思いますが、村といたしましては、小笠原海運の運賃割引制度は村民が広く平等に受けられるべきものと考えているところでございます。今行っております医療支援サービスですが、こういった制度の対象者だけでも、慢性疾患患者だけではなく精神あるいは身体障害者の方、特定疾患の患者の方、急患搬送者などと多岐にわたりまして、村民がやむを得ず上京する機会というのは医療面だけではなく、福祉面あるいは教育面さまざまな要因が考えられると思います。

そのような意味で総合的に考えれば、新造船就航後まで保留となっている村民割引率のアップ、これがくまなく村民が恩恵を受けられる制度として村としては目指すものであると、このように考えております。ですので、ほかの割引制度との関係も整理しながら要望していく必要があるかと、このように考えるところでございます。しかしながら、担当課としましては、医療支援サービスの対象者の負担を少しでも軽減をするために、割引制度の検討事項に盛り込んでいただけるよう引き続きお願いをしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） せっかく村がいい支援制度をつくっていただいて、大いに利用している方も今現在いると思います。ただ、何か当然村民だより等で広報はしていると思うんですけども、改めてこういう制度、こういういい制度があるということをやはり幅広く知っていただいて利用者を増やしていただいて、それによって小笠原海運にもぜひこれからもお願いしていただきたいと思いますので、今後ともひとつ取り組みのほう、よろしく願いいたしたいと思います。

以上で終わります。

◇ 稲 垣 勇 君

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） 7番、稲垣 勇です。3点、よろしくお願いします。

1点目は、小笠原村の東京連絡事務所の活用、充実についてでございます。

小笠原村東京連絡事務所の活用、充実について質問させていただきます。

初めに、11月から開始した証明書発行サービスの実績と今後のサービスの拡大について、村のこれからの考え方をお聞かせください。

次に、東京連絡事務所の今後についてでございますが、例えば通院や大きな買い物、登記や名義変更など村の中で完結できない手続がたくさんあります。また検査や通院、そして急患として搬送されたとき、さまざまな理由で一時的に上京している村民がたくさんいます。特に病気などの急な理由でやむを得ず一時上京することになった村民で、頼ることのできる親戚や知人がいないなど本土での滞在に苦慮する場合がありますと聞いています。そこで、すぐに相談を受けることができる窓口として連絡事務所を整備し、本土に滞在している村民を広くサポートができる体制をとることができないのでしょうか。

また、航空路の開設が遅々として進んでいません。今まで、きょうもほかの議員さんから航空路の問題に関して質問がありましたように、以前は管理職を東京連絡事務所に置いた経緯があります。このことについて何回か要望をしておりますが、まだそういう時期でないという答えですけれども、今回、昨年秋から中国船の問題等でいろいろ2月に議会のほうで上京した折、国会の先生からも早期の航空路の開設が必要だねという回答をいただいていた経緯があります。そのことも含めて、東京連絡事務所の充実を再度要望したいと思います。

2点目でございますが、母島の福祉について。

母島におけるケアマネジメントの業務実施の進捗状況と今後の対応をお聞かせください。
そして、介護予防事業の充実もこれから国会等で法律改正がされているようですけれども、それらの状況と今後の村の対応をお聞かせください。

3点目として、母島におけるシロアリ対策について。

平成26年度の母島におけるシロアリ対策についての報告と今後の対応をお聞かせください。
よろしく答弁ください。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 稲垣議員のご質問に答弁をさせていただきます。

東京連絡事務所の活用というご質問がございました。東京連絡事務所は、さまざまな行政対応を行う上で各課所管事項の連絡調整や一部事務処理等を行うために設置しており、本年4月からは正職員1名、臨時職員1名体制とすることにしております。基本的には、各課所管事項を処理する上で東京での対応が必要で緊急を要する事項であったり、東京連絡事務所職員の対応で十分な場合などに担当者にかわって処理を行っております。そのようなことから、証明書のサービスもあくまでも担当課が窓口となり、東京連絡事務所では交付作業を担っております。実績等については担当課長に答弁をさせますが、このことからおのずとサービスの向上には限りがあるということをご理解いただければと思います。

また、村民の対応については、現在でも急患搬送で緊急上京した方が退院し帰島する際に、ご親族やご家族の十分なサポートができない場合に、連絡事務所の職員が退院からおがさわら丸へ乗船するまでの間をサポートさせていただいたケースもあります。このように、何かお困りのことがありましたらまずは村民課や母島支所にご相談をいただいた上で、しかるべきサポートをしてまいりたいと考えております。

また、航空路推進のための管理職の配置についてでございますが、最重要課題の実現のためにさまざまな努力をするということは当然のことだと思っております。かつて私は就任直後に連絡事務所に管理職を置き、航空路の推進等々、東京でできるということを拡充できないかと考えていたことがございます。以前ご答弁をしたかと思いますが、組織の中で母島支所のような格上げをすることが連絡事務所ではなかなかかなわないというような状況下、また平成23年に海底光ケーブルが敷設されまして東京連絡事務所との情報アクセスが大変しっかりしてきたということ等々ありまして、今の現状の体制を考えているということでございます。現状の体制において東京都と調整や航空局からの指導に的確に対応し

ていくことは、既存のそれらを活用してやっていくことが重要であるというふうに考えております。

しかしながら、東京連絡事務所の職員配置は固定されたものとは考えておらず、必要性も勘案しながら検討させていただきたい、このように考えているところでございます。

あと2点の質問については、それぞれ担当課長に答弁をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） 母島におけるケアマネジメント業務実施の進捗状況ということと介護予防について答弁をさせていただきます。

これまでも母島のケアマネジャーの配置につきましては、職員定数や業務量等の関係から難しいとのご説明をさせていただいてきたところでございます。母島の高齢者やそのご家族がいつでも相談でき、また個々のケースに対応できる体制が重要であることは深く認識をしているところでございます。資格を有する現地の人材の活用という観点から、ケアマネジメント業務や相談業務を明老会へ委託するというものを検討してまいりました。事業委託の実施に向けて明老会とも現在調整を続けているところでございますが、新たな業務増ということでは、明老会としましても体制の強化が必要となってまいります。母島の明老会職員を増員するために村では予算措置を行っており、現在、新規介護職員の募集を行っているところでございます。明老会への職員の確保ができ次第、事業の移管に向け具体的な調整を行ってまいります。

次に、介護予防事業の充実について答弁をさせていただきます。

介護保険制度では、今般介護保険法が改正され、小笠原村におきましても改正法に基づき第6次介護保険事業計画を策定したところでございます。今回の法改正は、医療・介護一体改革に向けた制度改革の第一歩として、医療から介護、施設から在宅へという、できる限り要支援、要介護状態にならない、あるいは介護度が重度化しないよう介護予防を重視したシステムの確立を目指したもので、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度を見据えた施策を実現するための制度改正でございます。高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制を構築するために地域支援事業を充実させることとなっております。

地域支援事業の充実としましては、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の充実、生活支援・介護予防の充実という内容となっております。要介護にな

らないための予防事業は、まさに生活支援、介護予防の充実というメニューでございまして、地域包括支援センターを中心に実施の検討を進めていくこととなろうかと存じます。現在も健康運動指導士による介護予防体操教室などの事業を実施しておりますが、今後も中高年の総合的な推進事業である地域支援事業の実施に向け、体制づくりに努めてまいります。

稲垣議員の質問の連絡事務所における証明書の交付サービスの実績について答弁をさせていただきます。

小笠原村東京連絡事務所における村民の皆様に対する証明書交付サービスを平成26年11月4日から開始をいたしました。住民票の写しや戸籍の証明書、印鑑証明書などの各証明書を交付できるようになりました。なお、窓口は常時開設ではなく、証明書が必要となった村民の方からまずはお電話をいただき、交付を行う日時の予約をいただく方式でサービスを開始しているところでございます。実績としましては、サービス開始の11月以降の約5カ月で合計8件、13通の証明書を発行しております。

また、平成26年9月定例会において、住民だけではなく本土在住で小笠原村に戸籍を置いていらっしゃる旧島民の皆様にも窓口を拡大できないかとのご質問をいただいております。サービス開始後、実際に本土在住の旧島民の方の戸籍証明を東京でというお問い合わせをいただきました。この問い合わせ2件をいただいたところなのですが、いずれも緊急を要するものではなかったため、電話でのやりとりで、これまでどおり父島本庁のほうに郵送にて請求をいただくようお願いをして処理をしたところでございます。

連絡事務所の現体制の中で対応可能な範囲でサービスの継続をしてまいりますので、引き続き村民の皆様にも有効にご活用いただきたいと考えているところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 建設水道課副参事、増山君。

○建設水道課副参事（増山一清君） それでは、平成26年度の母島におけるシロアリ対策について答弁をさせていただきます。

シロアリ対策事業は6月、10月、3月の年3回実施しております。6月のシロアリ対策事業では、夜間の群飛調査を中心として日中の営巣探査・駆除と一体的な対策を実施しております。蝙蝠谷仮置き場において小規模ではありますが群飛が確認されましたので、母島集落内及び周辺において1カ月半ほどの期間で群飛調査を実施したところ、母島診療所や母島テレビ局舎などで数十匹のイエシロアリの羽アリが確認されました。また、長浜トンネル周辺以北においても10日ほどの期間で群飛調査を実施しており、北港、東港から長浜

トンネル南側の都道沿いでイエシロアリの羽アリが確認されています。10月のシロアリ対策事業では、6月に群飛が確認された地点を中心として、過去に生息が確認された地点の確認を含めて営巣探査・駆除を実施しております。成果としましては、6月の対策事業とあわせて8カ所の営巣を駆除しております。

現在、平成26年度最後のシロアリ対策事業を実施しており、母島につきましては3月5日から昨日10日までの6日間の期間で実施し、シロアリ対策事業にあわせて3月6日に母島シロアリ説明会を開催しております。今後とも母島につきましては蝙蝠谷対策を重点的に、北部についても継続実施してまいります。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） まず、東京連絡事務所の活用と充実についてでございますが、まず先ほども言いましたように、2月の議員活動の中で国会の先生方からも、早期の航空路の開設は、国境離島を抱えている小笠原という認識がここで深まった中でやっぱり早くやるべきだなといううれしい答弁をしていただいた経緯があります。ここら辺も含めて村長、やっぱり今はそういう時期ではないという答えでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 今はそうではないという時期ではなくて、複合施設を開所して、職員定数を大幅に増のお願いし実現できました。それでも小笠原村の行政事務はますます拡大をしております。人口が増えることによってもそうですし、なかなか定数増をぱんぱんというふうにこちらの希望どおりに持っていくことがなかなか難しい。これも以前答弁をさせていただいたと思うんですが、情報アクセスがよくなったからといってそれで全て解決するわけではないので、あそこを稲垣議員のお考えのような連絡事務所にするためには、連絡事務所の格上げというのがどうしても必要になってくるということの考えでございます。それにはやっぱり組織体制というものをきちんとやった上での格上げにしないと、ということなので今は正直言って考えられないのが、今すぐということとはできないのが現状でございます。そのようなところをご理解いただいて、先ほど答弁でも申し上げましたが、時期というものは、今のままずっとということはございませんので、しかるべきときに必ず検討するようなことも生じてくるのではないかと思っているところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） あと、村長の答弁の中に光ケーブルを開設した関係もあって、今テレビ会議、いい情報システムが拡充された中で父島と母島、そして東京連絡事務所とテレビ

会議でできるからという回答をいただいたわけですがけれども、やっぱり島民としてはそういうことだけでなく、やっぱり島に住んでいて上京していくと、航空路の問題も含めて全般で、すぐ島にじゃあ帰って用を足してもう一回上京するというそういうことができる人はいいですがけれども、できない人がかなりいます。そういう中でやっぱり頼れるところというと連絡事務所だろうと思うんです。

ただ、このこと自体、村はこういう体制を連絡事務所でとっていますよということを村民だよりなんかでもよく見受けられるんですがけれども、聞いていると、村民だよりって余り見ないよねという。ほかの証明書、例えば先ほど課長から答弁がありましたけれども、いろいろな医療の支援をしているということを言われるんですがけれども、島民に全て伝わっていないんですよ。だから、連絡事務所で証明書を発行していますよということ自体も知らない島民がかなりいると思います。そういうことを周知するような形もとっていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 村民だよりだけではどうやら不十分だというようなことが稲垣議員の趣旨だと思いますので、担当課も含めてその辺は何かいい工夫がないのかは考えてみたいと、こう思っております。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） それでは連絡事務所の件ですがけれども、証明書発行の件数がまだ少ないと、始めて幾らもないということで件数が少ないんだろうと思いますけれども、今言ったように島民に周知されていないということがかなりあるのではないかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（佐々木幸美君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） 恐らく周知の部分におきましては、村民だよりを全ての方がご覧になるというところではないのは事実だと考えております。そういった意味では、村の掲示板あるいは施設そういったところでの周知、わかりやすく掲示するということも含めて、あと漏れ聞くところによりますと、現行のいろいろなサービスについても実はそういう制度を知らなかったなどということも聞いている部分もございますので、例えば村の特に住民係が扱っているいろいろな定期的な通知、そういったものに同封するなど、あとは転入時に村民課のほうでは各種手当手続、あるいはごみステーションの曜日のチラシですとか、そういった袋をセットにして転入された方ですとかそういった方にも周知している部分が

ありますので、通常の業務の中の定期通知ですとかそういったものに同封するなり、あるいは機会あるごとにお知らせができるようにちょっと工夫をしていきたいと、このように考えております。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） 前回の質問の中で、今この連絡事務所でサービスを始める前に、村民課に戸籍謄本の依頼とか郵送で頼まれる件が何かかなりの数の答弁がありましたけれども、これらを東京連絡事務所でやることによって村民課での仕事がほかの村民サービスにつながると思うんですけれども、そういう考え方はできないのでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） 基本的には前回も説明させていただいたとおり、こちらに本籍がある者の住民票等の請求につきましては、内地にいらっしゃる旧島民、あるいは司法書士関係の方ですとか弁護士の方、あるいは一時的に上京されている方という方からの請求である程度の数があるということで、基本的には郵送請求にて請求いただいてこちらが返送しているというところがあります。

ただ、もうご存じのとおり経緯で連絡事務所のほうである種の証明書を発行できるようになったというところなんですけれども、これにつきましては、現状の連絡事務所の体制の中で可能な部分ということでやっておりますので予約制をとっているところでございます。しかしながら、これも前回答弁をさせていただきましたが、緊急性のあるものについてはその都度ご相談いただいて、連絡事務所で可能な限り発行ができるような形ということでお話をしたところなんですけれども、今般、実際内地の旧島民の方の請求があったものについては郵送請求で十分間に合うということでしたので、そちらのほうで請求者にも納得していただいた形で行っているところでございます。

そういった意味で言いますと、今村民課で行っているものを全て請求のあったものを連絡事務所でというのは体制的にも無理ですし、全てを移行するということはちょっと現実的ではないのかなということを考えております。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） そうしましたら、母島の福祉施策についての中でケアマネジメントを明老会に委託をするという、先ほどしていきたいという答弁がありました。これいつごろできる状況になるのでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君）　まずは議員からご指摘をいただいてから明老会とはお話をさせていただいてきたところなんですけれども、今後につきましては、具体的にいつから移行するかということを今調整しているところなんですけれども、現状考えているのは、現職員の中で資格を持っている方がいらっしゃいますので、その方がそのケアマネジメント業務と相談業務にできるように、さらにそれ専任ではなくて、やはり現状の訪問介護ですとかデイサービスのほうも兼務しながらということですので、先ほども申し上げましたが、介護職員を1名増員するという計画がございます。その増員分の職員が採用となりまして体制が整い次第、なるべく早い時期に実現するように進めているところでございます。

○議長（佐々木幸美君）　稲垣　勇君。

○7番（稲垣　勇君）　そうしますと、介護職員が明老会のほうに配置された段階で移行ができるという、島民としては、その人に今までは父島からケアマネジャーが来ないと相談できなかったことがすぐに対応していただけるようになるということですね。

○議長（佐々木幸美君）　村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君）　今まで村民課福祉係に配置しているケアマネジャーが行っていた業務を、はいどうぞというわけにはいきませんので、その辺は一応形としてケアマネジメント業務の移管ということにはなりますけれども、当面は連携して共同してやっていきながら近い将来には完全移管というような形で、その移管につきましてはいずれにしてもスムーズに支障がなく行えるように、うちの地域包括支援センターの職員、明老会の職員として共同連携して進めていきたいと考えております。

○議長（佐々木幸美君）　稲垣　勇君。

○7番（稲垣　勇君）　それと、村でいろいろな支援、介護の支援とか医療の支援やっています。特に70歳以上になると特別支援がありますよね、内地に医療の関係で検査に行くとかそういうときに運賃補助とか、そういうことが確かに診療所のところに張ってあるんですけども、余りそういうことを知らない。私も議会報告会をやっているんですけども、そこでその都度言うんですけども、聞いていなかったとか忘れたとか、そういう制度があること自体知らなかった。たまたま聞いて今回使ったんだとかと言われた経緯が今回あったんですけども、何か周知する方法は考えられないですか。

○議長（佐々木幸美君）　村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君）　議員のお話につきましては、70歳以上の方の高齢者運賃割引の件かと思いますが、これにつきましては、当初この制度を始めるに当たっては村の目

立つところですか福祉センター、特に医療の関係でお年寄りも多くいらっしゃるということで診療所にも掲示をさせていただいたところです。当初、導入当時につきましては問い合わせ、反響等もいろいろあったんですけども、十数年が経過しまして、やはり再度広報を小まめに行うのと、あとやはり村民だよりだけではちょっとということもありますので村の各施設。それがやはり恐らく私の記憶ですとその掲示してあるものの張りかえはするのですが、形式も従前どおりでもう見なれてしまっているという部分もあるかもしれないので、それも目立つような形で工夫するのと、あと先ほど申し上げたように村の定例の通知ですとか、あとこれは特に70歳以上の方ということですので年齢到達する時点で何らかの工夫で、知らなかったということがないように周知については工夫していきたいと考えております。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） それはよろしくお願いします。

そして、母島の介護予防についてでございますが、父島では予防に関して体操教室みたいなことをやっているようですけれども、資格を持った方がやっているんだろうと思います。これ母島のほうでは何回かやっているのでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） 予防の教室としましては、母島におきましてもこれ明老会に委託している事業なんですけど、週2回という形で実施をしております。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） それは資格を持った人がやっているということですね。

（「はい」との声あり）

○7番（稲垣 勇君） やったことがある、母島でやっているところへ行ったらやったのではなくて、資格を持った人にやってもらったことで随分楽になった。ただ、資格を持っていない人がやると何か随分逆な方向に行ってしまうという話も聞くんですけども、村では資格を持った人にやってもらっているわけですね。

○議長（佐々木幸美君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） 現状としましては、村の職員でそういった健康運動士ですとか、要するにそういったことを実施できる資格を持った者というのがおりませんので、有資格者を雇用している明老会なり社会福祉協議会なりに委託をして実施をしているというところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） わかりました。

それでは、シロアリに関しての再質問をさせていただきます。

母島の集落においてイエシロアリの羽アリが確認されたわけですが、島民としてはやっぱり危機感を抱いています。このことについて村はどういうふう考えているのでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 建設水道課副参事、増山君。

○建設水道課副参事（増山一清君） 母島集落内への群飛の規模から集落周辺に新しい営巣ができたことは考えにくく、また集落内で群飛が確認された日には蝙蝠谷仮置き場でも多くの群飛が確認されているため、蝙蝠谷仮置き場から飛び出したものと考えられます。しかし、平成24年6月に蝙蝠谷仮置き場でイエシロアリの生息が確認され、管理者である東京都による対策が実施されましたが、以降も小規模ながら群飛が続いております。新たな営巣箇所は確認されていないものの、周辺への影響を懸念しております。蝙蝠谷周辺から母島集落へのシロアリ対策を最重要課題として認識をしており、平成27年度のシロアリ対策事業は引き続き母島に重点を置いて実施する予定であります。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） 母島の集落内で確認されたイエシロアリの羽アリは蝙蝠谷仮置き場から飛んできたものと考ええるということですが、今までの説明では、蝙蝠谷仮置き場の対策は東京都も説明会の中ではきちんとやったんだ、ただ6月の群飛調査をもう一度してみないとわからないということでしたけれども、実際には飛んできている。これどういうふうに考えたらいいのでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 建設水道課副参事、増山君。

○建設水道課副参事（増山一清君） 村におきまして蝙蝠谷仮置き場周辺の営巣探查を実施しました。しかしながら、イエシロアリの被害は確認できませんでした。また、都道沿いに設置しておりますモニタリングステーションの点検も定期的の実施しており、ヤマトシロアリの侵入が確認され、ベイト剤による駆除を実施していますが、イエシロアリの侵入は確認されておりません。東京都においても6月に蝙蝠谷仮置き場内で群飛調査及びモニタリングステーションの点検を実施しております。イエシロアリの羽アリが確認され、飛び出し口を特定したとのことですので、ベイト剤を設置して監視を継続していると伺っております。また、飛び出し口近くの立木においてもイエシロアリが確認されていますが、以

降の定期的なモニタリングステーションの点検では異常が確認されないため、平成27年度にイエシロアリが確認された飛び出し口及び立木周辺の掘削調査を実施する予定と伺っております。

この件につきましては、先般3月6日に母島でシロアリ村民説明会を実施した際、東京都から蝙蝠谷仮置き場におけるシロアリ対策の説明がありました。具体的には平成24、25年度の駆除作業、平成26年度の群飛調査結果を踏まえ、平成27年度は4月に特定された飛び出し口の営巣駆除作業、それとシロアリが確認された立木の伐採、抜根作業などの具体的な作業計画が示されました。土地の管理者として適切な対応が図られておりますので、村としても情報を共有してバックアップをしていきたいというふうに考えております。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） そうしますと、建設水道課の担当としては、今年の6月の群飛を見てまた東京都と検討を進めていくということによろしいですか。

○議長（佐々木幸美君） 建設水道課副参事、増山君。

○建設水道課副参事（増山一清君） 4月に具体的に蝙蝠谷仮置き場で東京都が実際に現場に入って駆除作業をやるというふうに伺っておりますので、説明会でもちょっと私のほうからお答えさせていただきましたけれども、6月の群飛調査でぜひともその確認をして、次のシロアリの説明会ではいいご報告ができればなというふうに考えております。

これはちょっとやってみないとわかりませんが、東京都も一生懸命やるというような姿勢に変わったといえますか、そういうふうにやっていただけるようになりましたので、ぜひバックアップもしていきたいというふうに考えております。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） 最後に、今回説明会で母島支所長も出席していましたが、その対策に対する意気込みを聞かせてください。

○議長（佐々木幸美君） 母島支所長、湯村君。

○母島支所長（湯村義夫君） 3月6日の金曜日に村民会館におきまして母島シロアリ説明会を開催いたしました。当日は小笠原村や東京都の対策事業の説明のほかに、シロアリ対策団の吉野弘章氏によるイエシロアリの習性といった基本的なことや、母島におけるイエシロアリの現状及び今後の対策等についての説明があったところでございます。参加された地元住民の方々には、イエシロアリ対策の目標方針である根絶は地道な作業とある程度の時間を要するなどその難しさについて理解していただくとともに、何よりもイエシロアリ

に関し、改めてより身近な問題として捉えていただいたのではないかと思います。このことは、説明会終了後、自宅の防蟻処理の申し込みが数軒あったことから明らかであると感じているところでございます。

ご質問にあります地元支所長としての意気込みということでございますけれども、今回の村民説明会で改めて感じたことは、シロアリ対策というものは非常に専門性の高い領域というものがあ一方、この対策を成就するためには地元住民の理解と協力が不可欠であり、この一見相反する要素をつないでいくのが行政であり専門家の役割だなということでございます。このことを改めて肝に銘じ、住民不在になることなく、まずはイエシロアリの集落地域への侵入定着の阻止、そして母島での根絶を目指し、関係機関と連携を強め、進めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） 最後に、村は母島では根絶を目標にしておりますので、これを覆すことのないようによりしくお願いして、一般質問を終わります。

○議長（佐々木幸美君） これをもちまして、一般質問は終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長（佐々木幸美君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、本日の会議を終了いたします。

次回は、明日3月12日午後3時30分より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後4時14分）

平成 27 年第 1 回 小笠原村議会定例会会議録

議 事 日 程 （第 2 号）

平成 27 年 3 月 12 日（木曜日）午後 3 時 30 分開議

- 第 1 報告第 1 号 小笠原村新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について
- 第 2 議案第 1 号 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
（案）
- 第 3 議案第 2 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第 4 議案第 3 号 小笠原村インターネット接続サービス事業に関する条例の一部を改正
する条例（案）
- 第 5 議案第 4 号 小笠原村ケーブルテレビ条例の一部を改正する条例（案）
- 第 6 議案第 5 号 小笠原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）
- 第 7 議案第 6 号 小笠原村介護保険条例の一部を改正する条例（案）
- 第 8 議案第 7 号 小笠原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例（案）
- 第 9 議案第 8 号 小笠原村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
（案）
- 第 10 議案第 9 号 小笠原村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例（案）
- 第 11 議案第 10 号 小笠原村保育所条例の一部を改正する条例（案）
- 第 12 議案第 11 号 小笠原村へき地保育所条例の一部を改正する条例（案）
- 第 13 議案第 12 号 小笠原村地域し尿処理施設条例の一部を改正する条例（案）
- 第 14 議案第 13 号 小笠原村浄化槽条例の一部を改正する条例（案）
- 第 15 議案第 14 号 小笠原村地域福祉センターの指定管理者の指定について（案）
- 第 16 議案第 15 号 奥村運動場の指定管理者の指定について（案）
- 第 17 議案第 16 号 ロース記念館の指定管理者の指定について（案）
- 第 18 議案第 17 号 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び
東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について（案）
- 第 19 議案第 18 号 東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及

び東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について（案）

- 第 20 議案第 19 号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について（案）
- 第 21 議案第 20 号 平成 26 年度小笠原村一般会計補正予算（第 5 号）（案）
- 第 22 議案第 21 号 平成 26 年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）（案）
- 第 23 議案第 22 号 平成 26 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）（案）
- 第 24 議案第 23 号 平成 26 年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）
- 第 25 議案第 24 号 小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共的施設の総合整備計画（平成 22 年度～平成 26 年度変更）（案）
- 第 26 議案第 25 号 平成 27 年度小笠原村一般会計予算（案）
- 第 27 議案第 26 号 平成 27 年度小笠原村国民健康保険特別会計予算（案）
- 第 28 議案第 27 号 平成 27 年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算（案）
- 第 29 議案第 28 号 平成 27 年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算（案）
- 第 30 議案第 29 号 平成 27 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算（案）
- 第 31 議案第 30 号 平成 27 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算（案）
- 第 32 議案第 31 号 平成 27 年度小笠原村下水道事業特別会計予算（案）
- 第 33 議案第 32 号 平成 27 年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算（案）
- 第 34 議案第 33 号 平成 27 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算（案）
- 第 35 議案第 34 号 小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共的施設の総合整備計画（平成 23 年度～平成 27 年度）（案）
- 第 36 議案第 35 号 小笠原村教育委員会組織条例の一部を改正する条例（案）
- 第 37 議案第 36 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（案）
- 第 38 同意第 1 号 固定資産評価審査委員の選任の同意（案）
- 第 39 発委第 1 号 小笠原村議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

出席議員（８名）

1 番	高 橋 研 史 君	2 番	片 股 敬 昌 君
3 番	一 木 重 夫 君	4 番	鯁 江 満 君
5 番	杉 田 一 男 君	6 番	池 田 望 君
7 番	稲 垣 勇 君	8 番	佐々木 幸 美 君

欠席議員（なし）

出席説明員

村 長	森 下 一 男 君	副 村 長	石 田 和 彦 君
教 育 長	伊 藤 直 樹 君	総 務 課 長	渋谷 正 昭 君
総務課副参事	鈴 木 敏 之 君	総 務 課 企画政策室長	樋 口 博 君
財 政 課 長	江 尻 康 弘 君	村 民 課 長	村 井 達 人 君
医 療 課 長	佐々木 英 樹 君	産業観光課長	牛 島 康 博 君
自 然 管 理 員 専 門 委 員	岩 本 誠 君	建設水道課長	篠 田 千鶴男 君
建設水道課 副 参 事	増 山 一 清 君	母 島 支 所 長	湯 村 義 夫 君
出 納 課 長	菊 池 元 弘 君	教 育 課 課 長 補 佐	大 津 源 君

欠席説明員（なし）

事務局職員出席者

事 務 局 長	セーボレー 孝 君	書 記	菊 池 ひろみ 君

◎開議の宣告

○議長（佐々木幸美君） これより本日の会議を開きます。

（午後 3 時 3 0 分）

◎会議時間の延長

○議長（佐々木幸美君） この際、あらかじめ会議時間の延長をしておきます。

◎報告第 1 号の上程、説明、質疑

○議長（佐々木幸美君） これより本日の日程に入ります。

日程第 1、報告第 1 号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 報告第 1 号 小笠原村新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について。

詳細は担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 小笠原村新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について、報告させていただきます。

こちらは、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の第 8 条第 1 項の規定に基づき、小笠原村新型インフルエンザ等対策行動計画を策定したので、同条第 6 項の規定に基づき、下記のとおり報告をいたします。

この同条第 6 項におきまして、議会に報告し、速やかに公表するということになっております。

計画の本文につきましては、長文にわたりますので、別紙に計画の概要をお手元に配付させていただきます。こちらに沿って説明をいたします。

まず、平成25年 4 月の新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法という」。）の施行に伴い、国・都がこれまで策定してきた行動計画等を整理し、特措法が規定する内容を踏まえた新たな行動計画をそれぞれ策定した。村においても、国・都の計画を踏まえ、特措法に基づく小笠原村新型インフルエンザ等対策行動計画を策定したものでございます。

行動計画の構成としましては、第1章に、総論としまして、計画の基本的な考え方、対策の目的、被害想定、発生段階の考え方、対策実施における留意点を記述しております。

第2章には、役割分担及び実施体制としまして、基本的な責務、村の実施体制が記述されております。

第3章には、対策の基本項目としまして、情報提供・共有、感染拡大防止、予防接種、村民生活及び経済活動の安定確保に関して記述されております。

第4章には、各段階における対策としまして、未発生期、海外発生期、国内発生期（都内未発生期）、それから都内発生早期、都内感染期、小康期の6段階に区分して対策が記述されております。

こちらの行動計画の位置づけは、先ほど冒頭に申し上げましたように、国の特別措置法に基づく政府の行動計画が策定され、それを踏まえた東京都の行動計画が策定され、これらを踏まえた村の行動計画という位置づけになっております。

対象とする感染症でございますが、新型インフルエンザ等の感染症、また新感染症として感染力の強さから新型インフルエンザ等と同様に社会的影響が大きいものを対象といたします。

この行動計画の村の体制でございますが、村の対策本部ということで設置者が村長、構成員としては村長以下副村長はじめ村の幹部並びに消防団長、その他ということになっております。事務局は総務課が所管いたします。

この対象となる感染症が発症した場合に対する対策の目的・概念図ということで下に表がございますが、感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康を保護するということで、感染が、この行動計画というのは当然抑えること、そもそも感染しないようなものというよりは感染が発症した場合にどう対応するかということになっておりますので、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。流行のピーク時の患者数等を少なくし医療体制への負荷を軽減し、適切な医療を受けられるようにすることを目的とし、また村民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにすること、感染対策等により欠勤者の数を減少させるということ。医療の提供または村民生活及び村民経済の安定に寄与する業務の維持に努めるということをこの中で考えております。

実際に、計画の第4章の部分に当たりますが、各段階における対策を項目ごとにどのようなことを行っていくかということが2枚目の表で整理されておりますが、未発生期の時点

では、実施体制としては、村の行動計画の策定というのが今回の報告に当たりますが、発生の疑いの段階で必要に応じ連絡調整会議を設置していくということが体制としては求められます。また、未発生期の情報収集としては、国内外の発生情報を収集するということで、国や都からの情報を受けて対応、情報に耳を傾けておくということが必要になります。それから、情報提供及び情報共有ということで、未発生期にはもしそのようなことが起きた場合の普及啓発であったり、連絡、相談体制の整備をしておく。また、感染拡大防止としては、村民の皆さんに基礎知識、予防方法の周知をしたり、感染予防対策の普及を図っていくということをしていきたいと思っております。また、予防接種ですが、特定接種や住民接種の接種体制の構築というのがございます。特定接種というのは、右側に書いてあります医療従事者等、この発症期に対策にかかわっている人を特定して必要なワクチンの接種などを優先的に行う場合の接種のことを言っております。また、村民生活及び経済活動の安定確保ということで、要援護者の把握や支援体制の検討に努めておくということで、この未発生期にできるだけのこと、今の時期もそうですが、やっておくということが必要になってまいります。

いざ発症した場合に各段階が分かれておりまして、海外で発生したというところでどのような行動体制をとるか、また国内発生期で都内にはまだ未発生の場合にはどういう体制をとるかというところで、この2段階についてはそれぞれ実施体制から村民生活及び経済活動の安定確保まで同様な体制になっております。それぞれ政府であったり東京都、また村の対策本部を設置するというのがこの段階から実施するようになってまいります。

また、国・都またはさらにはマスコミ等の報道もこの海外発生期からはずっと小康期まで情報収集していくと、また情報提供なども村民や関係機関に発表、感染予防、相談体制、受診等の注意、新型インフルエンザ相談の窓口などを持つという形になります。

感染拡大の防止としましては、感染予防の徹底呼びかけ、感染防止対策の普及啓発、検討を行うということで、こちらについては都内発生期、都内感染期、これは村にも起きた場合ということにもなりますが、ここになりますと具体的な対応が大分必要になってきます。学校の休校、施設の休館要請、不要不急の外出や催し物自粛の呼びかけ、船内での感染防止対策の実施、本土からの来島規制なども必要に応じて検討するという段階になります。

また、予防接種については、海外発生、国内発生の都内未発生の段階では特定接種または住民接種の準備や開始を検討する。それで、さらに都内発生、都内感染期になりますと、緊急事態宣言が行われた場合、予防接種法に基づいて新臨時接種の実施、緊急事態宣言が

行われた場合に臨時接種を実施する。特定接種や住民接種の実施を行っていくという時期になります。

また、村民生活及び経済活動の安定確保という中では、海外発生期から都内発生早期につきましては要援護者への支援、村機能の維持、火葬体制の整備というものが求められるようになります。さらに都内感染期になりますと、食料品、生活必需品の安定供給の確保、村事業の休止・施設の貸し出し中止などという段階になります。

この都内感染期を経て小康期に至りますと、実施体制としては対策本部の廃止や情報提供などは第1波終息の発表、また感染拡大の防止では感染拡大防止策の解除、また予防接種としては第2波に備えた接種の勧奨、村民生活等については平常活動の回復を図っていくというような形で行動計画が定められております。

報告は以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

高橋研史君。

○1番（高橋研史君） すみません、長いのでちょっとざっと読ませていただいたんですが、5ページの中で「流行予測による被害」というのがありまして、人口2,500人で30%が罹患すると患者数が750人になると、そうすると入院患者が58人、死亡者数が3人ということで、実際58人という方が入院できるキャパはないですね、どうなんですか。この数字はどういう意味合いがあるのでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） この本文のところにも書いてありますが、こちらは想定ということで、実際の設備までのことを書いてはしていないんですが、東京都の行動計画、中段にあります。東京都の行動計画を参考に人口2,500人で30%罹患、さらには同様にそこから率を同じように掛けていって58名、死亡者数で言うと3人という想定をしているところで、実際に今後この行動計画に沿ってじゃ入院対応を診療所だけでは不足した場合にどこでどう確保するかというのは、今後検討しなければいけない課題の一つになると。

○議長（佐々木幸美君） ほかに。

池田 望君。

○6番（池田 望君） 今説明を受けた感染拡大防止のところで、船内での感染防止対策の実施、もちろん結局本土からウイルス等がやってくるので我々はおがさわら丸から運ばれて

くるだろうというふうに感じるんですが、この船内での感染防止対策の実施を行う上で小笠原海運さんとの、例えば調整会議の中に名前が入っていないし、その辺は小笠原海運さんとの調整、それからどのような実施体制をとっていくのか、この辺について質問します。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 実際には今も、何年前でしたか、通常のインフルエンザではない疑いが出そうなときにも、実際には海運会社と相談をしながら、また船内ではマスクの着用を呼びかけたりとか初期段階ではそういうことに始まり、それから都内での発生状況を見ながら本当にここにありますように来島規制とか、逆に言うと出島規制みたいなことも検討する時期が参るかと思います。こちらについては、実際に発生した段階を見ながら速やかに行動をしていきたいというふうに思っております。

○議長（佐々木幸美君） ほかにございませんか。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） ほかに質疑がないようですので、以上をもちまして、本報告は終了いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第2、議案第1号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第1号 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上記議案を提出する。

平成27年3月11日。小笠原村長、森下一男。

非常勤職員の職員区分を変更するためのものとございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 2ページをお開きください。

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）。

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年条例第5号）の一部を次のよう

に改正する。

第2条第2項中「小笠原村税務徴収指導員に関する規則」を「小笠原村税務徴収員に関する規則」に改める。

第4条第2項中「税務徴収指導員」を「税務徴収員」に改める。

第5条中「（昭和50年条例第19号）」を削る。

別表中「税務徴収指導員」を「税務徴収員」に改める。

附則。

（施行期日）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

新旧対照表を3ページ、4ページに添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第1号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第3、議案第2号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成27年3月11日。小笠原村長、森下一男。

職種の追加及び特殊勤務手当の支給対象を変更するためのものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 6ページをお開きください。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）。

職員の給与に関する条例（昭和50年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第2、医療職給料表（第3条関係）イ、医療職給料表（2）備考中「診療放射線技師」の次に「、臨床検査技師」を加える。

別表第4、特殊勤務手当（第13条関係）浄水場運転手当の項中「浄水場運転に従事する者」を「母島浄水場運転に従事する者」に改める。

附則。

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

7ページに新旧対照表を添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

池田 望君。

○6番（池田 望君） 特殊勤務手当で、父島の浄水場が新しくなることで母島浄水場運転に従事する者というふうに限定されたのでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 従来から特殊勤務手当については見直しを行う中で、今回父島の運転体制が基本的には無人運転になるということで、父島を除き母島のみといたしました。

○議長（佐々木幸美君） ほかにございませんか。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第2号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第4、議案第3号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第3号 小笠原村インターネット接続サービス事業に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成27年3月11日。小笠原村長、森下一男。

年払い利用料を設定するためのものとございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 9ページをお開きください。

小笠原村インターネット接続サービス事業に関する条例の一部を改正する条例（案）。

小笠原村インターネット接続サービス事業に関する条例（平成19年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第8条見出し「（利用料の徴収）」を「（利用料）」に改める。

第8条第1項を次のように改める。

利用者は、インターネット接続サービスの利用にかかる利用料を別表1のとおり納付しなければならない。

第8条第2項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2、4月から翌年3月までの12カ月分の利用料（以下「年払い利用料」という。）を一括納入し、その利用期間内に利用を停止した場合の利用料の還付は、年払い利用料から月額利用料に利用した月数を乗じた額を差し引いた額とする。

別表1（第8条関係）を追加する。

別表1でございますが、区分、月額利用料、年払い利用料の順に読み上げますと、一般利用、4,110円、4万5,210円。事業所利用、1事業所につき9,250円、10万1,750円。同時接続台数が50台を超え、グローバルIPアドレス付与による利用者、10万2,850円、113万1,350円。

附則。

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

10ページ、11ページに新旧対照表を添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第3号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第5、議案第4号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第4号 小笠原村ケーブルテレビ条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成27年3月11日。小笠原村長、森下一男。

年払い利用料を設定するためのものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 13ページをお開きください。

小笠原村ケーブルテレビ条例の一部を改正する条例（案）。

小笠原村ケーブルテレビ条例（平成23年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項を第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4、4月から翌年3月までの12カ月分の利用料（以下「年払い利用料」という。）を一括納入し、その利用期間内に利用を停止した場合の利用料の還付は、年払い利用料から月額利用料に利用した月数を乗じた額を差し引いた額とする。

別表3を次のように改める。

区分、月額利用料、金額1,540円。区分、年払い利用料、金額1万6,940円。

附則。

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

14ページ、15ページに新旧対照表を添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご

異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第4号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第6、議案第5号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第5号 小笠原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成27年3月11日。小笠原村長、森下一男。

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正及び国民健康保険法の一部を改正する法律（平成24年法律第28号）の一部施行に伴う国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、小笠原村国民健康保険税条例の該当条文を改正する必要性が生じたためでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 17ページをお開きください。

小笠原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）。

小笠原村国民健康保険税条例（昭和43年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書き中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項ただし書き中「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書き中「14万円」を「16万円」に改める。

第23条中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に、「14万円」を「16万円」に改め、同条第2号中「24万5,000円」を「26万円」に改め、同条第3号中「45万円」

を「47万円」に改める。

附則。

第1条、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

第2条、改正後の小笠原村国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以降の年度分の保険税について適用し、平成26年度分までの保険税については、なお従前の例による。

18ページから21ページに新旧対照表を添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第5号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第7、議案第6号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第6号 小笠原村介護保険条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成27年3月11日。小笠原村長、森下一男。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法

律（平成26年法律第83号）並びに介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成26年政令第397号）、介護保険法施行規則（平成26年厚生労働省令第135号）等の改正に伴い、小笠原村介護保険条例の該当条文を改正する必要があるためのものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 23ページをお開きください。

小笠原村介護保険条例の一部を改正する条例（案）。

小笠原村介護保険条例（平成12年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条中「平成24年度から平成26年度までの」を「平成27年度から平成29年度までの」に改め、同条第2号中「2万7,840円」を「4万1,760円」に改め、同条第4号中「5万5,680円」を「5万112円」に改め、同条第5号中「6万9,000円」を「5万5,680円」に改め、同条第6号中「8万3,520円」を「6万6,816円」に改め、同条に次の3号を加える。

（7）令第38条第1項第7号に掲げる者、7万2,384円。

（8）令第38条第1項第8号に掲げる者、8万3,520円。

（9）令第38条第1項第9号に掲げる者、9万4,656円。

第9条第3項中「及びハ」を「若しくはニ」に、「又は第5号ロ」を「、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロ」に、「第5号」を「第8号」に改める。

附則に次の1条を加える。

第7条、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から村長が定める日までの間には行わず、村長が定める日の翌日から行うものとする。

2、法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から村長が定める日までの間には行わず、村長が定める日の翌日から行うものとする。

3、法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から村長が定める日までの間には行わず、村長が定める日の翌日から行うものとする。

4、法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、

平成27年4月1日から村長が定める日までの間には行わず、村長が定める日の翌日から行うものとする。

附則。

第1条、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

第2条、改正後の小笠原村介護保険条例第7条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

25ページから27ページに新旧対照表を添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第6号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第8、議案第7号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第7号 小笠原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成27年3月11日。小笠原村長、森下一男。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるためのものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） この条例につきまして、本来、新規の条例でございますので全文を読み上げるところでございますが、お手元の資料29ページから57ページまでの長文であることと、この条例につきましては国の定める基準に準拠していることから、概要の説明でかえさせていただきます。

お手元の概要資料をご覧ください。

小笠原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）。

子ども・子育て支援法第27条第1項の規定により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を運営する際は、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可を受け、同法第34条第2項の規定により、市町村が条例で定める基準に従い、確認を受けなければならないこととされている。このため、内閣府令で定める基準に従い条例を定めることといたしました。参考府令としまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（内閣府令第39号）に準拠しております。

条例内容でございますが、運営基準を定めておりまして、この条文の中に、良質かつ適切な内容及び水準の教育・保育の提供。また、利用定員として、認定こども園、幼稚園、保育所については20人以上、家庭的保育事業は1人から5人、小規模保育事業については6から19人、居宅訪問型保育事業については1人ということが定められております。勤務体制の確保や運営規定の制定等、また秘密保持、個人情報保護などを行うことも基準に定められております。事故発生の防止及び事故発生時の対応についても定められております。また、地域との連携についても定められておりまして、利用定員の経過措置等については5年間ということになっております。

施行につきましては、平成27年4月1日となっております。この条例で定めている施設・事業の種類でございますが、特定教育・保育施設に当たるものとして、認定こども園、この認定こども園がさらに幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型に分かれまして、

根拠法として幼保連携型は認定こども園法、幼稚園型、保育所型、地方裁量型については幼稚園部分が学校教育法、保育所部分が児童福祉法ということで、この認可を行うのが東京都、確認を行うのが根拠法として子ども・子育て支援法で村が行うということになります。幼稚園につきましては、根拠法が学校教育法で認可は東京都、また確認については子ども・子育て支援法に基づき村が行うと。また、保育所については、根拠法は児童福祉法に基づき認可は東京都が行いまして、確認については子ども・子育て支援法に基づいて村が行うということになっています。

また、施設の大きな種類分けの中の特定地域型保育事業でございますが、こちらの施設・事業については、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業がございまして、それぞれ認可については根拠法、児童福祉法に基づき村が行い、確認も子ども・子育て支援法に基づいて村ということになっております。

これらの基準がこの条例の中に定められているというものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第7号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第9、議案第8号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第8号 小笠原村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成27年3月11日。小笠原村長、森下一男。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定めるためのものです。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） この条例につきましても、本来、新規条例でございますので全文を読み上げるところでございますが、59ページから84ページまでの長文であることと、先ほどの条例と同様、国の基準に準拠しておりますことから、概要の説明にかえさせていただきます。

お手元の概要をご覧ください。

まず、先ほどと同じ表が施設の種類ということでございます。この中の特定地域型保育事業の中に、この条例の設備基準等を定めることになっている家庭的保育事業というのが位置づけられております。

資料の頭のほうに戻りまして、小笠原村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）。

児童福祉法第34条の16第1項の規定により、家庭的保育事業等の設備及び運営について、厚生労働省令で定める基準に従い、市町村が定めることとされております。この参考省令としまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が厚生労働省令第61号で定められております。

条例内容でございますが、保育士の配置と保育室の面積等を定めております。家庭的保育事業で5人以下の場合には、家庭的保育者1人につき乳幼児3名、保育室は9.9平米以上、屋外遊戯場1人3.3平米以上というのが定められております。小規模保育事業は6名から19人で、A型、ゼロ歳児3人につき保育士1人、1から2歳児6人につき保育士1名、乳幼児室1人につき3.3平米以上、保育室1人につき1.98平米以上。B型については、基準はA

型と同じでございます。C型は、乳幼児3人につき保育士1人、乳幼児室1人3.3平米以上、保育室1人3.3平米以上が定められております。居宅訪問型が、保育を必要とする子供の居宅ということで、家庭的保育者1人につき乳幼児1名ということで定められております。事業所内保育事業については、ゼロ歳児3人につき保育士1人、1から2歳児6人につき保育士1名、乳幼児室1人につき3.3平米以上、保育室1人3.3平米以上といった設備・運営の基準がこの条例で定められております。

施行期日につきましては、平成27年4月1日からでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第8号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第10、議案第9号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第9号 小笠原村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成27年3月11日。小笠原村長、森下一男。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるためのものがございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） こちらの条例につきましても新規条例であり、全文読み上げるところでございますが、86ページから93ページまでの長文であり、また国の基準に準拠していることから、概要の説明にかえさせていただければと思います。

お手元の概要資料をご覧ください。

小笠原村放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（案）。

児童福祉法第34条の8の2第1項の規定により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、厚生労働省令で定める基準に従い市町村が定めることとされている。参考省令としまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第63号）が定められております。

条例内容としまして、指導者の配置や運営の基準等を定めております。指導者は保育士、社会福祉士等であり、都道府県の研修を受けたもの。また、1クラスに職員2名を配置。1クラスの規模はおおむね40人程度。遊び及び生活の場、静養する場を設ける。専用区画の面積は児童1人当たりおおむね1.65平米以上。年間250日以上を原則とする。平日3時間以上、休日8時間以上を原則とする。児童福祉施設の設備及び運営の基準の総則に規定されている事項を踏まえるということで、非常災害対策や虐待等の禁止、秘密保持に関すること、保護者・小学校との連携等、事故発生時の対応等がこの総則で定められております。

こちらの条例につきましては、施行期日、平成27年4月1日としております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第9号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第11、議案第10号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第10号 小笠原村保育所条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成27年3月11日。小笠原村長、森下一男。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に伴い、関係条文の整備を行うとともに、保育料の見直しを行うためのものとございます。

詳細については担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 95ページをお開きください。

小笠原村保育所条例の一部を改正する条例（案）。

小笠原村保育所条例（昭和53年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「小笠原村父島字奥村」の前に「東京都」を加える。

別表（第6条関係）を次のとおり改める。

利用者負担基準額表でありますが、階層区分、階層認定の基準、利用者負担額の月額のうち、ゼロから2歳児、3歳児、4歳以上、就学前保育児の順に、下の表を読み上げさせていただきます。

第1、生活保護世帯、ゼロ円、ゼロ円、ゼロ円、ゼロ円。

第2、市町村民税非課税世帯（母子等）、ゼロ円、ゼロ円、ゼロ円、ゼロ円。

第2の市町村民税非課税世帯（一般）、5,000円、3,000円、3,000円、3,000円。

第3、市町村民税均等割のみ世帯、1万円、9,000円、6,000円、4,000円。

第4、所得割額1万6,200円未満、1万2,000円、1万円、8,000円、6,000円。

第5、所得割額3万2,400円未満、1万4,000円、1万2,000円、1万円、8,000円。

第6、4万8,600円未満、1万6,000円、1万4,000円、1万2,000円、1万円。

第7、6万700円未満、1万8,000円、1万6,000円、1万4,000円、1万2,000円。

第8、7万2,800円未満、2万2,000円、1万8,000円、1万6,000円、1万4,000円。

第9、8万4,900円未満、2万4,000円、2万円、1万8,000円、1万6,000円。

第10、9万7,000円未満、2万6,000円、2万4,000円、2万円、1万8,000円。

第11、13万3,000円未満、3万円、2万6,000円、2万4,000円、1万8,000円。

第12、16万9,000円未満、3万6,000円、3万円、2万7,000円、1万8,000円。

第13、23万5,000円未満、4万2,000円、3万3,000円、3万円、1万8,000円。

第14、30万1,000円未満、4万8,000円、3万6,000円、3万円、1万8,000円。

第15、39万7,000円未満、5万4,000円、4万円、3万6,000円、1万8,000円。

第16、39万7,000円以上、8万円、4万2,000円、3万6,000円、1万8,000円。

備考。

1、利用者負担金徴収金基準額は、当該年度の4月1日における幼児の満年齢で算定する。

2、階層区分は、4月から8月は前年度分の市町村民税、9月から翌年3月は当年度分の市町村民税により決定する。

3、市町村民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等）は適用しない。

4、利用者負担額は、児童の父母の課税額の合計により算定するほか、同居の祖父母など父母以外の扶養義務者の課税額を合計する場合がある。

5、同一世帯から2人以上同時に保育所等（注1）に入所（園）している場合は、年齢の高い幼児の順に2人目は半額、3人目以降は無料とする。

6、児童の年齢が年度途中で切りかわった場合でも、その年度中は利用者負担金の変更はしない。

7、税の還付、修正等により年の途中で税額更正があった場合や保護者の結婚・離婚など家庭状況に異動があった場合は、利用者負担金に変更になることがある。

注1 ですが、保育所等とは、児童福祉法による認可を受けた保育所、小規模保育事業所、

事業所内保育所、家庭的保育事業所、居宅訪問型事業所に限る。

８、第２階層と認定された世帯で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児童及び障害基礎年金等の受給者のいる世帯等の利用者負担額については、徴収金の額をゼロ円とする。

附則。

１、この条例は、平成27年４月１日から施行する。

２、改正後の小笠原村保育所条例の規定は平成27年４月分の保育料から適用し、同年３月分までの保育料については、なお従前の例による。

新旧対照表を98ページから100ページに添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第10号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第１１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第12、議案第11号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第11号 小笠原村へき地保育所条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成27年3月11日。小笠原村長、森下一男。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に伴い、関係条文の整備を行うためのもの
でございます。

詳細は担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 102ページをお開きください。

小笠原村へき地保育所条例の一部を改正する条例（案）。

小笠原村へき地保育所条例（平成12年条例第25号）の一部を次のように改正する。

題名中「へき地保育所」を「母島保育所」に改める。

第1条中「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項ただし書の規定により幼児
を保護する」を「保育を要する乳児、幼児、その他の児童について福祉の増進を図る」に、
「へき地保育所（以下「保育所」という。）」を「保育所」に改める。

第2条中「母島保育園」を「小笠原村立母島保育園」に改める。

第8条第4項中「村長に」を「村長が」に改める。

附則。

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

新旧対照表を103ページに添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご
異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第11号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第13、議案第12号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第12号 小笠原村地域し尿処理施設条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成27年3月11日。小笠原村長、森下一男。

地域し尿処理施設使用料の見直しを行うためのものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 105ページをお開きください。

小笠原村地域し尿処理施設条例の一部を改正する条例（案）。

小笠原村地域し尿処理施設条例（平成24年条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表4を次のように改める。

地域し尿処理施設使用料（毎月徴収）

区分、超過、給水管及び径区分の20ミリ以下、25ミリ以上で、以下を順に読み上げさせていただきます。

区分、基本使用量、ゼロから10立米、1,150円、1,600円。

従量使用料、11から20立米、立米当たり160円、同じく立米当たり160円。

従量使用料、21から30立米、立米当たり175円、同じく175円。

従量使用料、31から40立米、立米当たり230円、立米当たり230円。

従量使用料、41から60立米、立米当たり230円、同じく立米当たり230円。

従量使用料、61から100立米、立米当たり270円、立米当たり270円。

従量使用料、101から200立米、立米当たり310円、立米当たり310円。

従量使用料、201立米以上、立米当たり410円、立米当たり410円。

附則。

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第16条第1項の規定は平成27年4月16日以降の使用にかかわる料金から適用し、同年4月15日以前の料金については、なお従前の例による。

新旧対照表を106ページに添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第12号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第14、議案第13号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第13号 小笠原村浄化槽条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成27年3月11日。小笠原村長、森下一男。

浄化槽使用料の見直しを行うためのものがございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 108ページをお開きください。

小笠原村浄化槽条例の一部を改正する条例（案）。

小笠原村浄化槽条例（平成24年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表 3 を次のように改める。

浄化槽使用料（毎月徴収）

区分、超過、給水管及び径区分のうち20ミリ以下、25ミリ以上で、以下を読み上げさせていただきます。

基本使用量、ゼロから10立米、1,150円、1,600円。

従量使用料、11から20立米、立米当たり160円、立米当たり160円。

21から30立米、立米当たり175円、立米当たり175円。

従量使用料、31から40立米、立米当たり230円、立米当たり230円。

従量使用料、41から60立米、立米当たり230円、立米当たり230円。

従量使用料、61から100立米、立米当たり270円、立米当たり270円。

従量使用料、101から200立米、立米当たり310円、立米当たり310円。

従量使用料、201立米以上、立米当たり410円、立米当たり410円。

附則。

この条例は、平成27年4月1日から施行し、ただし、第15条第1項の規定は平成27年4月16日以後の使用にかかわる料金から適用し、同年4月15日以前の料金については、なお従前の例による。

新旧対照表を109ページに添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第13号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号から議案第16号までの上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第15、議案第14号から日程第17、議案第16号までの議案3件を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、議案3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第14号から第16号までを一括して提出させていただきます。

議案第14号は小笠原村地域福祉センターの指定管理者の指定について（案）、議案第15号は奥村運動場の指定管理者の指定について（案）、議案第16号はローズ記念館の指定管理者の指定について（案）でございます。

詳細については担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） それでは、まず110ページ、議案第14号の小笠原村地域福祉センター指定管理者の指定についての案でございますが、提案理由は、小笠原村地域福祉センターに係る指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び小笠原村公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年条例第14号）第6条の規定に基づき、議会の議決に付す必要があるためでございます。

111ページをお開きください。

小笠原村地域福祉センターの指定管理者についての案でございますが、1、公の施設の名称及び所在地でございますが、小笠原村地域福祉センター、東京都小笠原村父島字奥村。

2、指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地、社会福祉法人小笠原村社会福祉協議会、東京都小笠原村父島字奥村。

3、指定の期間、平成27年4月1日から平成30年3月31日まででございます。

なお、指定に当たりましての候補者は社会福祉協議会1者でございました。選定に係る資料を112から114ページに添付しております。

次に、115ページをお開きください。

議案第15号 奥村運動場の指定管理者の指定についての案でございますが、提案理由は、奥村運動場に係る指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び小笠原村公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年条例第14号）第6条の規定に基づき、議会の議決に付す必要があるためでございます。

116ページをお開きください。

奥村運動場の指定管理者について（案）。

1、公の施設の名称及び所在地、奥村運動場、東京都小笠原村父島字奥村。

2、指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地、社会福祉法人小笠原村社会福祉協議会、東京都小笠原村父島字奥村。

3、指定の期間、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで。

なお、こちらも候補者は社会福祉協議会1者で、117ページから119ページに選定に係る資料を添付してございます。

次に、120ページをお開きください。

議案第16号でございます。ロース記念館の指定管理者の指定について（案）。

提案理由でございますが、ロース記念館に係る指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び小笠原村公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年条例第14号）第6条の規定に基づき、議会の議決に付す必要があるためでございます。

121ページをお開きください。

ロース記念館の指定管理者について（案）。

1、公の施設の名称及び所在地、ロース記念館、東京都小笠原村母島字元地。

2、指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地、一般社団法人小笠原母島観光協会、東京都小笠原村母島字元地。

3、指定の期間、平成27年4月1日から平成30年3月31日まででございます。

なお、こちらも候補者は母島観光協会 1 者で、122ページから124ページに選定に係る資料を添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

一木重夫君。

○3 番（一木重夫君） 114ページなんですけれども、小笠原村社会福祉協議会で指定管理場所が小笠原村地域福祉センターの配点なんですけれども、ちょっとこの配点の中身が気になります。それは1点目が、村民の平等な使用が確保されていること、これが配点36点のうち21点なんですよね。これ当然と言えば当然の平等な使用が確保されるというのはもう当然の話だと思うんですけれども、なぜこの配点が満点36点中21点なのか。また、管理経費の縮減が図られていること、これ満点が24点中8点なんですよね、これ3分の1ですよね。一番ちょっと気になっているのが、一番最後の緊急時等に適切に対処できること。福祉センターは特に子供を預かっている場所でもありますし、介護でお年寄りも預かっている場所でもあるはずの施設が配点24点中14点というのは、これはちょっとどういうことなのかというふうに思います。そもそもこれだけの点数しかとれないんだとすると、そもそも指定管理になじむのかどうかというところも根本的な議論をしなくてはいけないのかなというふうに感じておるんですが、その点まずいかがでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） こちらの指定管理の選定の、114ページの前の113ページを見ていただきますと、指定管理者選定委員会というものを村長を頭に設けております。この配点についてでございますが、まず基本的には満点をとるというのはその計画書、提出された計画書によほど突出して何かそれぞれの項目に配慮されている場合に満点になるというふうに考えていただき、普通の計画書そのものを見て当然やるべきことをやっているということであれば要は平均点というか、そういう配点になるというふうに見ていただければと思います。

ですので、今回の特に社会福祉協議会の中で、そういう意味では平均点以下とか半分とれなかったものとして管理経費の縮減というものがございます。こちらについては、予算の資料の中に多少配慮すべき事項を委員の中でも指摘がありまして、結果として24点のところを8点という評価になっております。このあたりは社会福祉協議会のほうに担当課を通

して、今後の指定管理を行うに当たっては改善なり努力を促していくということで指定管理をしていきたいというふうに考えております。

○議長（佐々木幸美君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） そういうことであれば了解しましたが、ただ、地域福祉センター、やはり津波の災害で一番怖いところであるので、一番最後のこの緊急時等これに対処という部分では、平均点で満足することなく、高得点できるような形で社会福祉協議会のほうに働きかけをお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） ほかにございませんか。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） ほかに質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。議案第14号から議案第16号までの議案3件を一括して採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第14号から議案第16号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号から議案第19号までの上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第18、議案第17号から日程第20、議案第19号までの議案3件を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、議案3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第17号から第19号までを一括して提出させていただきます。

議案第17号は東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都

市町村公平委員会共同設置規約の変更について（案）、議案第18号は東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について（案）、議案第19号は東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について（案）でございます。

詳細については担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 議案第17号から第19号でございますが、第17号の東京都市町村公平委員会、また第18号の東京都市町村職員退職手当組合、また第19号の東京都市町村議会議員公務災害補償等組合、それぞれの一部事務組合から秋川衛生組合の解散により、こちらは解散によって秋川衛生組合に統合されるのでございますが、この解散に伴い必要な議会の議決を得るとというのが提案理由並びに提案内容でございます。

詳細については省略させていただいて、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。議案第17号から議案第19号までの議案3件を一括して採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第17号から議案第19号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

暫時休憩をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、10分間、暫時休憩いたします。

再開は5時からといたします。よろしくお願いします。

（午後4時45分）

○議長（佐々木幸美君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後5時）

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第21、議案第20号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第20号 平成26年度小笠原村一般会計補正予算（第5号）（案）。

上記の議案を提出する。

平成27年3月11日。小笠原村長、森下一男。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） ご説明いたします。

136ページをお開きください。

平成26年度小笠原村一般会計補正予算、予算総則。

平成26年度小笠原村一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億300万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億2,500万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成27年3月11日。小笠原村長、森下一男。

次の137ページから139ページにかけまして、補正に係る款項ごとの内訳が記載してございます。

140ページをお開きください。

第2表、繰越明許費。

款項、事業名、金額をそれぞれ読み上げさせていただきます。

総務費、総務管理費、地域住民生活等緊急支援事業、1,651万9,000円。商工費、商工費、地域住民生活等緊急支援事業、700万円。土木費、道路橋りょう費、道路整備改良事業、3,900万円。

続きまして、141ページをお開きください。

第3表、地方債補正。

補正前、補正後に変更がございました事項を説明させていただきます。

起債の目的、道路整備債。これまで起債を予定してございませんでしたので、補正後の限度額1,560万円。起債の方法、証書借り入れ。利率4%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率。償還の方法、政府、東京都、その他の金融機関についてその融資条件による。こちらのほうに設定させていただきたいと思います。

続きまして、詳細の説明に移らせていただきます。

別冊になってございますが、予算説明書のほうをご覧いただきたいと思います。

平成26年度小笠原村一般会計補正予算説明書（第5号）でございます。

1ページ、2ページに歳入歳出の予算補正、総括がございます。

3ページをお開きください。

説明につきましては、款項目を読み上げました上で節の計上説明をさせていただきます。

村税、村民税、個人現年課税分の443万6,000円につきましては、個人現年課税分増額分を計上したものでございます。

項、固定資産税の現年課税分928万1,000円につきましては、固定資産税現年課税分増額分を計上したものでございます。

また目、国有資産等所在市町村交付金及び納付金の現年課税分1万1,000円につきましては、国有資産等所在市町村交付金及び納付金の増額分を計上したものでございます。

項、軽自動車税、軽自動車税現年課税分の15万8,000円につきましては、軽自動車税現年課税分増額分を計上したものでございます。

地方譲与税、地方揮発油譲与税、地方揮発油譲与税現年課税分の15万4,000円につきましては、地方揮発油譲与税増額分を計上したものでございます。

自動車重量譲与税、自動車重量譲与税、自動車重量譲与税のマイナス12万4,000円につきましては、自動車重量譲与税減額分を計上したものでございます。

利子割交付金、利子割交付金、利子割交付金、利子割交付金の87万3,000円につきましては、利子割交付金増額分を計上したものでございます。

配当割交付金、配当割交付金、配当割交付金、配当割交付金の173万3,000円につきましては、配当割交付金増額分を計上したものでございます。

株式等譲渡所得割交付金、株式等譲渡所得割交付金、株式等譲渡所得割交付金、株式等譲渡所得割交付金の231万6,000円につきましては、株式等譲渡所得割交付金増額分を計上したものでございます。

地方消費税交付金、地方消費税交付金、地方消費税交付金、地方消費税交付金の388万5,000円につきましては、地方消費税交付金増額分を計上したものでございます。

自動車取得税交付金、自動車取得税交付金、恐れ入ります、5ページをお開きください。
自動車取得税交付金、自動車取得税交付金の3万8,000円につきましては、自動車取得税交付金増額分を計上したものでございます。

地方交付税、地方交付税、地方交付税、普通交付税の127万5,000円につきましては、普通交付税増額分を計上したものでございます。

使用料及び手数料、手数料、衛生手数料、建設発生土処理手数料のマイナス86万4,000円につきましては、建設発生土処理手数料の減額分を計上したものでございます。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金、保険基盤安定負担金のマイナス193万2,000円につきましては、保険基盤安定負担金減額分を計上したものでございます。

国庫補助金、総務費国庫補助金、地域活性化交付金の2,151万9,000円につきましては、地域住民生活等緊急支援交付金を計上したものでございます。

また、番号制度システム整備費補助金の76万円につきましては、番号制度システム整備費補助金の増額分を計上したものでございます。

民生費国庫補助金、子育て臨時特例給付金マイナス110万円につきましては、事務費の減額分がマイナス17万円、事業費の減額分がマイナス94万円でございます。

民生費国庫補助金、道路整備費の2,340万円につきましては、道路整備費増額分でございます。

国庫委託金、民生費国庫委託金、遺骨収容費のマイナス750万円につきましては、遺骨収容費の減額分を計上したものでございます。

都支出金、都負担金、民生費都負担金、市町村総合交付金の3,235万2,000円につきましては、市町村総合交付金増額分を計上したものでございます。

また、地域消費喚起特別支援事業補助金の200万円につきましては、地域消費喚起特別支援事業補助金を計上したものでございます。

衛生費、都補助金のへき地医療費1,336万8,000円につきましては、へき地医療費増額分を計上したものでございます。

農林水産業費、都補助金、農業費225万円につきましては、農業費増額分を計上したものでございます。

都委託金、総務費都委託金、徴税費の25万3,000円につきましては、徴税費の増額分を計上したものでございます。

7 ページ、8 ページをお開きください。

同じく都委託金の衆議院議員選挙費のマイナス38万8,000円につきましては、衆議院議員選挙費の減額分を計上したものでございます。

繰入金、特別会計繰入金、宅地造成事業特別会計繰入金、宅地造成事業特別会計繰入金のマイナス2,097万5,000円につきましては、宅地造成事業特別会計繰入金減額分を計上したものでございます。

基金繰入金、ふるさと寄附繰入金の51万円につきましては、ふるさと寄附基金繰入金を計上したものでございます。

諸収入、貸付金元利収入、高額療養資金貸付金元金収入のマイナス100万円、同じく出産資金貸付金元金収入、出産資金貸付金元金収入のマイナス100万8,000円、この2項目につきましては、それぞれ収入の減額分を計上したものでございます。

村債、村債、土木債、道路整備債の1,560万円につきましては、道路整備債増額分を計上したものでございます。

歳入合計、既定額41億2,200万1,000円、補正額1億300万1,000円、計42億2,500万2,000円。歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出のほうを説明させていただきます。

9 ページ、10 ページをお開きください。

議会費、議会費、議会費、旅費のマイナス80万円、負担金補助及び交付金のマイナス60万円、計マイナス140万円につきましては、決算見込みによる減額分を計上したものでございます。

総務費、総務管理費、一般管理費、報償費から工事請負費まで5節の計マイナスの640万2,000円でございます。職員管理費にマイナス27万7,000円、硫黄島関連事業費でマイナス585万5,000円、不発弾処理事業費でマイナス27万円、それぞれ決算見込みに応じて減額をさせていただいております。

目、文書広報費、報酬のマイナス16万円、旅費のマイナス5万2,000円、それぞれ開催がなかったことによりまして減額をさせていただいております。

目、企画費、報酬の26万4,000円、旅費の20万9,000円、委託料の1,524万6,000円、負担金補助及び交付金の80万円、合計1,651万9,000円でございます。こちらは国の補正によりまして平成26年度に計上し、平成27年度へ繰り越して実施をいたします地域住民生活等緊急支援事業を計上させていただいたところでございます。

目、連絡事務所費、旅費のマイナス15万円につきましては、決算見込みによる減額分を計上させていただいたものです。

目、防災諸費、工事請負費のマイナス93万7,000円につきましては、防災施設の管理経費の減額分、主に契約差金によるものでございますけれども、マイナス93万7,000円を計上させていただいております。

項、徴税費、税務総務費、報酬のマイナス840万円、また旅費のマイナス80万円、それぞれ人件費の減額分、旅費の減額分として減額計上をさせていただいております。

項、戸籍住民基本台帳費、11、12ページをお開きください。戸籍住民基本台帳費のこの目につきましては、国庫補助金の増額に伴いまして財源更正をさせていただいております。

項、選挙費、衆議院議員選挙費、職員手当から役務費までの4節計マイナス38万8,000円につきましては、終了しております衆議院議員選挙に要する経費の減額分を計上させていただいたものでございます。

項、監査委員費、監査委員費、報酬、旅費のトータルマイナス28万円につきましては、決算見込みによる減額分を計上させていただいております。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、貸付金のマイナス200万8,000円につきましては、高額医療費の貸付金及び出産資金貸付金のそれぞれの事業費を減額したものでございます。

続きまして、目、国民健康保険費、繰出金の4,287万円につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金増額分を計上したものでございます。申し訳ございません、プリントされているものには減額分と記載されているかと思います。増額分でございます。訂正のほうをお願いいたします。

項、児童福祉費、子育て世帯臨時特例給付金事業費、旅費、役務費、負担金補助及び交付金の3節計マイナス111万円につきましては、子育て世帯臨時特例給付金事業費の減額分でございます。

衛生費、恐れ入ります、13ページ、14ページをお開きください。保健衛生費、健康増進費、委託料のマイナス500万円につきましては、健康診断の事業費の減額分を計上させていただいております。

目、診療所運営費、こちらにつきましては、市町村総合交付金またへき地医療費と都の補助金の増額があった関係で財源更正をさせていただいております。

項、上水道費、簡易水道費、繰出金の4万9,000円につきましては、簡易水道事業特別会計への繰出金増額分を計上したものでございます。

農林水産業費、農業費、農業振興費、負担金補助及び交付金の225万円につきましては、青年就農給付金の増額分を計上したものでございます。

商工費、商工費、商工業振興費、負担金補助及び交付金の700万円につきましては、プレミアム商品券発行事業を計上したものでございます。

土木費、土木費、土木総務費、委託料のマイナス35万円につきましては、土石等仮置き場管理事業費の減額分を計上したものでございます。

項、道路橋りょう費、道路維持費、需用費のマイナス219万6,000円につきましては、道路維持費の管理事業費の減額分、こちらは契約差金によるものでございますが、減額計上をさせていただいたところでございます。

15、16ページをお開きください。

目、道路整備費、旅費から工事請負費までの4節計3,900万円につきましては、道路整備改良事業費の増額分を計上したものでございます。

項、公園費、公園管理費の需用費のマイナス134万6,000円につきましては、硫黄島の平和祈念墓地公園管理経費を減額したものでございます。硫黄島公園管理に要する航空燃料、燃油価格の下落によりまして負担が減ったというところでございます。

続きまして、諸支出金、基金費、減債基金費、積立金の1,500万円につきましては、減債

基金への積立金増額分を計上したものでございます。

目、その他基金費の積立金1,129万2,000円につきましては、情報通信基盤整備基金積立金増額分を計上したものでございます。

歳出合計、既定額41億2,200万1,000円、補正額1億300万1,000円、計42億2,500万2,000円。

説明につきましては以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第20号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第22、議案第21号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第21号 平成26年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）。

上記の議案を提出する。

平成27年3月11日。小笠原村長、森下一男。

詳細については担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） ご説明いたします。

144ページをお開きください。

平成26年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算、予算総則。

平成26年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,366万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億6,650万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月11日。小笠原村長、森下一男。

145ページ、146ページに款項ごとの補正内訳を記載してございます。

説明につきましては、予算説明書のほうで説明をさせていただきたいと思います。予算説明書のほうをご覧くださいと思います。

まず19、20ページ、こちらのほうが歳入歳出の補正の総括でございます。

21ページお開きください。

まず歳入でございます。

国庫支出金、国庫負担金、療養給付費等負担金、現年度分の732万9,000円につきましては、療養給付費負担金増額分を計上したものでございます。

共同事業交付金、共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金の347万円につきましては、保険財政共同安定化事業交付金増額分を計上したものでございます。

繰入金、一般会計繰入金、一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金の167万5,000円につきましては、保険基盤安定繰入金増額分を計上したものでございます。

また、その他一般会計繰入金の4,119万5,000円につきましては、その他一般会計繰入金増額分を計上したものでございます。

歳入合計、既定額3億1,283万4,000円、補正額5,366万9,000円、計3億6,650万3,000円。

続きまして、23、24ページお開きください。

歳出でございます。

保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費、負担金補助及び交付金の5,000万円につきましては、一般被保険者療養給付費増額分でございます。

目、審査支払手数料、委託料の10万円につきましては、審査支払手数料増額分を計上したものでございます。

項、高額療養費、一般被保険者高額療養費、負担金補助及び交付金の200万円につきましては、一般被保険者高額療養費増額分を計上したものでございます。

目、退職被保険者等高額療養費、負担金補助及び交付金の100万円につきましては、退職被保険者等高額療養費増額分を計上したものでございます。

共同事業拠出金、共同事業拠出金、高額医療費共同事業拠出金、負担金補助及び交付金の17万円につきましては、高額医療費共同事業拠出金増額分を計上したものでございます。

目、保険財政共同安定化事業拠出金、負担金補助及び交付金の27万4,000円につきましては、保険財政共同安定化事業拠出金増額分を計上したものでございます。

諸支出金、償還金及び還付金、25、26ページをお開きください。都支出金返納金、償還金利子及び割引料の12万5,000円につきましては、平成25年度の都支出金返納金の増額分を計上したものでございます。

歳出合計、既定額3億1,283万4,000円、補正額5,366万9,000円、計3億6,650万3,000円。

説明につきましては以上でございます。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第21号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第23、議案第22号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第22号 平成26年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）（案）。

上記の議案を提出する。

平成27年3月11日。小笠原村長、森下一男。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） ご説明いたします。

149ページをお開きください。

平成26年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算、予算総則。

平成26年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億72万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億556万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成27年3月11日。小笠原村長、森下一男。

150ページ、151ページに今回の補正の款項ごとの内訳を記載してございます。

152ページをお開きください。

第2表、繰越明許費。

建設改良費、建設改良費、簡易浄水場整備事業、金額3億50万円でございます。この金額を来年度、平成27年度に繰り越して事業実施するものでございます。

続きまして、153ページをお開きください。

第3表、地方債補正。

補正前と補正後で変更がございましたのが限度額でございます。920万円を9,160万円に変更をしてございます。起債の目的は簡易水道事業整備債でございます。

それでは、予算説明書によりまして詳細説明をさせていただきます。

予算説明書の29ページをお開きください。

歳入歳出補正予算、29ページが歳入、30ページが歳出の補正の総括でございます。

31ページ、32ページをお開きください。

国庫支出金、国庫補助金、簡易水道整備事業国庫補助金、簡易水道整備事業費1億5,025万円につきましては、簡易水道整備事業国庫補助金増額分を計上したものでございます。

都支出金、都補助金、簡易水道整備事業都補助金、簡易水道整備事業費6,780万1,000円につきましては、簡易水道整備事業都補助金増額分を計上したものでございます。

繰入金、繰入金、繰入金、一般会計繰入金の4万9,000円につきましては、一般会計からの繰入金増額分を計上したものでございます。

繰越金、繰越金、繰越金、繰越金の22万2,000円につきましては、繰越金増額分を計上したものでございます。

村債、村債、簡易水道事業整備債、簡易水道事業整備債の8,240万円につきましては、簡易水道事業整備債増額分を計上したものでございます。

歳入合計、既定額2億484万1,000円、補正額3億72万2,000円、計5億556万3,000円。

歳入につきましては以上でございます。

33、34ページをお開きください。

歳出でございます。

建設改良費、建設改良費、建設改良費、旅費から工事請負費までの4節計3億50万円、簡易水道施設整備費の増額分を計上したものでございます。

諸支出金、基金費、簡易水道事業基金費積立金の22万2,000円につきましては、簡易水道

事業基金費増額分を計上したものでございます。

歳出合計、既定額 2 億 484 万 1,000 円、補正額 3 億 72 万 2,000 円、計 5 億 556 万 3,000 円。

説明につきましては以上でございます。

よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第 22 号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 23 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第 24、議案第 23 号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第 23 号 平成 26 年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）。

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 11 日。小笠原村長、森下一男。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君）　ご説明いたします。

156ページをお開きください。

平成26年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算、予算総則。

平成26年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,097万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ825万7,000円と定める。

2　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月11日。小笠原村長、森下一男。

次の157ページ、158ページに歳入歳出の今回補正に係る款項ごとの補正内訳がございます。また予算説明書のほうで説明をさせていただきます。

37ページ、38ページをお開きください。歳入歳出補正予算、歳入歳出の総括でございます。

39、40ページをお開きください。

まず歳入でございます。

事業収入、土地売払収入、土地売払収入、宅地売払収入のマイナス1,580万4,000円につきましては、宅地売払収入減額分を計上したものでございます。

また、宅地造成負担金のマイナス540万6,000円につきましては、宅地造成負担金減額分を計上したものでございます。

項、土地貸付収入、土地貸付収入、土地貸付料の23万5,000円につきましては、土地貸付料の増額分を計上したものでございます。今年度、扇浦分譲地を分譲した際に、当初予算におきましては販売という形での計上をしてございましたけれども、販売よりも定期借地権での貸し付けが多かった関係で売払収入を減とし、貸付料を増額したところでございます。

歳入合計、既定額2,923万2,000円、補正額マイナス2,097万5,000円、計825万7,000円。

歳入は以上でございます。

41ページ、42ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費、総務管理費、業務管理費、こちらは宅地の売払収入また宅地の造成負担金等の調

整によりまして財源更正をさせていただいております。

諸支出金、繰出金、一般会計繰出金の繰出金、こちらのマイナス2,097万5,000円につきましては、一般会計繰出金の減額分を計上させていただいたものでございます。

歳出合計、既定額2,923万2,000円、補正額マイナス2,097万5,000円、計825万7,000円。

説明につきましては以上でございます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第23号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第25、議案第24号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第24号 小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共的施設の総合整備計画（平成22年度から平成26年度変更）（案）。

上記の議案を提出する。

平成27年3月11日。小笠原村長、森下一男。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

す。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） ご説明させていただきます。

この総合整備計画につきましては、1年前、3月定例会におきまして承認をいただいたところでございますけれども、1年間、事業等を実施する中で変更がございまして、その変更をご承認いただくというものでございます。

160ページに変更後の整備計画がございます。

そして、次の161ページに父島辺地、162ページに母島辺地がございまして、説明のほうはその後それぞれ新旧対照表という形で資料のほうを用意させていただいておりますので、これに沿った形で説明をさせていただきたいと思います。

まず163ページ、こちらは平成26年度の3月31日現在、予想ということで辺地の人口を記載しておりました。確定いたしましたので、2,041人を2,028人に変更をさせていただいております。

次に、公共施設の整備計画。事業名、村道（大村奥村扇浦地域線）の事業主体名、小笠原の事業費1億6,385万8,000円を1億6,474万1,000円に、一般財源5,968万4,000円を6,056万7,000円に、また今回策定の合計額です。事業費6億7,734万5,000円を6億7,822万8,000円に、一般財源1億2,976万6,000円を1億3,064万9,000円に変更をさせていただいております。

164ページをお開きください。

母島辺地につきましての変更点が、辺地の人口のみでございます。484人を確定数字465人に変更をしております。

この変更点を、160ページの全体事業費の修正が4カ所ございます。昭和54年から平成26年度の事業費が33億5,378万5,000円に変わっております。また、一般財源につきましては10億9,770万2,000円に、全体計画が事業費77億3,267万4,000円、財源内訳の一般会計が28億9,568万6,000円に変更をさせていただいているところでございます。

説明につきましては以上でございます。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 細かいことをして恐縮なんですけれども、面積は変わったんじゃないですか。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） 面積につきましては、3月6日公表された時点で変更となっております。これにつきましては、ちょっと提出先の東京都のほうに確認をとって対応のほうをさせていただきたいと思います。ご指摘ありがとうございました。

○議長（佐々木幸美君） ほかにございませんか。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第24号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号から議案第33号までの上程、説明

○議長（佐々木幸美君） 日程第26、議案第25号から日程第34、議案第33号までの議案9件を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、議案9件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第25号から第33号までを一括して提出させていただきます。

議案第25号は平成27年度小笠原村一般会計予算（案）、議案第26号は平成27年度小笠原村国民健康保険特別会計予算（案）、議案第27号は平成27年度小笠原村簡易水道事業特別会

計予算（案）、議案第28号は平成27年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算（案）、議案第29号は平成27年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算（案）、議案第30号は平成27年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算（案）、議案第31号は平成27年度小笠原村下水道事業特別会計予算（案）、議案第32号は平成27年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算（案）、議案第33号は平成27年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算（案）でございます。

詳細については担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） 平成27年度各会計予算案の説明をさせていただきます。

説明につきましては、各会計予算総則に関して債務負担行為、地方債等ございましたらそのページを、きょう皆さんお手元に予算の説明資料ということでご用意いたしましたので、各款ごとの計上額につきましてはこの表をもってご確認いただきたいと思います。

それから、一般会計につきましては前年度との増減の主な要因等を記載させていただいておるところでございますので、参考にご覧いただければと思います。

それでは、まず一般会計でございます。

166ページをお開きください。

平成27年度小笠原村一般会計予算、予算総則。

平成27年度小笠原村一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42億8,876万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高限度額は、3億円

と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でこれらの各項の間とする。

平成27年3月11日提出。小笠原村長、森下一男。

一般会計につきましては、前年度比4億4,212万7,000円の増額となっております。

172ページをお開きください。

第2表、債務負担行為。

事項、期間、限度額の順にそれぞれ読み上げさせていただきます。

地域福祉センター指定管理料、平成27年度から平成29年度まで、6,318万1,000円。奥村運動場指定管理料、平成27年度から平成29年度まで、1,694万2,000円。ローズ記念館指定管理料、平成27年度から平成29年度までそれぞれ3カ年でございます。限度額が943万2,000円でございます。

173ページをお開きください。

第3表、地方債。

番号1、起債の目的、臨時財政対策債。起債の限度額、9,490万円。起債の方法、償還の方法、その他につきましては記載のとおりでございます。合計9,490万円でございます。

続きまして、175ページをお開きください。

平成27年度小笠原村国民健康保険特別会計予算、予算総則。

平成27年度小笠原村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,173万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年3月11日提出。小笠原村長、森下一男。

次の176ページから179ページに款項ごとの歳出予算の記載がございます。前年度比1,541万6,000円の増、6%の増額となっております。給付金、納付金、拠出金それぞれ増額となっているところが影響をしております。

続きまして、181ページをお開きください。

平成27年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算、予算総則。

平成27年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億1,772万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成27年3月11日提出。小笠原村長、森下一男。

次の182ページから183ページにかけまして款項ごとの予算案が記載してございます。前年度比は1億4,798万4,000円の増、87.2%の増でございます。施設整備また管理事業経費が増額していることが主な要因でございます。

184ページお開きください。

第2表、地方債。

番号1、起債の目的、建設改良債。起債の限度額、3,810万円。起債の方法、償還の方法、その他につきましては記載のとおりでございます。合計3,810万円でございます。

続きまして、186ページをお開きください。

平成27年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算、予算総則。

平成27年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ881万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年3月11日提出。小笠原村長、森下一男。

次の187ページ、188ページに款項ごとの予算案を記載させていただいております。マイナス2,038万3,000円、マイナス69.8%の対前年度比減でございます。これは扇浦分譲地の販売区画数減によるものでございます。

続きまして、190ページをお開きください。

平成27年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算、予算総則。

平成27年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,239万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年3月11日提出。小笠原村長、森下一男。

次の191ページから193ページにかけて予算案のそれぞれの款項ごとの記載がございます。前年度比でございますけれども、マイナスの576万7,000円、率にしてマイナス7.4%のそれぞれ減でございます。保険給付の見込みが減ったことが主な要因となっております。

続きまして、195ページをお開きください。

平成27年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算、予算総則。

平成27年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,194万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年3月11日提出。小笠原村長、森下一男。

次の196ページから197ページにかけまして款項ごとの予算案を記載させていただいております。前年度比でございますが、393万2,000円、2.3%の増額となっております。サービス事業の増が主な要因でございます。

続きまして、199ページをお開きください。

平成27年度小笠原村下水道事業特別会計予算、予算総則。

平成27年度小笠原村下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,037万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成27年3月11日提出。小笠原村長、森下一男。

次の200ページから201ページにかけまして款項ごとの予算案を記載させていただいております。前年度比でございますけれども、6,334万1,000円、23.1%の減でございます。料金改定によりまして使用料は上がるところでございますけれども、建設改良費、振興事業の減が主な要因となって減額となっております。

202ページをお開きください。

第2表、地方債。

番号1、建設改良債。起債の限度額、1,680万円。起債の方法、償還の方法、その他につきましては記載のとおりでございます。合計1,680万円。

続きまして、204ページをお開きください。

平成27年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算、予算総則。

平成27年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,163万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成27年3月11日提出。小笠原村長、森下一男。

次の205ページから206ページにかけまして款項ごとの予算案を記載させていただいております。前年度比でございますけれども、701万7,000円、48.0%の増額でございます。振興事業、こちらが皆増したことに伴いまして総予算額が増額となっております。

207ページをお開きください。

第2表、地方債。

番号1、起債の目的、建設改良債。起債の限度額、310万円。起債の方法、償還の方法、

その他につきましては記載のとおりでございます。合計が310万円でございます。

続きまして、209ページをお開きください。

平成27年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算、予算総則。

平成27年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,688万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年3月11日提出。小笠原村長、森下一男。

次の210ページから211ページにかけまして款項ごとの予算案を記載させていただいております。前年度比につきましては390万2,000円、12.7%の減ということになってございます。

説明につきましては以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎平成27年度予算特別委員会設置の動議

○議長(佐々木幸美君) 池田 望君。

○6番(池田 望君) 動議を提出いたします。

平成27年度小笠原村各会計予算(案)につきましては、平成27年度予算特別委員会を設置し、同委員会に付託して審査されることを提案いたします。

○議長(佐々木幸美君) ただいまの動議を議題にすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(佐々木幸美君) 異議なしと認めます。

平成27年度予算特別委員会設置の動議を議題といたします。

要綱案はお手元に配付してあります。

朗読は省略いたします。

本件は動議のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(佐々木幸美君) 異議なしと認め、平成27年度予算特別委員会を設置し、平成27年度小笠原村各会計予算(案)については同委員会に付託することに決定いたしました。

委員は、お手元に配付してあります名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ご

ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(佐々木幸美君) 異議なしと認め、委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

お諮りします。

平成27年度予算特別委員会を招集するため、暫時休憩をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(佐々木幸美君) 異議なしと認め、暫時休憩をいたします。

(午後6時7分)

○議長(佐々木幸美君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後6時10分)

◎予算特別委員会より報告

○議長(佐々木幸美君) 平成27年度予算特別委員会より報告があります。

池田 望君。

○6番(池田 望君) ご報告します。

平成27年度予算特別委員会において私、池田 望が委員長に、一木重夫議員が副委員長に選出されましたので、ご報告いたします。

◎散会の宣告

○議長(佐々木幸美君) お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(佐々木幸美君) 異議なしと認めます。

よって、本日の会議を終了いたします。

委員会審議のため、明日3月13日から3月25日までの13日間を休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、３月13日から３月25日までの13日間を休会とすることに決定いたしました。

次回は３月26日午後２時より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後６時１３分）

平成 2 7 年 第 1 回 小 笠 原 村 議 会 定 例 会 会 議 録

議 事 日 程 （第 3 号）

平成 2 7 年 3 月 2 6 日（木曜日）午後 2 時開議

- 第 1 議案第 2 5 号 平成 2 7 年度小笠原村一般会計予算（案）
- 第 2 議案第 2 6 号 平成 2 7 年度小笠原村国民健康保険特別会計予算（案）
- 第 3 議案第 2 7 号 平成 2 7 年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算（案）
- 第 4 議案第 2 8 号 平成 2 7 年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算（案）
- 第 5 議案第 2 9 号 平成 2 7 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算（案）
- 第 6 議案第 3 0 号 平成 2 7 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算（案）
- 第 7 議案第 3 1 号 平成 2 7 年度小笠原村下水道事業特別会計予算（案）
- 第 8 議案第 3 2 号 平成 2 7 年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算（案）
- 第 9 議案第 3 3 号 平成 2 7 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算（案）
- 第 1 0 議案第 3 4 号 小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共的施設の総合整備計画（平成 2 3 年度～平成 2 7 年度）（案）
- 第 1 1 議案第 3 5 号 小笠原村教育委員会組織条例の一部を改正する条例（案）
- 第 1 2 議案第 3 6 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（案）
- 第 1 3 同意第 1 号 固定資産評価審査委員の選任の同意（案）
- 第 1 4 発委第 1 号 小笠原村議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

出席議員（８名）

1 番	高 橋 研 史 君	2 番	片 股 敬 昌 君
3 番	一 木 重 夫 君	4 番	鯁 江 満 君
5 番	杉 田 一 男 君	6 番	池 田 望 君
7 番	稲 垣 勇 君	8 番	佐々木 幸 美 君

欠席議員（なし）

出席説明員

村 長	森 下 一 男 君	副 村 長	石 田 和 彦 君
教 育 長	伊 藤 直 樹 君	総 務 課 長	渋谷 正 昭 君
総務課副参事	鈴 木 敏 之 君	総 務 課 企画政策室長	樋 口 博 君
財 政 課 長	江 尻 康 弘 君	村 民 課 長	村 井 達 人 君
医 療 課 長	佐々木 英 樹 君	産業観光課長	牛 島 康 博 君
自 然 管 理 員 専 門 委 員	岩 本 誠 君	建設水道課長	篠 田 千鶴男 君
建設水道課 副 参 事	増 山 一 清 君	母 島 支 所 長	湯 村 義 夫 君
出 納 課 長	菊 池 元 弘 君	教 育 課 課 長 補 佐	大 津 源 君

欠席説明員（なし）

事務局職員出席者

事 務 局 長	セーボレー 孝 君	書 記	菊 池 ひろみ 君

◎開議の宣告

○議長（佐々木幸美君） これより本日の会議を開きます。

（午後２時）

◎会議時間の延長

○議長（佐々木幸美君） この際、あらかじめ会議時間の延長をしておきます。

◎諸般の報告

○議長（佐々木幸美君） 次に、事務局長より諸般の報告をさせます。

事務局長、お願いします。

○事務局長（セーボレー孝君） ご報告いたします。

３月13日、副議長鯉江 満君が議長代理で小笠原高等学校の卒業式に出席しました。

３月19日、副議長鯉江 満君が議長代理で議員５名とともに小笠原中学校の卒業式に出席しました。

３月20日、議長佐々木幸美君が議員５名とともに母島小中学校の卒業式に出席しました。

次に、３月23日、副議長鯉江 満君が議員５名とともに小笠原小学校の卒業式に出席しました。

以上でございます。

◎議案第２５号から議案第３３号までの委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第１、議案第25号から日程第９、議案第33号までの議案９件を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、議案９件を一括議題といたします。

平成27年度予算特別委員会委員長の報告を求めます。

委員長、池田 望君。

○予算特別委員長（池田 望君） ご報告申し上げます。

本委員会は、付託された平成27年度小笠原村各会計予算（案）について、昨日25日と本日２日間にわたり審査を行いました。委員会運営に終始ご協力をいただきました村長をはじめ

め、執行部の皆様並びに熱心に審査を賜りました委員の皆様にご心より感謝申し上げます。

それでは、平成27年度予算特別委員会の審査結果についてご報告いたします。

本委員会に付託された平成27年度小笠原村各会計予算（案）は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

平成27年3月26日。平成27年度予算特別委員会委員長、池田 望。

小笠原村議会議長、佐々木幸美殿。

1、議案第25号から議案第33号までの平成27年度小笠原村各会計予算（案）9件は原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

2、意見。

昨年策定の第4次小笠原村総合計画で、小笠原諸島の存在を主張し、太平洋上の拠点として海洋立国へ貢献するとうたわれていますので、今後も全国に向けて積極的に発信をするようお願いいたします。また、同計画では、子育て支援の環境づくり、防災対策など重点プロジェクトが掲げられており、平成27年度予算（案）はこれらの計画を着実に実行に移す編成になっていると評価します。

今後進める返還50周年記念事業は、歴史をしっかりと見詰めて事業の企画立案にしっかり取り組むようお願いいたします。また、村有施設や設備の補修・改修が多額になっていることから、日ごろからの営繕等にしっかり取り組むようお願いをしておきます。

なお、本予算特別委員会の審議の中で指摘や要望、意見があった事項については、今後の施策、財政運営に反映するよう努力していただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） ありがとうございます。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本報告に反対の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。

議案第25号から議案第33号までの議案9件を一括して採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

本予算案に対する委員長報告は、原案のとおり可決いたしました。

議案第25号から議案第33号までを、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本予算案は委員長報告のとおり可決されました。

村長より発言を求められておりますので、これを許します。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 平成27年度小笠原村各会計予算（案）、ただいまご承認をいただきました。まことにありがとうございます。

ご承認に当たって付された意見を念頭に、職員一同、適正な予算運営に励んでまいります。今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。

発言の機会をいただきまして、ありがとうございました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） それでは日程に入ります。

日程第10、議案第34号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第34号 小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共的施設の総合整備計画（平成23年度～平成27年度）（案）。

上記の議案を提出する。

平成27年3月11日。小笠原村長、森下一男。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） それではご説明をさせていただきます。

213ページをお開きください。

公共施設の整備計画でございます。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定によりまして、議会の議決を経る必要があるために上程をさせていただいたところでございます。この計画に基づきまして実施する施設整備に村債を起す場合につきましては、辺地対策事業債といたしまして認めていただき、元利償還金の8割が交付税算入されることとなります。

小笠原村父島辺地、母島辺地の今回策定の平成23年度から平成27年度までの計画、また昭和54年度から平成27年度までの全体計画の記載がこの213ページにございます。

詳細につきましては、総合整備計画書によりまして説明をさせていただきたいと思っております。214ページをお開きください。

父島辺地の説明をさせていただきます。

総合整備計画書、東京都小笠原村父島辺地。

1番、辺地の概況、2番、公共的施設の整備を必要とする事情、こちらにつきましては記載のとおりでございます。

なお、1番、辺地の概況の中に辺地度点数というのがございますけれども、父島につきましては174点と記載がございます。小笠原村のように離島の場合ですと、本土の定期船の発着場までの距離また定期運航の回数、高速道路、空港、鉄道までの所要時間、またその他の地域も含めました共通項目といたしましては、地域の中心から駅、バス停、学校、医療機関等の公共機関までの距離につきましてそれぞれ点数の決めがございます。その合計点数が100点以上になれば辺地に当たることとされております。東京都の離島、大島町から小笠原村までは全てこの辺地の条件を満たしているところでございます。

3番、公共的施設の整備計画につきまして、区分に従いまして説明をさせていただきます。平成23年度から平成27年度まで5年間。

まず、施設名、村道（扇浦地域線・大村奥村地域線）。事業主体名、小笠原村。事業費1億4,650万5,000円。財源内訳、特定財源8,680万6,000円、一般財源5,969万9,000円。一般財源のうち辺地対策事業債の予定額3,190万円。

次に、施設名、診療所備品。事業主体名、小笠原村。事業費3,398万3,000円。財源内訳、特定財源1,698万3,000円、一般財源1,700万円。一般財源のうち辺地対策事業債の予定額1,700万円。

次に、施設名、集会施設。事業主体名、小笠原村。事業費3億2,340万円。財源内訳、特

定財源 3 億2,227万1,000円、一般財源112万9,000円。一般財源のうち辺地対策事業債の予定額はゼロでございます。こちらの事業につきましては、平成25年度で終了をしておるところでございます。

合計、事業費 5 億388万8,000円。財源内訳、特定財源 4 億2,606万円、一般財源7,782万8,000円。一般財源のうち辺地対策事業債の予定額4,890万円。

父島につきましては以上でございます。

215ページをお開きください。

母島辺地の説明をさせていただきます。父島と同様の説明をさせていただきます。

総合整備計画書、東京都小笠原村母島辺地。

1、辺地の概況、2、公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、記載のとおりでございます。

3、公共的施設の整備計画。平成23年度から平成27年度まで5年間で計画がございますのが、施設名、診療所備品のみでございます。事業主体名、小笠原村。事業費9,153万5,000円。財源内訳は特定財源5,758万8,000円、一般財源3,394万7,000円。一般財源のうち辺地対策事業債の予定額3,390万円。合計につきましても同額となっております。

説明につきましては以上でございます。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第34号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第11、議案第35号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第35号 小笠原村教育委員会組織条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成27年3月11日。小笠原村長、森下一男。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の改正に伴い、教育委員会の組織を改める必要があるためのものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） それでは、217ページをお開きください。

小笠原村教育委員会組織条例の一部を改正する条例（案）。

小笠原村教育委員会組織条例（昭和50年条例第10号）の一部を次のように改正する。

本則中、「4人の委員」を「教育長及び3人の委員」に改める。

附則。

1、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2、この条例の施行の際、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定の適用がある場合は、同項の規定の適用がある間、改正後の小笠原村教育委員会組織条例の規定は適用せず、改正前の小笠原村教育委員会組織条例の規定は、なおその効力を有する。

218ページに新旧対照表を添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第35号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第12、議案第36号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第36号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成27年3月11日。小笠原村長、森下一男。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の改正に伴い、関係条例の整理を行う必要があるためのものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 220ページをお開きください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（案）。

まず、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に関しての条文でございます。

第1条、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中、教育委員会の項を次のように改める。

教育委員、日額、8,000円。

次に、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正に関する条文でございします。

第2条、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和54年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

（3）教育長

第2条中「特別職の職員」を「村長及び副村長」に改め、同条に次の1項を加える。

2、教育長に支給する給与は、給料、扶養手当及び期末手当とする。

別表に次の項を加える。

教育長、55万円。

次に、小笠原村教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の全部改正に関する条文でございします。

第3条、小笠原村教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例（昭和54年条例第11号）の全部を次のように改正する。

小笠原村教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例。

教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件は、他の条例に定めがあるものを除くほか、一般職職員の例による。

附則。

1、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2、この条例の施行の日から地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第3項に規定する任期が満了する日までの間は、第1条の規定による改正前の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

3、この条例の施行の際、現に在職する教育長が、改正法附則第2条第1項の規定により引き続き在職する間は、第3条の規定による改正前の小笠原村教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の規定は、なおその効力を有することとし、第2条の規

定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び第3条の規定による改正後の小笠原村教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は適用しない。

新旧対照表を222ページから225ページに添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第36号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第13、同意第1号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 同意第1号 小笠原村固定資産評価審査委員会の委員の選任の同意について。

上記について同意されたい。

平成27年3月11日。小笠原村長、森下一男。

小笠原村固定資産評価審査委員会委員の任期が平成27年4月30日に満了することに伴い、引き続き委員を選任するに当たり、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規

定に基づき、議会の同意を得る必要があるためのものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） お手元の2ページをお開きください。

小笠原村固定資産評価審査委員会の委員の選任について（案）。

地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、下記のとおり選任する。

氏名、小高常義、菊池聰彦、金子 隆。それぞれの方の住所、生年月日についてはお手元の資料のとおりでございます。

任期につきましては、平成27年5月1日から平成30年4月30日まででございます。

よろしくご同意のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

同意第1号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第14、発委第1号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（セーボレー孝君） 朗読します。

発委第1号 小笠原村議会委員会条例の一部を改正する条例（案）。

小笠原村議会会議規則第14条第3項の規定により、上記議案を提出する。

平成27年3月11日。提出者、小笠原村議会議会運営委員会委員長、杉田一男。

提案理由。

教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせて地方自治法第121条が改正されたことから、小笠原村議会委員会条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページでございます。

小笠原村議会委員会条例の一部を改正する条例（案）。

小笠原村議会委員会条例（昭和62年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第19条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附則。

1、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76条）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第19条の規定は適用せず、この条例による改正前の第19条の規定は、なおその効力を有する。

以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） お諮りします。

本案は、議会運営委員会において全会一致により提出が決定した案件でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

発委第1号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査の申し出

○議長（佐々木幸美君） 次に、議会運営委員長より所管の事務について閉会中の継続調査の申し出があります。

本件は、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(佐々木幸美君) 異議なしと認めます。

よって、本件は申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長(佐々木幸美君) 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成27年第1回小笠原村議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午後2時25分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年 月 日

議 長 佐々木 幸 美

副 議 長 鯉 江 満

署 名 議 員 高 橋 研 史

署 名 議 員 片 股 敬 昌

議案等審議結果表

第 1 回 定 例 会 議 案 等 審 議 結 果 表

提出月日（平成 2 7 年 3 月 1 1 日）

議決月日（平成 2 7 年 3 月 1 2 日）

議案番号	件 名	審 議 結 果
報 告 第 1 号	小笠原村新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について	報 告
議案第 1 号	非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 2 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 3 号	小笠原村インターネット接続サービス事業に関する条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 4 号	小笠原村ケーブルテレビ条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 5 号	小笠原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 6 号	小笠原村介護保険条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 7 号	小笠原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）	原案可決
議案第 8 号	小笠原村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）	原案可決
議案第 9 号	小笠原村放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例（案）	原案可決
議案第 1 0 号	小笠原村保育所条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 1 1 号	小笠原村へき地保育所条例の一部を改正する条例（案）	原案可決

議案番号	件 名	審議結果
議案第 1 2 号	小笠原村地域し尿処理施設条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 1 3 号	小笠原村浄化槽条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 1 4 号	小笠原村地域福祉センターの指定管理者の指定について（案）	原案可決
議案第 1 5 号	奥村運動場の指定管理者の指定について（案）	原案可決
議案第 1 6 号	ローズ記念館の指定管理者の指定について（案）	原案可決
議案第 1 7 号	東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について（案）	原案可決
議案第 1 8 号	東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について（案）	原案可決
議案第 1 9 号	東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について（案）	原案可決
議案第 2 0 号	平成 2 6 年度小笠原村一般会計補正予算（第 5 号）（案）	原案可決
議案第 2 1 号	平成 2 6 年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）（案）	原案可決
議案第 2 2 号	平成 2 6 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）（案）	原案可決
議案第 2 3 号	平成 2 6 年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）	原案可決

議案番号	件 名	審議結果
議案第 2 4 号	小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共的施設の 総合整備計画（平成 2 2 年度～平成 2 6 年度変更） （案）	原案可決

第 1 回 定 例 会 議 案 等 審 議 結 果 表

提出月日（平成 2 7 年 3 月 1 1 日）

議決月日（平成 2 7 年 3 月 2 6 日）

議案番号	件 名	審 議 結 果
議案第 2 5 号	平成 2 7 年度小笠原村一般会計予算（案）	原案可決
議案第 2 6 号	平成 2 7 年度小笠原村国民健康保険特別会計予算（案）	原案可決
議案第 2 7 号	平成 2 7 年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算（案）	原案可決
議案第 2 8 号	平成 2 7 年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算（案）	原案可決
議案第 2 9 号	平成 2 7 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算（案）	原案可決
議案第 3 0 号	平成 2 7 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算（案）	原案可決
議案第 3 1 号	平成 2 7 年度小笠原村下水道事業特別会計予算（案）	原案可決
議案第 3 2 号	平成 2 7 年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算（案）	原案可決
議案第 3 3 号	平成 2 7 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算（案）	原案可決
議案第 3 4 号	小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共的施設の総合整備計画（平成 2 3 年度～平成 2 7 年度）（案）	原案可決
議案第 3 5 号	小笠原村教育委員会組織条例の一部を改正する条例（案）	原案可決

議案番号	件 名	審議結果
議案第 3 6 号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（案）	原案可決
同意第 1 号	固定資産評価審査委員の選任の同意（案）	同 意
発委第 1 号	小笠原村議会委員会条例の一部を改正する条例（案）	原案可決

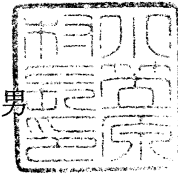
別

冊

26小笠原総第1931号
平成27年2月23日

小笠原村議会議長
佐々木 幸 美 殿

小笠原村長
森 下 一 男



平成27年第1回小笠原村議会定例会の招集について（通知）

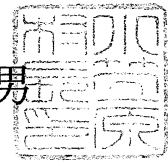
本日、別紙写しのとおり、平成27年第1回小笠原村議会定例会を招集する
告示をしたので、通知いたします。

小笠原村告示第2号

平成27年第1回小笠原村議会定例会を下記のとおり招集する。

平成27年2月23日

小笠原村長 森 下 一 男



記

1 期 日 平成27年3月11日

2 場 所 小笠原村議会議事堂

26 小笠原議第 163 号
平成 27 年 2 月 23 日

議 員 各 位

小笠原村議会
議長 佐々木 幸 美

平成 27 年第 1 回小笠原村議会定例会の招集について

平成 27 年 2 月 23 日付 26 小笠原総第 1931 号により、平成 27 年小笠原村告示第 2 号をもって、平成 27 年 3 月 11 日、平成 27 年第 1 回小笠原村議会定例会を招集する旨の通知があったので通知します。

なお、会議時間は小笠原村議会会議規則第 9 条第 1 項の規定により、午前 10 時開会といたします。

記

1. 開催日時 平成 27 年 3 月 11 日 (水) 午前 10 時
2. 開催場所 小笠原村議会議事堂

26小笠原総第1997号

平成27年3月3日

小笠原村議会議長

佐々木 幸 美 殿

小笠原村長

森 下 一 男



議案の送付について

平成27年第1回小笠原村議会定例会に提出するため、下記議案を送付します。

記

議案第 1 号	非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (案)
議案第 2 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (案)
議案第 3 号	小笠原村インターネット接続サービス事業に関する条例の一部を改正する条例 (案)
議案第 4 号	小笠原村ケーブルテレビ条例の一部を改正する条例 (案)
議案第 5 号	小笠原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (案)
議案第 6 号	小笠原村介護保険条例の一部を改正する条例 (案)
議案第 7 号	小笠原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 (案)
議案第 8 号	小笠原村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (案)
議案第 9 号	小笠原村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (案)
議案第 10 号	小笠原村保育所条例の一部を改正する条例 (案)
議案第 11 号	小笠原村へき地保育所条例の一部を改正する条例 (案)
議案第 12 号	小笠原村地域し尿処理施設条例の一部を改正する条例 (案)
議案第 13 号	小笠原村浄化槽条例の一部を改正する条例 (案)

議案第14号	小笠原村地域福祉センターの指定管理者の指定について（案）
議案第15号	奥村運動場の指定管理者の指定について（案）
議案第16号	ローズ記念館の指定管理者の指定について（案）
議案第17号	東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について（案）
議案第18号	東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について（案）
議案第19号	東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について（案）
議案第20号	平成26年度小笠原村一般会計補正予算（第5号）（案）
議案第21号	平成26年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）
議案第22号	平成26年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）（案）
議案第23号	平成26年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）（案）
議案第24号	小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共的施設の総合整備計画（平成22年度～平成26年度変更）（案）
議案第25号	平成27年度小笠原村一般会計予算（案）
議案第26号	平成27年度小笠原村国民健康保険特別会計予算（案）
議案第27号	平成27年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算（案）
議案第28号	平成27年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算（案）
議案第29号	平成27年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算（案）
議案第30号	平成27年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算（案）
議案第31号	平成27年度小笠原村下水道事業特別会計予算（案）
議案第32号	平成27年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算（案）
議案第33号	平成27年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算（案）
議案第34号	小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共的施設の総合整備計画（平成23年度～平成27年度）（案）

26小笠原総第2025号

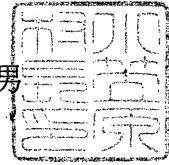
平成27年3月6日

小笠原村議会議長

佐々木 幸 美 殿

小笠原村長

森 下 一 男



議案の送付について

平成27年第1回小笠原村議会定例会に提出するため、下記議案を送付します。

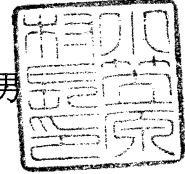
記

議案第35号	小笠原村教育委員会組織条例の一部を改正する条例（案）
議案第36号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（案）

26小笠原総第1998号
平成27年3月3日

小笠原村議会議長
佐々木 幸 美 殿

小笠原村長
森 下 一 男



同意案件の送付について

平成27年第1回小笠原村議会定例会に提出するため、下記同意案件を送付します。

記

同意第1号 小笠原村固定資産評価審査委員の選任の同意

26 小笠原議第 164 号
平成 27 年 2 月 23 日

小笠原村長
森 下 一 男 殿

小笠原村議会
議長 佐々木 幸 美

説明員の出席要求について

地方自治法第 121 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年第 1 回小笠原村議会定例会に平成 27 年 1 月 8 日付 26 小笠原総第 1691 号及び 26 小笠原総第 1692 号により通知された説明員の出席を求めます。なお、開催日時は、下記のとおりです。

記

1. 開催日時 平成 27 年 3 月 11 日(水) 午前 10 時
2. 開催場所 小笠原村議会議事堂

26 小笠原議第 164 号
平成 27 年 2 月 23 日

小笠原村教育委員会
教育長 伊 藤 直 樹 殿

小笠原村議会
議長 佐々木 幸 美

説明員の出席要求について

地方自治法第 121 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年第 1 回小笠原村議会定例会に平成 27 年 1 月 5 日付 25 小笠原教第 521 号により通知された説明員の出席を求めます。なお、開催日時は、下記のとおりです。

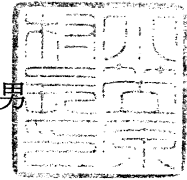
記

1. 開催日時 平成 27 年 3 月 11 日(水) 午前 10 時
2. 開催場所 小笠原村議会議事堂

26小笠原総第1954号
平成27年2月24日

小笠原村議会議長
佐々木 幸 美 殿

小笠原村長
森 下 一 男



説明員の出席について（回答）

平成27年2月23日付26小笠原議第164号により要求のありました平成27年第1回村議会定例会説明員の出欠席につきましては、下記のとおりです。

記

出 席

村 長	森 下 一 男
副村長	石 田 和 彦
総務課長	渋 谷 正 昭
総務課副参事	鈴 木 敏 之
総務課企画政策室長	樋 口 博
財政課長	江 尻 康 弘
村民課長	村 井 達 人
医療課長	佐々木 英 樹
産業観光課長	牛 島 康 博
建設水道課長	篠 田 千鶴男
建設水道課副参事	増 山 一 清
母島支所長	湯 村 義 夫
出納課長	菊 池 元 弘
自然管理専門委員	岩 本 誠

26小笠原教第578号
平成27年2月23日

小笠原村議会
議長 佐々木 幸美 殿

小笠原教育委員会
教育長 伊藤 直樹



説明員の出席要求について(回答)

標記の件について、平成27年2月23日付26小笠原議第164号
(平成27年第1回小笠原村村議会定例会)により要求のありました説明員
は、以下のとおりです。

記

教 育 長 伊 藤 直 樹

教育課課長補佐 大 津 源

平成 27 年度予算特別委員会設置に関する動議

別紙の要綱(案)に基づき、平成 27 年度予算特別委員会を設置されたい。

平成 27 年 3 月 12 日

提出者 小笠原村議会議員 池田 望

平成 27 年度予算特別委員会設置要綱(案)

(設 置)

第 1 条 小笠原村議会委員会条例第 5 条の規定に基づき、平成 27 年度予算特別委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(目 的)

第 2 条 委員会は、平成 27 年度小笠原村各会計歳入歳出予算(案)について、その行政効果、財政構造等、大局的な見地から審査を行う。

(構 成)

第 3 条 委員会は 7 名の委員をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会には委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員会を招集し、その議事を主宰する。

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を行う。

(その他)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

平成 27 年度予算特別委員会委員名簿(案)

稲垣 勇

池田 望

杉田一男

鯉江 満

一木重夫

片股敬昌

高橋研史

閉会中の継続調査申出

本委員会は、下記の事件について、閉会中の継続調査を要すると決定しましたので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

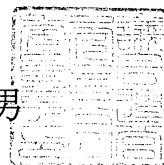
記

1 事 件 本会議の会期日程等議会の運営に関する事項

平成 27 年 3 月 10 日

議会運営委員会

委員長 杉 田 一 男



小笠原村議会

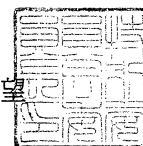
議長 佐々木 幸 美 殿

平成 27 年度 予算特別委員会審査報告書

本委員会に付託された平成 27 年度各会計予算（案）は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

平成 27 年 3 月 26 日

平成 27 年度予算特別委員会
委員長 池田 望



小笠原村議会議長
佐々木 幸 美 殿

1. 件 名

議案番号	件 名	審査結果
第 25 号	平成 27 年度小笠原村一般会計予算（案）	原案可決
第 26 号	平成 27 年度小笠原村国民健康保険特別会計予算（案）	原案可決
第 27 号	平成 27 年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算（案）	原案可決
第 28 号	平成 27 年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算（案）	原案可決
第 29 号	平成 27 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算（案）	原案可決
第 30 号	平成 27 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算（案）	原案可決
第 31 号	平成 27 年度小笠原村下水道事業特別会計予算（案）	原案可決
第 32 号	平成 27 年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算（案）	原案可決
第 33 号	平成 27 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算（案）	原案可決

2. 意 見

昨年策定の「第 4 次小笠原村総合計画」で、「小笠原諸島の存在を主張し、太平洋上の拠点として海洋立国へ貢献する。」と謳われているので、今後も全国に向けて積極的に発信をするよう。また、同計画では「子育て支援の環境づくり」、「防災対策」などの「重点プロジェクト」が掲げられていて、平成 27 年度予算案は、これらの計画を着実に実行に移す編成になっていると評価する。

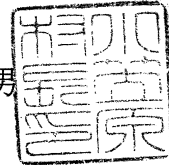
今後進める返還 50 周年記念事業は、歴史をしっかりと見つめて、事業の企画、立案にしっかり取り組むよう。また、村有施設や設備の補修・改修が多額になっていることから、日頃からの営繕等にしっかり取り組むよう。

なお、本予算委員会の審議の中で指摘や要望・意見があった事項については、今後の施策、財政運営に反映するよう。

26小笠原総第1996号
平成27年3月3日

小笠原村議会議長
佐々木 幸 美 殿

小笠原村長
森 下 一 男



小笠原村新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について（報告）

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条第1項の規定に基づき、小笠原村新型インフルエンザ等対策行動計画を策定したので、同条第6項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

報告第1号 小笠原村新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について

小笠原村新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

平成 25 年 4 月の「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）の施行にともない、国・都はこれまで策定してきた行動計画等を整理し、特措法が規定する内容を踏まえた、新たな行動計画をそれぞれ策定した。

村においても、国・都の計画を踏まえ、特措法に基づく「小笠原村新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。

行動計画の構成

- 第 1 章 総論：計画の基本的な考え方、対策の目的、被害想定、発生段階の考え方、対策実施における留意点
 第 2 章 役割分担及び実施体制：基本的な責務、村の実施体制
 第 3 章 対策の基本項目：情報提供・共有、感染拡大防止、予防接種、村民生活及び経済活動の安定確保
 第 4 章 各段階における対策：未発生期、海外発生期、国内発生早期（都内未発生期）、都内発生早期、都内感染期、小康期の 6 段階に区分

行動計画の位置づけ

政府行動計画
 （新型インフルエンザ等対策特別
 措置法（特措法）第 6 条）



東京都行動計画（特措法第 7 条）



村行動計画（特措法 8 条）

対象とする感染症

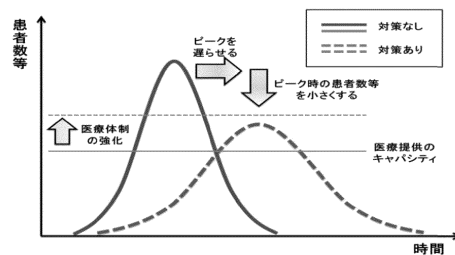
- 新型インフルエンザ等感染症
- 新感染症（感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの）

村の体制

村対策本部

- 設置者 村長
- 構成員 村長、副村長、教育長、総務課長、財政課長、村民課長、医療課長、産業観光課長、建設水道課長、環境課長、教育課長、母島支所長、消防団長、その他
- 事務局 総務課

対策の目的・概念図



- 感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康を保護する。
 - ・ 流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
 - ・ 流行のピーク時の患者数等を少なくして医療体制への負荷を軽減し、適切な医療を受けられるようにする。
- 村民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・ 感染対策等により欠勤者の数を減少させる。
 - ・ 医療の提供又は村民生活及び村民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

各段階における対策

各段階 項目	未発生期	海外発生期	国内発生期 (都内未発生期)	都内発生早期	都内感染期	小康期
実施体制	・村行動計画策定 ・発生の疑いの段階で、必要に応じ連絡調整会議を設置	・政府対策本部設置 ・村対策本部設置				・村対策本部廃止
情報収集	・国内外の発生情報を収集	・国、都、マスコミ報道等を通しての情報収集				
情報提供 及び情報共有	・普及啓発、連絡、相談体制の整備	・村民及び関係機関等に対し、発表状況、感染予防策、相談体制、受診時の注意等についての情報を提供 ・新型インフルエンザ相談窓口の設置				・第1波終息発表
感染拡大 防止	・基礎知識、予防方法の周知 ・感染予防対策の普及	・感染予防徹底の呼びかけ ・感染防止対策の普及・啓発・検討を行う	・学校の休校、施設の休館の要請、不要不急の外出や催物自粛の呼びかけ ・船内での感染防止対策の実施、 ・本土からの来島規制検討	・感染拡大防止策の解除		
予防接種	・特定接種、住民接種の接種体制の構築	・特定接種(医療従事者等)、住民接種の準備及び開始	・緊急事態宣言が行われなかった場合、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施 ・緊急事態宣言が行われた場合、特措法第46条に基づく予防接種法第6条第1項に規定する臨時接種を実施 ・特定接種・住民接種の実施			・第2波に備えた接種の勧奨
村民生活 及び経済活動の安定確保	・要援護者の把握、支援体制の検討	・要援護者への支援、村機能の維持、火葬体制の整備	・食料品、生活必需品の安定供給の確保 ・村事業の休止 ・施設の貸出中止	・平常活動の回復		

小笠原村
新型インフルエンザ等
対策行動計画

平成 2 7 年 3 月
小笠原村

目次

はじめに	1
第1章 総論	3
1 計画の基本的考え方	3
2 対策の目的	4
3 発生時の被害想定	5
4 発生段階の考え方	6
5 対策実施上の留意点	7
第2章 役割分担及び実施体制	8
1 基本的な責務	8
2 村の実施体制	10
第3章 対策の基本項目	14
1 情報提供・共有	14
2 感染拡大防止	18
3 予防接種	20
4 村民生活及び経済活動の安定の確保	23
第4章 各段階における対策	25
1 未発生期	25
2 海外発生期	27
3 国内発生早期（都内未発生期）	29
4 都内発生早期	32
5 都内感染期	35
6 小康期	38

1. はじめに

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法指定の背景及び目的

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとは性質が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でも、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）はこうした背景のもと、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、新型インフルエンザ等対策の強化を図り、もって国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最少となるようにすることを目的としている。

(2) 取組の経緯

国は2005年、「世界保健機構（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じ、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。その後、数回の部分的な改定を行い、2008年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号）」で、新型インフルエンザ対策の強化を図り、2009年2月、新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

2009年4月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）が発生して、世界的な大流行となり、日本でも発生後1年余で約2千万人がり患したと推計された。この病原体は、感染力は強いものの病原性は弱く、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人であり、死亡率は0.16（人口10万対）と、低い水準にとどまった。

しかし、病原性が季節性インフルエンザ並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫などが見られた。また、集会等の社会活動の混乱や予防接種体制の教訓・課題等が明らかになった。これらを受け、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、2011年9月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定するとともに、対策の実効性をより高めるため、2012年5月に、病原性の高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定された。

(3) 政府及び東京都の行動計画の策定

2013年6月、政府は、特措法第6条に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を策定する際の基準となるべき事項を定めた「新型インフルエンザ等対策政府行動

計画（以下「政府行動計画」という。）を策定した。

東京都（以下「都」という。）においても、2013年11月、特措法第7条に基づき、「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「東京都行動計画」という。）を策定し、政府行動計画と同様、基本的な方針や実施する対策を示すとともに、市区町村がその行動計画を策定する際の基準となるべき事項を定めている。

なお、政府行動計画及び東京都行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すという性格を有している。

（４）小笠原村の行動計画の策定

小笠原村（以下「村」という。）では、特措法の施行に伴い、政府行動計画や東京都行動計画が新たに策定されたことを踏まえ、特措法第8条に基づき、新たに「小笠原村新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「小笠原村行動計画」という。）を策定する。

第1章 総論

1. 計画の基本的考え方

(1) 根拠及び村の計画等との位置づけ

ア 小笠原村行動計画は、特措法第8条に基づき策定する。

(2) 対象とする感染症

ア 感染症法第6条第7項に規定する 新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

イ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限定。）

(3) 小笠原村行動計画の考え方

小笠原村行動計画は、政府行動計画・東京都行動計画に基づき、村における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針を示し、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を示すものである。

また、国、東京都、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び村民と連携し、新型インフルエンザ等の対策が推進されるよう図るものである。

(4) 計画の推進

- ・小笠原村行動計画には、国及び都の動向を踏まえ、最新の科学的な知見を取り入れていく。
- ・新型インフルエンザ等の発生に備え、平常時から研修や訓練を通じ、発生時の対応能力を高め、計画を検討し、必要に応じて修正を行っていくこととする。

(5) 計画の改定

- ・計画を検証し、必要に応じて計画の改定を行う。なお、計画の改定の際には、感染症に関する専門的な知識を有する者等から意見を聴き、改定を行う。

2. 対策の目的

- ・感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康を保護する。
- ・村民生活及び村民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

新型インフルエンザ等は、ほとんどの人が新型のウィルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されている。長期的には、国民の多くが患うものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合に、医療提供のキャパシティを超える事態が想定される。そのような状況を回避するため、感染拡大を可能な限り抑制することが必要である。

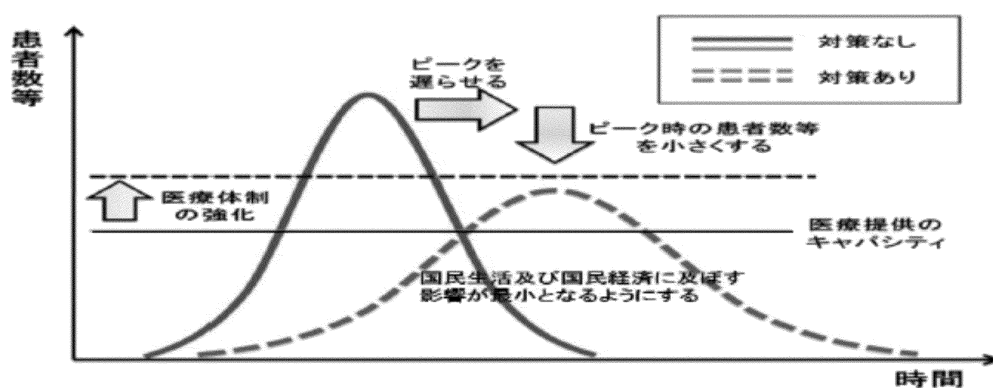
また、本人や家族が患うことにより事業者の欠勤者が多数に上り、この人的被害が長期化することで社会経済に影響を与えることとなる。このため、限られた人員により必要な業務を継続することが求められる。

（１）感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康を保護する。

- ア 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- イ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するよう配慮し、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ウ 適切な医療等の提供により、重症患者数や死亡者数を減らす。

（２）村民生活及び村民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ア 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- イ 医療の提供の業務又は村民生活及び村民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画（内閣官房）

3 発生時の被害想定

新型インフルエンザは、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害を引き起こされることが懸念されている。

新型インフルエンザ発生の流行規模は、発生の時期も含めて事前に予測することは難しいとされているため、東京都行動計画を参考に本村に当てはめ、人口2,500人のうち村民の約30%が罹患するものとして予測した場合、次のとおりとなる。

ただし、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入影響（効果）、現在のわが国の医療体制・衛生状況等については考慮していない。

また、ピーク時の被害については、都の想定数と同じ割合とした。

【小笠原村の流行規模・被害想定】

(1) 罹患割合 村民の約30%が罹患

(2) 患者数 750人

(3) 健康被害

ア 流行予測による被害

・外来受診者数：750人

・入院患者数：58人

・死亡者数：3人

イ 流行予測のピーク時の被害

・1日新規外来患者数：10人

・1日最大患者数：74人

・1日新規入院患者数：1人

4 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生の状況に応じて講じるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

【新型インフルエンザ等の発生段階】

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期 (都内未発生期)	国内で患者が発生しているが全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、都内では患者が発生していない状態
都内発生早期	都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
都内感染期	都内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

5 対策実施上の留意点

国、都及び指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の発生に備え、又はその発生したときに、特措法その他の法令、国や都が定める基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施するとともに、村内で関係機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

この場合において、次の点に留意する。

（１）基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等への対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、都が行う不要不急の外出の自粛、学校・興行場等への使用制限の要請等を行うに当たって、村民の権利と自由に制限を加える場合は、当該新型インフルエンザ等への対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、法令の根拠があることを前提として、村民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

（２）危機管理としての特措法の性格への留意

特措法は、新型インフルエンザ等が発生し、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があるため、危機管理を主眼において、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策の有効性などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得る。このため、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた柔軟な対応を行う必要がある。

（３）関係機関相互の連携・協力の確保

村対策本部は、都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進する。村対策本部長は必要があると認める場合は、新型インフルエンザ対策に関する総合調整を行うように要請する。

（４）記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した際は、対応を検証して教訓を得るため、村対策本部における対策の実施に係る記録を作成・保存し公表する。

第2章 役割分担及び実施体制

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済への影響を最小限にするためには、国、都、村、医療機関、薬局、事業者、村民等、各主体が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、村民生活及び経済活動を維持しなければならない。

新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もががり患する可能性があり、互いに協力して、それぞれの役割を果たすことが求められる。

1 基本的な責務

(1) 国

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方法を決定し、対策を強力に推進する。

その際、医学・薬学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

さらに、特措法第28条に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため登録事業者に対して実施する特定接種について、実施主体として、速やかに進める。

(2) 都

平常時には、東京都行動計画に基づき実施体制の整備、関係機関との調整、資器材の整備など、対策を推進する。

また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、国の基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保や感染拡大の抑制など行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区市町村及び関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

（３）村

平常時には、小笠原村行動計画に基づき、体制の整備、関係機関との調整など、対策を推進する。

発生時には、感染拡大の抑制、村民への予防接種や生活支援など、行動計画で定めた対策を、関係機関と連携して的確かつ迅速に実施し、村内の関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

（４）医療機関等

平常時には、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染防止対策や必要となる医薬品・医療資器材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を推進する。

発生時には、他の医療機関や関係機関と連携して、診療体制の強化を含め、発生状況に応じた医療等を提供するよう努める。

（５）指定公共機関及び指定地方公共機関

平常時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備など対策を推進する。

発生時には、国、都及び村と相互に連携協力し、村民生活が維持できるよう医療機能及び社会経済活動維持のための業務を継続する。

（６）登録事業者

特措法第２８条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は村民生活及び社会機能維持に寄与する業務を行う事業者については、それぞれの社会的責任を果たすことができるよう、平常時から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。

発生時には、事業活動を継続するよう努め、国、都、村等の新型インフルエンザ等への対策の実施に協力する。

（７）一般の事業者

平常時には、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策や体制の整備に努める。

発生時には、職場における感染予防策を実施し、都や村等が行う新型インフルエンザ等への対策に協力する。特に、感染拡大防止の観点から、多数の者が集まる施設を

管理する事業者や催物を主催する事業者に対しては、特措法に基づく施設の使用制限の要請等に協力するなど、感染防止のための措置の徹底に努める。

(8) 村民

平常時には、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時取るべき行動など知識の習得に努めるとともに、季節性インフルエンザ対策としても実施されている手洗い、マスク着用、せきエチケット等の個人でも可能な感染予防策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄に努める。

発生時には、都や村からの情報に注意し、個人でも可能な感染予防策の実践や、り患が疑われる場合における医療機関の受診ルール等を守り、感染拡大防止に努める。

2 村の実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の村民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、危機管理の問題として取り組む必要がある。

小笠原村においては、新型インフルエンザ等の発生前から、全庁一体となった取り組みを推進するとともに、国、都ほか関係機関と相互の連携を強化する。

(1) 村対策本部の設置

新型インフルエンザ等が発生し政府対策本部及び都対策本部が設置された場合、村は必要に応じ、特措法に基づかない任意の小笠原村新型インフル対策本部（以下「村対策本部」という。）を設置することとし、政府対策本部長が緊急事態宣言を行った場合、任意で設置した村対策本部を特措法に基づく村対策本部に移行する。

なお、任意で設置する村対策本部については、特措法、小笠原村新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年3月18日条例第9号）に準じ設置するものとする。

村対策本部は、政府対策本部及び都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(2) 村対策本部の廃止

特措法に基づく村対策本部は、政府対策本部長による緊急事態解除宣言がされたときは速やかに廃止する。

ただし、必要に応じ、特措法に基づかない任意の村対策本部に移行することとする。

(3) 村対策本部の構成

ア 組織及び職員

- ・本部長は、村長をもって充て、本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督する。

・副本部長は、副村長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

・本部職員は、村の職員及び小笠原村消防団長又はその指名する消防団員をもって充てる。

イ 村対策本部会議

本部長は、必要に応じ、本部の会議を招集する。

(4) 村対策本部の事務分掌

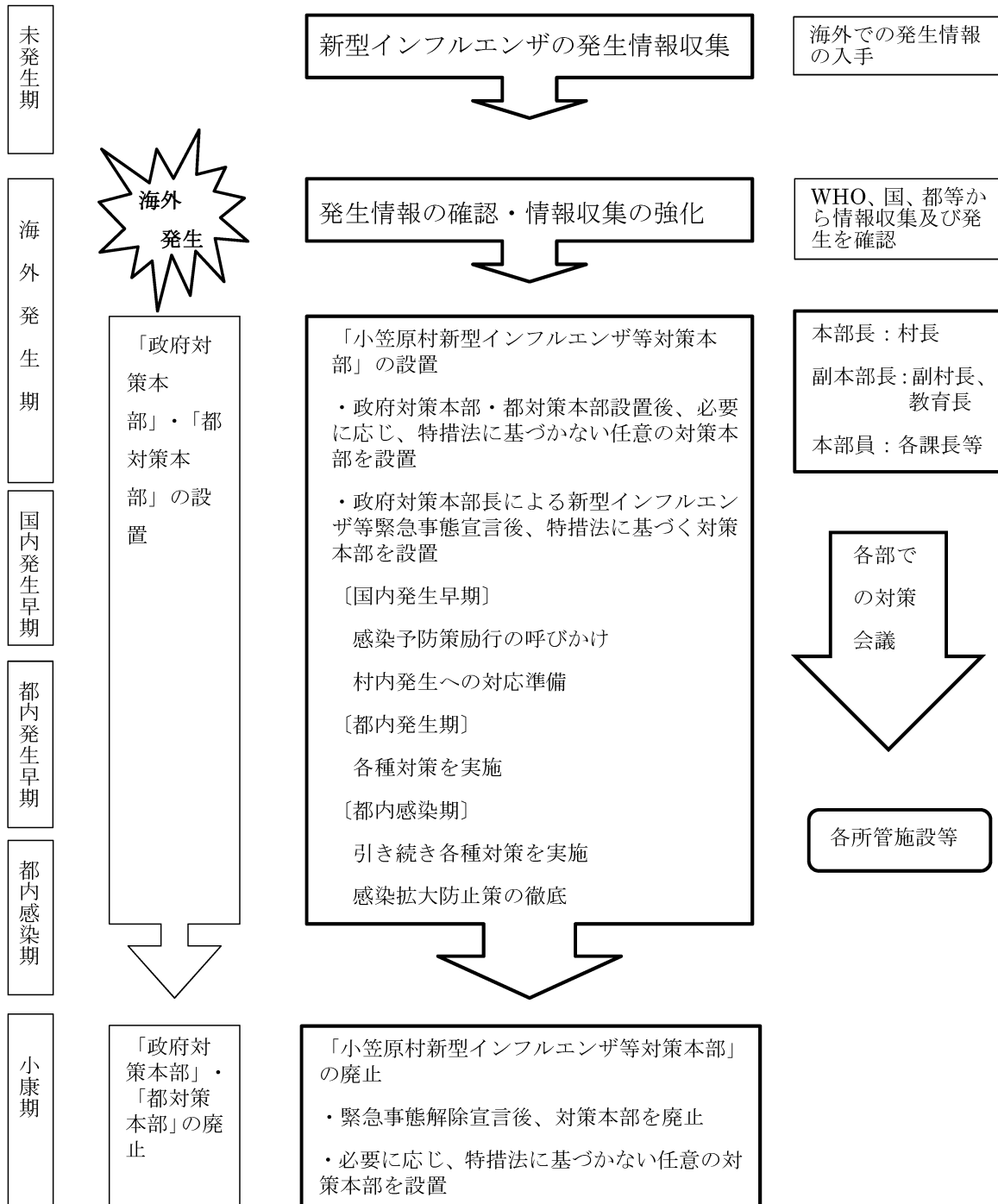
部の名称	部の分掌事務
総務部	1 広報及び広聴に関すること 2 報道機関への対応に関すること 3 交通機関との連絡調整に関すること 4 情報システムの維持に関すること 5 野生鳥獣の監視に関すること 6 自治会等との連絡調整に関すること 7 新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関すること 8 新型インフルエンザ等の感染予防の広報に関すること 9 新型インフルエンザ等対策本部の設置及び運営に関すること 10 本部の庶務に関すること 11 本部職員の動員に関すること 12 各部の連絡調整に関すること 13 国、東京都、他自治体、関係機関との連絡調整に関すること 14 情報の収集及び提供に関すること 15 新型インフルエンザ等に必要な対策の総合調整に関すること 16 不要不急の外出の自粛、社会機能維持に必要な事業以外の事業活動の自粛、集会等の自粛及び施設の使用制限に関すること 17 他の部に属さないこと 18 他の部の応援に関すること
財政部	1 村所有の車両の調達及び配車に関すること 2 新型インフルエンザ等対策の予算に関すること 3 新型インフルエンザ等対策に必要な契約に関すること 4 新型インフルエンザ等対策に必要な現金及び物品の出納に関すること 5 他の部の応援に関すること
村民部	1 埋火葬の許可等、各種届出に関すること 2 火葬場の運営の維持に関すること 3 遺体の収容及び埋葬・火葬に関すること 4 食料及び生活必需品の安定供給に関すること 5 生活関連物資等に関する情報収集・要請に関すること

	6 外国人に関する支援に関すること 7 新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関すること 8 新型インフルエンザ等の感染予防の広報に関すること 9 職員の予防接種（特定接種）の実施に関すること。 10 村民からの相談に関すること 11 村民に対する予防接種の実施に関すること 12 要配慮者への支援に関すること 13 社会福祉施設における感染状況の把握に関すること 13 他の部の応援に関すること
医療部	1 職員の感染予防に関すること 2 職員の予防接種（特定接種）の実施に関すること 3 新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関すること 4 村民に対する予防接種の実施に関すること 5 医療体制の確保に関すること 6 社会福祉施設における感染状況の把握に関すること 7 他の部の応援に関すること
産業観光部	1 商工業者及び農林漁業者の対策に関すること 2 家畜等に関する情報収集及び対策に関すること 3 他の部の応援に関すること
建設水道部	1 ごみ処理の維持に関すること 2 ごみの排出抑制に関すること 3 簡易水道機能の維持に関すること 4 下水道機能の維持に関すること 5 他の部の応援に関すること
教育部	1 文化、スポーツ施設の感染予防に関すること 2 小中学校との連絡調整に関すること 3 他の部の応援に関すること
母島支所部	1 本部長の指示、命令に関すること 2 本部との連絡調整に関すること 3 母島支所管内における各部の業務に関すること 4 他の部の応援に関すること
各部共通	1 所管施設の防疫に関すること

※ 環境課、議会事務局は総務部に含む。

※ 出納課は財政部に含む。

【新型インフルエンザ等対策における危機管理体制】



第3章 対策の基本項目

政府行動計画では、新型インフルエンザ等の対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する」こと及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」これを達成するための戦略を実現する具体的な対策を立案している。

小笠原村行動計画においても政府行動計画及び東京都行動計画との整合性を確保し、以下の4項目を主要な対策と位置付ける。

- ・ 情報提供、共有
- ・ 感染拡大防止
- ・ 予防接種
- ・ 村民生活及び経済活動の安定の確保

各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等についてはつぎのとおりである。

1 情報提供・共有

国家の危機管理に係る重要な課題という共通の理解の下に、国・都・村、医療機関等、事業者及び村民の各々役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動を取る必要があるため、各発生段階に応じて、正確で迅速な情報提供及びコミュニケーションが重要である。

(1) 情報提供手段の確保

情報を受け取る媒体や情報の受取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取り手に応じた情報提供のため村の広報誌を始め、村ホームページを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

(2) 村民・事業者

ア 平常時の普及啓発

未発生期から、新型インフルエンザ等についての正しい知識と適切な予防策について周知を図り、村民一人一人の感染予防策が習慣化されるよう、情報提供や健康教育を実施する。特に、学校、保育園等は集団感染が発生したり、地域への感染拡大の起点となりやすい特性があることから、平常時から教育委員会等と連携して、児童生徒等に対し感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

また、新型インフルエンザ発生初期における患者へのひぼう・中傷や、感染が確認された地域への風評被害が起きないように、平常時から正しい知識の普及啓発を行っていくことが重要である。

このため、新型インフルエンザ等の基本的な知識や感染予防策を周知し、発生した場合は、都や村などからの情報に従って医療機関を受診するなど、感染拡大防止に努める。

イ 発生時の情報提供

個人の人権の保護に十分留意し、国内、都内及び村内における感染状況、予防策及び発生段階に応じた適切な医療機関等の受診方法などについて、村民に対しできる限り迅速に情報提供する。なお、高齢者や障害者、外国人等に対しては、受け手に応じた情報提供を行うよう配慮する。

また、情報提供に際しては、個人の人権の保護に配慮し、感染者へのひぼう・中傷や、感染が確認された地域への風評被害が起きないように十分留意する。

(3) 体制整備

村は、発生前から情報収集・提供体制を整備し、国及び都が発信する情報を入手することに努め、庁内の関係部局間での情報共有体制を整備するとともに、国や都、関係機関等との情報共有を行う体制を整備し、必要に応じて訓練を実施する。

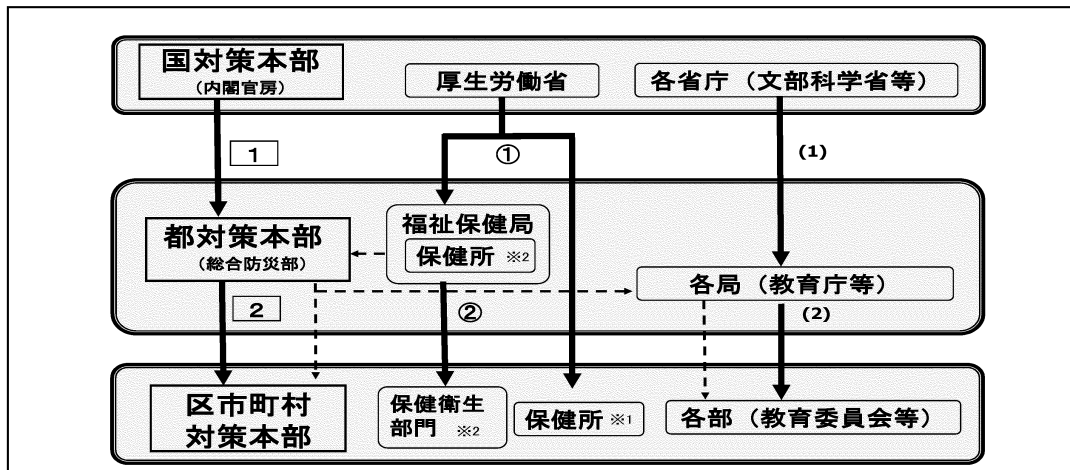
(4) 医療機関等との情報共有

新型インフルエンザ等対策の実施においては、特に医療機関等との連携が重要であるため、都と連携し、二次保健医療圏における感染症地域医療体制ブロック協議会へ参加するなど平常時から情報の共有化を図る。

(5) 村民相談

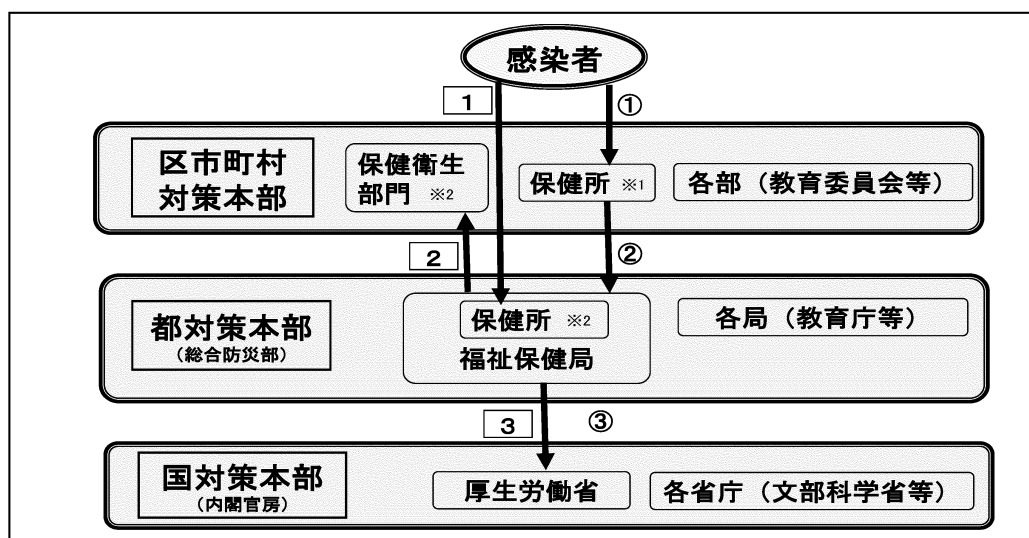
村は、国・都からの要請に基づいて相談窓口を設置し、国から配布される Q&A を活用するなどにより、村民からの問い合わせに対応する。

○新型インフルエンザ等に関する国から区市町村への情報の流れ（国の通知等）



- ※1 保健所設置市（特別区、八王子市及び町田市）
- ※2 ※1以外の市町村
- 1 → □2 内閣官房からの情報の流れ
- ① → ② 厚生労働省からの流れ
- (1) → (2) その他省庁からの情報の流れ
-▶ 重要な情報は、必要に応じて複数ルートで情報提供

○新型インフルエンザ等に関する感染者に関する区市町村との情報の流れ

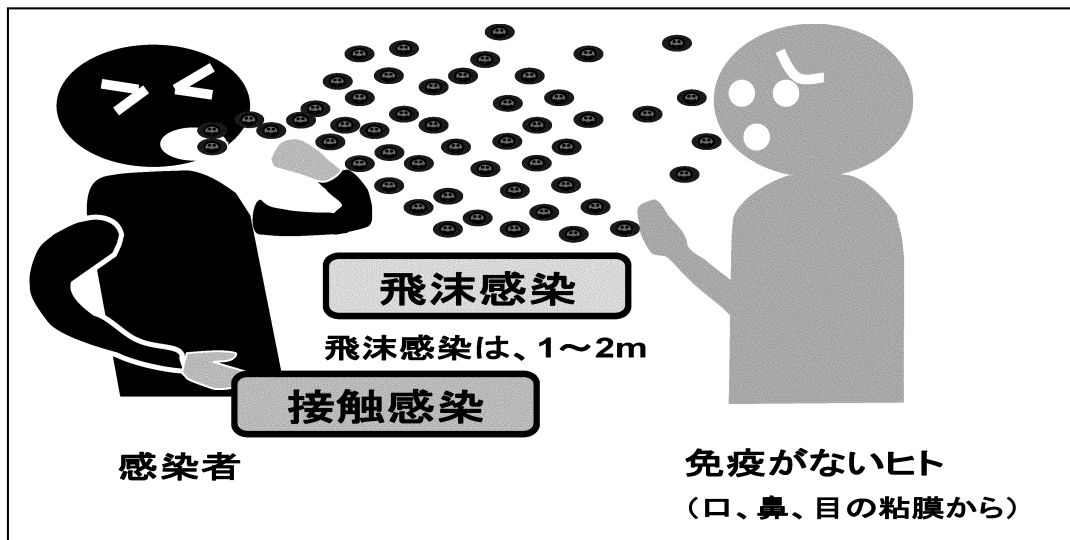


- 1 → □2 保健所設置市以外の市町村の感染者に関する情報の流れ
- ① → ② 保健所設置市の感染者に関する流れ

出典：「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（東京都）

<感染予防策>

新型インフルエンザの感染経路は、「飛沫感染（※１）」と「接触感染（※２）」であり、その予防には手洗いや咳エチケットなどが有効な対策である。



（※１）飛沫感染：感染した人が咳やくしゃみをすることで、排泄するウイルスを含む飛沫（５ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することで感染する経路を指す。

（※２）接触感染：皮膚と粘膜・傷口の直接的な接触又は中間物を介する間接的な接触による感染する経路を指す。

出典：「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（東京都）

<咳エチケット>

・咳・くしゃみが出る時は、他の人にうつさないためにマスクを着用する。マスクを持っていない場合は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔を背けて１ｍ以上離れる。

・鼻汁・痰などを含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。

・咳をしている人にマスクの着用を促す。

※ 咳エチケット用のマスクは、薬局やコンビニエンスストア等で市販されている不織布（ふしょくふ）製マスクの使用が推奨される。

※ マスクの装着は説明書を読んで、正しく着用する。

出典「平成２６年度 今冬のインフルエンザ総合対策について」（厚生労働省ホームページ）

2 感染拡大防止

新型インフルエンザ等による健康被害や村民生活等の混乱をできる限り小さくするためには、医療機関の負荷を軽減し、必要な医療を受けられない人を出さないことが重要で、手洗い、うがい等の個人レベルでできることも含めて、状況に応じて行政が介入し適切な措置を講じることにより、できる限り流行のピークを遅らせることが有効であり求められる。

新型インフルエンザは、自然に発症するものではなく、感染した人から人へ飛沫感染又は接触感染によりり患する感染症である。このことを踏まえ、感染拡大防止策の基本的な考え方としては、一人一人が、又は行政を含めた事業者が、人と人との直接又は間接的な接触の機会を減らすこと、感染した人は他人へ感染させないことなどを心がけて行動することであり、これにより流行のピークの先延ばしと急な患者数の増加の抑制を可能とし、結果として、必要な医療の提供及び村民生活の安定を確保することを目指すものである。

また、重症化を防ぐのに効果が期待される予防接種は、り患する前に接種を受ける必要があるが、住民接種用ワクチンの製造は新型インフルエンザ発生後となることから、必然的に流行の前に接種することはかなわない。

感染拡大防止策による流行のピークの遅れは、患者の急増による医療機関の負荷の軽減だけでなく、ワクチンの供給にかかるまでの時間を稼ぐ効果がある。これにより、新型インフルエンザにり患する前に予防接種を受けられる人が増え、結果として、入院等を必要とする重症患者や死亡者が減少することが期待できる。

さらに、感染拡大防止策等による患者数の急増の抑制は、村民生活に欠かせない警察、消防、食料、生活必需品の生産、流通等の従業員の欠勤率を低下させ、これらの業種の機能低下を抑えることにつながることから、健康被害の軽減のみならず村民生活の安定にとっても、感染拡大防止策の果たす役割は非常に大きい。

対策としては、個人レベルでできる小さな対策から、状況によっては行政が介入を深め地域単位で施設の使用制限や不要不急の外出自粛要請や指示などという、法律に基づいた大きな対策まで用意されているところである。

(1) 個人対策

ア 手洗い、うがい及びマスクの着用

ウイルスは、非常に小さく完全に防御することは困難だが、手洗い、うがいマスクの着用により、新型インフルエンザ等の感染予防に次のような効果があるため、特に、流行状況に関係なく、村広報などにより、村民一人一人が、日ごろから手洗い、うがい、マスクの着用を習慣づけるよう働きかけを行う。

(ア) 手洗い及びうがい

- ・ 接触感染を防ぐ
- ・ 喉を洗浄し喉の乾燥を防ぐ

(イ) マスク

- ・口や鼻を直接触れることを防止し、手からの接触感染を防ぐ
- ・感染者のせきやくしゃみによる飛まつ感染を防ぐ
- ・吸気を加温加湿することで喉の線毛運動を活発にする

イ 症状がある場合のせきエチケットや休務

感染拡大は、感染した人から複数の人に感染するという、流れの連鎖により生み出されることから、感染した人が他人へ感染させないことが重要である。

マスクは、せきやくしゃみに含まれる飛まつ飛距離を短くすることから、感染者がマスクを着用することは飛まつ感染の予防に有効である。

また、感染者と非感染者の接触機会が無ければ、他人に感染することを物理的に防ぐことができるため、感染者は治癒するまでの間、極力、仕事を休むなどして外出を自粛し、事業者は、事業所内での集団感染を防止するため、感染した従業員を休ませるなどの措置を講じることが望ましい。

村は、これらについて、村広報やホームページなどにより協力の呼びかけを行う。

ウ 不要不急の外出を控えるよう呼びかけ

感染拡大は、人と人とが接触しないことにより防止することができることから、一人一人が、人混みを避けるほか、仕事、生活必需品の購入等、生活に欠かせないもの以外の外出を控えるなどの行動を取ることが有効で、特措法では、政府の緊急事態宣言により、都知事が都民に対し不要不急の外出自粛の要請が行えることになっている。

村では、緊急事態宣言の有無に関係なく、新型インフルエンザの発生後、不要不急の外出の自粛について協力の呼びかけを行う。

(2) 事業所対策

ア 学校、保育所等の施設における感染防止対策

多くの人が集まる場所は、一人の感染者から多数の人へ感染する集団発生が起こる危険性が高く、その後の地域の大流行に発展するが多い。

施設内に感染者が出ていない時期から、施設利用者に対し、日頃の手洗い、うがい及びマスクの着用を呼びかけるとともに、体温測定等の健康管理を併せて行い、インフルエンザ症状がある者については、医療機関を早期に受診させ、必要に応じて休ませるなどの措置を講じるほか、接触者の健康管理に努める。

イ 学校、保育所等の臨時休業

学校、保育所等での集団感染は地域の大流行に発展するが多いので、集団感染や複数の感染者が同じ集団内に発生した場合は、初期の段階で、臨時休業等の措置を採ることが非常に有効で、早い段階で感染拡大を阻止することが重要である。

政府による緊急事態宣言後は、特措法に基づき、都知事が学校、保育所等の施設に対して、使用制限の要請や指示を行う場合がある。

ウ イベント、催物等の自粛

人と人との接触機会をできる限り減らすため、人が集まるイベント・催物・集会等は、できる限り中止することが望ましく、村は、広く地域に協力を呼びかけるとともに、村自らが行うイベント、催物等を積極的に中止するほか、村施設の使用を一時的に制限し、イベント、催物等を行わないような措置を講じる。

エ 郵送等による手続の呼びかけ

村への申請等手続は、可能な限り郵送等による方法を認めるとともに、できる限り村民の行動半径を大きくさせないことに配慮し、一人でも多くの村民がり患から免れ、流行期の医療機関にかかる必要のないよう努める。

また、国から、特措法に基づき、行政上の申請制限の延長について対応が求められた場合は、これに対応するとともに、村の要綱等で実施しているものについても、申請期限の延長について検討の上、可能な限り申請期限を延長する措置を講じ、村民の感染機会を少なくさせる。

3 予防接種

(1) ワクチン

新型インフルエンザ等への対策は、医療対応以外のまん延防止対策とワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせ、総合的に行うことが必要である。そして、ワクチンの接種により個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重傷者数を抑えるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめるとともに、患者数を医療提供可能な範囲内に収めることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、ウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチン（※1）とパンデミックワクチン（※2）の2種類がある。

新型インフルエンザが発生した際は、国の責任の下、医療機関等の関係機関や、国民の協力を得て、可能な限り速やかにプレパンデミックワクチンやパンデミックワクチンの接種を行う。

なお、新感染症については、発生した感染症によってワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

※1 プレパンデミックワクチン

(1) プレパンデミックワクチンは、新型インフルエンザが発生する前の段階でパンデミックを引き起こす可能性のあるウイルスを基に製造される。

(2) わが国においては、プレパンデミックワクチン製造に当たって、現在 H5N1 亜型のインフルエンザウイルスを用いており、このワクチンは、H5N1 亜型以外の

インフルエンザには有効性が不明であり、また、新型インフルエンザウイルスがH5N1 亜型であったとしても、パンデミックワクチンと比較すると、流行前の時点でその有効性の評価を定めることはできない。

※2 パンデミックワクチン

パンデミックワクチンは、新型インフルエンザの発生後に新型インフルエンザウイルスを基に製造される。

(2) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

ア 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

イ 新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員又は地方公務員

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者は国を実施主体として、新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる地方公務員については当該地方公務員の所属する都道府県又は区市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなる。

(3) 住民接種

特措法において、村民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われた場合については、特措法第46条に基づき予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種については、村が、実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、村は接種が円滑に行えるよう体制の構築を図る。

なお、特定接種又は緊急事態宣言時における住民接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請を行うよう都知事に求める。

臨時接種・新臨時接種 早見表

区分	臨時接種	新臨時接種
根拠規定	特措法第46条 予防接種法第6条第1項	予防接種法第6条第3項
緊急事態宣言	あり	なし
接種の努力義務	あり	なし
接種の勧奨	接種を受けるよう勧める	
接種費用の 自己負担	なし	あり (低所得者以外から実費徴収可)
費用負担割合	国1/2、都1/4、区市町村1/4	低所得者分のみ 国1/2、都1/4、区市町村1/4
健康被害の救済措置	予防接種法による救済	

(参考) 住民接種の接種順位に関する基本的な考え方(予防接種に関するガイドライン等より)

住民接種の対象者については、次の表のとおり4群に分類する。

アからエ群の接種の優先順位は、新型インフルエンザ等発生時、国が示すこととなっている。

村は、国の示す接種の優先順位に添って接種を実施する。

ア 医学的 ハイリスク者	・基礎疾患を有する者(基礎疾患は国が基準を示す) ・妊婦
イ 小児	・1歳以上の小児 ・1歳未満の小児の保護者 ・身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者
ウ 成人・若年者	・当該市区町村に居住する村民のうち、ア医学的ハイリスク者、イ小児、エ高齢者の群に分類されない者が該当
エ 高齢者	・65歳以上の者

4 村民生活及び経済活動の安定の確保

新型インフルエンザは、各地域での流行が約8週間程度続くといわれているように、新型インフルエンザ等が発生したときは、多くの村民が罹患し、また、本人の罹患や家族の罹患等により、村民生活及び経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、村民生活及び経済活動への影響が最小限となるよう、村、医療機関、事業者及び村民は、発生時にどのように行動するか、事前に準備をし、発生時には互いに協力し、この危機を乗り越えることが重要である。

(1) 村民生活の維持

ア 食料・生活必需品の安定供給

新型インフルエンザ等が海外で大流行した場合、様々な物資の輸入の減少・停止が予想され、国内で発生した場合、食料品・生活必需品等の生産及び物流に影響が出ることも予想される。

社会機能が低下するなかで不足が予想される食料品・生活必需品について、村内事業者等に業界団体などを通じて、安定供給を要請する。

また、食料品・生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

村民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動や、買占めを行わないよう呼びかける。

イ 高齢者・障害者等への支援

高齢者施設等の社会福祉施設（入所施設）の運営を維持するため、感染予防を徹底するよう呼びかけるとともに、入所者の施設外部者との接触制限等により、感染拡大の防止に努めるよう要請する。

新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来す恐れがある高齢者世帯や障害者世帯等に対する食料品や生活必需品の調達等について、関係団体や地域団体等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。

在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等、関係機関と連携して行う。

ウ ごみの排出抑制

ごみ処理能力が低下し、平常時と同様の処理が困難になる場合、村は、ごみの収集回数や処理について状況を把握し、村民及び事業者にごみの排出抑制への協力を要請する。

エ 行政手続上の申請期限の延長

特措法により、新型インフルエンザ等の発生時において、過去の大規模災害発生時のように、運転免許等の申請期限の延長の特例が可能となった。特例措置が

実施された場合は、国の政令等を迅速に分かりやすく周知するとともに、必要に応じて同様の措置を実施する。

オ 在宅で療養する患者への支援

国及び都と連携し、関係団体等の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援を行う。

(2) 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等が大流行し、多数の死亡者が発生した場合、遺体に対する適切な対応を行う必要がある。遺族の意向や個人情報の保護に留意するとともに、遺体収納袋等を活用するなどにより、遺体からの感染を防止しつつ、火葬場の火葬炉を可能な限り稼働させるようにする。

村が発行する「埋火葬許可証」については、「一類感染症等」を明記して、迅速に発行できるようにする。

一時的に死亡者が急増した場合には、遺体からの感染予防策を実施し、村が指定する施設を臨時遺体安置所とし、迅速に埋火葬を行う。

(3) 事業者への支援

新型インフルエンザ等の感染拡大により、運転資金の確保等が困難となる中小企業を支援するため、相談窓口を設置する。

また、政府系金融機関において、新型インフルエンザ等緊急事態に関する特別な融資などの措置が行われた場合は、事業者への周知など適切に対応する。

(4) 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品、その他の物資及び資材の備蓄等を行う。

第4章 各段階における対策

1 未発生期

<状態>

- 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

<目的>

- 発生に備えて体制の整備を行い、発生時の対応の周知を図る。

<対策の考え方>

- 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から、本行動計画等を踏まえ、都や近隣自治体・関係機関等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、村民及び事業者の共通認識を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 情報提供・共有

ア 村民・事業者

- ・村は、広報誌、ホームページ等により、新型インフルエンザ等の基本的な知識や、マスク着用、せきエチケット、手洗い等の感染予防策について、普及啓発を行う。（村民部）

- ・高齢者や障害者、外国人等に対する、受け手に応じた情報提供の方法について検討する。（総務部・村民部）

- ・新型インフルエンザ等の発生時は、村民や事業者に感染拡大防止策の協力を求めること、また、政府が都内を対象区域として緊急事態を宣言した場合は、必要に応じて、都が特措法に基づき不要不急の外出の自粛や施設の使用制限の要請等もあり得ることを事前に周知し、理解を求める。（総務部・村民部・産業観光部）

イ 関係機関等

- ・医療機関、薬局等の関係機関に対策を周知し、村行動計画への理解と協力を求める（村民部・医療部）。

- ・教育委員会において、学校保健安全法に基づき、平常時から学校医や保健所等と連携して、対応方針の共有化を図る。（教育部）

(2) 感染拡大防止

患者数のピークをできる限り遅く発生を低く抑えるためには、一人一人の取る予防行動が習慣化されることが重要である。そのため、日ごろから、新型インフルエンザ等の発生に備え、新型インフルエンザについての基礎知識と併せて、予防方法について、広く周知する。

新型インフルエンザ等の発生に備えて、村民や職員等に対し、新型インフルエンザ等についての基礎知識と併せて、マスクの着用、せきエチケット、手洗い、人混みを避ける等の個人でできる基本的な感染防止対策について普及啓発を図る。（総務部・村民部）

（３）予防接種

ア 特定接種

- ・特定接種の位置付け

国、都及び関係機関と連携し、特定接種が実施される場合に備える。（総務部・村民部・医療部）。

- ・特定接種の準備

村は、国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力する（総務部・村民部）。

村は、登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに特定接種の集団的接種体制を構築することが困難な場合には、必要に応じ業種を担当する府省庁等が行う事業者支援と接種体制構築に協力する（総務部・村民部）。

イ 住民接種

住民接種の位置付け

特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づく接種

◎対象者…村内に居住する者（在留外国人、特定接種対象者に含まれない村内医療機関に勤務する（医療）従事者及び入院中の患者等も含む。）

国、都及び関係機関と連携し、対象者に対して、速やかにワクチンを接種することができるよう体制を構築する（村民部・医療部）。

（４）村民生活及び経済活動の安定の確保

ア 村民生活の維持

・高齢者、障害者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的な手続きを決めておく（村民部）。

- ・在宅で療養する患者への支援方法について検討を行う（村民部）。

イ 火葬能力等の把握

火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討を行い火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する（村民部）。

ウ 物資等の備蓄

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資等の備蓄を行う（総務部・医療部）。

2 海外発生期

<状態>

- 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

<目的>

- 都・村内発生に備えて体制の整備を行う。

<対策の考え方>

- 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、病原性・感染力等が高い場合を想定して対応する。
- 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 海外での発生状況について注意喚起するとともに、都・村内で発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関や事業者、村民に準備を促す。
- 検疫等により新型インフルエンザ等の流入を出来る限り遅らせている間に、医療機関等への情報提供、村民生活及び経済活動の安定のための準備、特定接種の協力等、都・村内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 情報提供・共有

ア 村民・事業者

・新型インフルエンザ等の発生状況など、WHOや国の最新情報をホームページなどにより村民や事業者に情報提供し、発生国への渡航者や発生国からの帰国者に注意喚起を行う（総務部・村民部）。

・高齢者や障害者、外国人等に対し、受け手に応じた情報提供を行う（総務部・村民部）。

・新型インフルエンザ等に感染したことが疑われる場合に医療機関を受診する際の手順（まず、新型インフルエンザ相談センターに電話相談を行い、相談センターの指示や助言に従い、新型インフルエンザ専門外来を受診すること。）等についての周知を強化する。

イ 関係機関等

医療機関、薬局等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、国内発生に備えた協力を依頼する（村民部・医療部）。

ウ 村民相談

・村民からの一般的な問合せに対応するコールセンター等を設置し、適切な情報提供を行う（総務部）。

・新型インフルエンザ等に関する相談窓口を設け、疾患に対する相談だけでなく、生活相談等広範な内容についても対応できる体制について検討する（村民部）。

（２）感染拡大防止

国内での発生を遅らせるため、国が中心となって、空港や港の検疫等を行うが、いずれ近い将来、発生地域からの渡航者を通じて国内にウイルスが侵入することを踏まえ、広く村民、事業者には感染防止対策を推奨する。

ア 国内での発生に備えて、広く村民に対して、マスクの着用、せきエチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染防止対策の普及啓発を行うとともに実践を推奨する（総務部・村民部）。

イ 国内での発生に備えて、事業者に対し施設及び従業員についての感染予防策について協力を求めることを周知する（産業観光部）。

ウ 学校、保育施設等の通所施設は、感染予防策の準備を行うとともに、施設内集団感染を防止するため、患者が発生した場合の臨時休業等の対応について検討しておく（村民部・教育部）。

エ 集会、催物等の主催者は、中止や延期も視野に入れた検討を行うよう理解を求める（総務部）。

（３）予防接種

ア 特定接種

国、都及び関係機関と連携し、特定接種が実施される場合に備えるとともに、特措法28条に基づき、政府対策本部の基本対処方針によって、村職員の対象者に対する接種が決定された場合、厚生労働省からの指示により、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て接種を実施する。

また、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する（総務部・村民部・医療部）。

イ 住民接種

村は、事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に住民接種が実施できるよう、準備を開始する。実施について必要に応じて、国や都に技術的支援を要請する（総務部・村民部・医療部）

（４）村民生活及び経済活動の安定の確保

ア 村民生活の維持

食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼びかける（総務部・産業観光部）。

イ 遺体の火葬・安置

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設の確保ができるよう準備を行う（総務部・財政部・教育部）

3 国内発生早期（都内未発生期）

<状態>

- 東京都以外のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態（都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）

<目的>

- 都・村内での発生に備えた体制の整備を行う。

<対策の考え方>

- 都内での発生に備え、国内での感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。
- 医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人一人が取るべき行動について十分な理解を得るため、村民への積極的な情報提供・相談対応を行う。
- 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぐ。

（１） 情報提供・共有

ア 村民・事業者

・国内での新型インフルエンザ等の発生及び政府対策本部の国内発生早期の対策の移行について、村民や事業者等に周知し、感染予防策の励行を呼びかける。

また、発生状況など最新情報をホームページ等により村民に周知する（総務部・村民部）。

・高齢者や障害者、外国人等に対して、受け手に応じた情報提供を行う（総務部・村民部）。

・新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や都と情報を共有するとともに、発表の方法等については、あらかじめ関係者と検討を行っておく（総務部）。

・新型インフルエンザ等に感染したことが疑われる場合に医療機関を受診する際の手順（まず、新型インフルエンザ相談センターに電話相談を行い、相談センターの指示や助言に従い、新型インフルエンザ専門外来を受診すること。）等についての周知を強化する。

イ 関係機関等

医療機関、薬局等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、都内発生に備えた協力を依頼する（村民部・医療部）。

ウ 村民相談

国から配布されるQ&Aの改訂版等を活用し、引き続きコールセンター等による村民への適切な情報提供を行う（総務部・村民部）。

（２） 感染拡大防止

地域での発生が目前に迫るなか、一人一人の基本的な感染防止策の徹底を依頼するとともに、事業者については、迫りくる流行に対する備えと感染拡大防止対策への協力依頼について呼びかけを行う。

ア 都内での発生に備えて、広く村民に対して、マスクの着用、せきエチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染防止対策の徹底を呼びかける（総務部・村民部）。

イ インフルエンザ等症状がある場合は、仕事等は休み、直ちに都が設置する新型インフルエンザ相談センターで相談するよう周知する（総務部・村民部）。

ウ 都内での発生に備えて、事業者に対し施設及び従業員についての感染予防策を実施するよう呼びかけを行う（総務部・産業観光部）。

エ 学校、保育施設等の通所施設は、児童・生徒等に対して手洗い、うがい等を徹底させるとともに、一人一人の健康管理を強化する。また、施設内集団感染を防止するため、患者が発生した場合の臨時休業等の対応を決めておく（村民部・教育部）。

オ 発生地域に家族や従業員が渡航している場合、家族や事業主に対し、本人が帰島後、本人の健康状態や家族の感染予防について特に注意を払うよう周知する（総務部・村民部）。

（３）予防接種

ア 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる村職員については、村が実施主体として引き続き、国、都及び関係機関と連携し特定接種を継続する（総務部・村民部・医療部）。

イ 住民接種の実施

・村は、パンデミックワクチン供給が可能になり次第、関係機関の協力を得て、予防接種法第６条第３項に規定する接種（新臨時接種）が実施できるよう、準備を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始する（村民部・医療部）。

・村は、住民接種の実施に当たっては、関係機関と連携して、村の施設を活用するなどして接種会場を確保し、原則として、村に居住する者を対象に集団的接種を行う（村民部・医療部）。

ウ 住民接種の広報・相談

・村は、実施主体として、村民からの基本的な相談に応じる（総務部・村民部）。

・病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第６条第３項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、村としては、ワクチン接種の機会を確保するとともに、接種を勧奨し必要な情報を積極的に提供する（村民部）。

エ 住民接種の有効性・安全性に係る調査

村は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を周知する（村民部）。

☆緊急事態宣言が行われた場合

・村民に対する予防接種の実施

村は、村民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

・住民接種の広報・相談

病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う予防接種のため、広報に当たっては、次の点について留意する。

- a 接種の目的や優先接種の意義等を分りやすく伝える。
- b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分りやすく伝える。
- c 接種の時期、方法など、村民一人一人がどのように対応するべきかについて、分りやすく伝える。
- d 具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法等の周知を行う。

(4) 村民生活及び経済活動の安定の確保

ア 村民生活の維持

・食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼びかける（総務部・産業観光部）。

イ 高齢者、障害者の要援護者への生活支援やごみ処理について、都内での発生、流行に備えた準備を行う（建設水道部）。

4 都内発生早期

<状態>

- 都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

<目的>

- 都・村内での感染拡大をできる限り抑える。患者に適切な医療を提供する。
- 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

<対策の考え方>

- 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。都内で発生した新型インフルエンザ等の状況等により、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- 医療提供体制や感染拡大防止策について周知し、一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、村民への積極的な情報提供を行う。
- 都内感染期への移行に備えて、村民生活及び経済活動の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整い次第実施する。

(1) 情報提供・共有

ア 村民・事業者

- ・ 都内での新型インフルエンザ等の発生を発表し、感染予防策の励行を村民に呼びかける（総務部・村民部）。
- ・ 都内での発生状況など最新情報を村民に提供し、風評等による混乱防止を図る（総務部）。
- ・ 患者等の個人情報の取扱いについては、患者の人権に十分配慮するとともに、報道発表の際はひぼう中傷及び風評被害生じないよう留意する（関係各部）。
- ・ 高齢者や障害者、外国人等に対して、受け手に応じた情報提供を行う（村民部）。
- ・ 新型インフルエンザ等に感染したことが疑われる場合に医療機関を受診する際の手順（まず、新型インフルエンザ相談センターに電話相談を行い、相談センターの指示や助言に従い、新型インフルエンザ専門外来を受診すること。）等についての周知を強化する。

イ 関係機関等

- 医療機関、薬局等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、都内発生の対応及び都内感染期に備えた準備を依頼する（村民部・医療部）。

ウ 村民相談

引き続き、国から配布されるQ&Aの改訂版を活用し、コールセンター等による村民への適切な情報提供を行う（総務部・村民部）。

（２） 感染拡大防止

地域内で患者が発生した場合には、感染が拡大する前の早い段階で策を講じ、家族内、集団内に感染を止まらせるようにする。

また、不特定多数が集まる集会や催物については、感染元の追跡が困難となり、その後の感染拡大の原因となりやすいため、主催者へ中止や延期について依頼を行う。

ア マスクの着用、せきエチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染防止対策を徹底することについて呼びかけを強化する（総務部・村民部）。

イ 島内への唯一の渡航方法である、航路において船内でのマスクの着用、咳エチケット、手洗い等感染防止策を徹底することについて呼びかけを強化する。（総務部）

ウ 発生地域への渡航歴又は患者との接触歴があり、かつ、インフルエンザ等症状がある場合は、直ちに都が設置する新型インフルエンザ相談センターで相談するよう周知する（総務部・村民部）。

エ 事業者に対し、従業員の健康管理や自施設の感染予防策を徹底するよう呼びかけを行う（総務部・産業観光部）。

オ 学校、保育施設等の通所施設は、施設及び児童・生徒等の感染防止対策を強化徹底し、施設内集団感染を最小限に抑えるため、患者が発生した場合は、必要に応じ臨時休業等を実施する（村民部・教育部）。

カ 集会、催物等の主催者へ中止や延期を呼びかける（総務部）。

キ 村民に対し不要不急の外出自粛を呼びかける（総務部・村民部）。

（３） 予防接種

村は、事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に住民接種が実施できるよう、引き続き準備を進める。

緊急事態宣言が行われた場合は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種として住民接種を実施する。

ア 住民接種の実施

村は、緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種が実施できるよう準備を進める。村は、住民接種の実施に当たっては、関係機関と連携して、公共施設を活用するなどして、接種会場を確保し、原則として、村に居住する者を対象に集団的接種を行う（村民部・医療部）。

イ 住民接種の有効性・安全性に係る調査

村は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を周知する（村民部・医

療部）。

◎緊急事態宣言が行われた場合の措置

・住民接種の実施

村は、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する（村民部・医療部）。

・住民接種の広報・相談

住民接種の広報・相談に当たっては、引き続き活動を継続する（総務部・村民部）。

（４） 村民生活及び経済活動の安定の確保

ア 村民生活を支える事業の継続

・食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼びかける（産業観光部）。

・高齢者、障害者の要援護者への生活支援やごみ処理について、都内での流行に備えた準備を行う（村民部・建設水道部）。

・行政手続上の申請等について、対面での機会を減らすよう検討し、大災害発生時に実施されている行政上の申請期限の延長について、国や都に対し情報の提供を求め、準備する（関係各部）。

イ 遺体に対する適切な対応

・急増する新型インフルエンザ等による死亡者に対する備えとして、可能な限り火葬炉を稼働し、火葬する準備を行う。（村民部）。

・新型インフルエンザ等による死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えた場合に備え、一時的に遺体を安置する臨時遺体安置所の設置及び運用の準備を行う（総務部・村民部・教育部）。

ウ 事業者への支援

事業活動に支障が生じた中小企業に対する資金計画や経営の相談体制について検討する（産業観光部）。

5 都内感染期

<状態>

- 都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

<目的>

- 健康被害を最小限に抑える。
- 村民生活及び経済活動への影響を最小限に抑える。

<対策の考え方>

- 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、都内発生早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は引き続き実施する。
- 状況に応じた医療提供体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、村民一人一人が取るべき行動について理解できるよう、積極的な情報提供を行う。
- 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減する。
- 医療提供体制の維持に全力を尽くし、患者が適切な医療を受けられるようにして、健康被害を最小限にとどめる。
- 村民生活・経済活動の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 受診者数を減少させ、入院患者や重症患者の数を抑え、医療提供体制への負担軽減するため、住民接種については、体制が整い次第速やかに実施する。
- 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 情報提供・共有

ア 村民・事業者

・医療提供体制が一般医療体制から切り替わるため、医療機関への受診等のルールの変更や、国内及び都内での発生状況などの最新情報を村民に提供するとともに、風評等による混乱防止を図る（総務部・村民部）。

・患者等の個人情報の取り扱いについては、引き続き患者の人権に十分配慮し、ひぼう中傷、風評被害をじゃっ起しないよう留意する（関係各部）。

・高齢者や障害者、外国人等に対して、受け手に応じた情報提供を行う（村民部）。

イ 関係機関等

医療機関、薬局等の関係機関に対し、都内感染期への移行、入院医療体制の転換など新たな対応について迅速かつ正確に情報提供を行う（村民部・医療部）。

ウ 村民相談

国から配布されるQ&Aの改訂版等を活用し、引き続きコールセンター等による村民への適切な情報提供を行う（総務部・村民部）。

（２）感染拡大防止

医療機関への負荷を少しでも軽減させることが求められる段階であることを踏まえ、「一人一人が感染しないこと」、「感染した場合は、他人へうつさないこと」という考え方の下、一人一人の基本的な感染防止対策の強化と徹底についての理解と協力を仰ぐとともに、人と人の接触をできる限り減らすという観点から、集会、イベントの中止、延期、不急業務の縮小、延期、休止を求めている。

ア マスクの着用、せきエチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染防止対策を徹底することについて強く勧奨する（総務部・村民部）。

イ 島内への唯一の渡航方法は、航路であることから、都内での感染状況等を確認し、来島規制を含め検討する。（総務部）

ウ インフルエンザ等症状がある場合は、仕事等は休み、早期に医療機関を受診するよう周知する（総務部）。

エ 事業者に対し、従業員の健康管理を強化し、発熱等の症状がある者に対しては医療機関の受診を促すとともに出勤させないなどの措置を講じるほか、施設利用者の動線、せきエチケット、衛生管理等の施設内の感染予防策を徹底するよう強く勧奨する（関係各部）。

オ 学校、保育施設等の通所施設は、施設及び一人一人の児童・生徒等の感染防止対策を強化徹底し、施設内集団感染を最小限に抑えるため、臨時休業等を通常よりも積極的に実施する（村民部・教育部）。

カ 都知事が外出自粛や施設の使用制限の要請等の措置を講じた場合は、都と協力して要請を行う（関係各部）。

（３）予防接種

ア 住民接種の実施

・村は、緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める（村民部・医療部）。

・村は、住民接種の実施に当たっては、関係機関と連携して、学校等村の施設に協力を依頼すること等により接種会場を確保し、原則として、村に居住する者を対象に集団的接種を行う（村民部・医療部）。

イ 住民接種の有効性・安全性に係る調査

村は、更に予防接種後、副反応報告書及び報告基準を周知する（村民部・医療部）。

◎緊急事態宣言が行われた場合の措置

・住民接種の実施

村は、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防

接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。（村民部・医療部）

- ・住民接種の広報・相談

住民接種の広報・相談に当たっては、引き続き活動を継続する。（総務部・村民部）

（４）村民生活及び経済活動の安定の確保

ア 村民生活の維持

- ・食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼びかける（産業観光部）。

- ・国から行政手続上の申請期限の延長が通知された場合は、速やかに周知し、村民の権利利益を保護する（関係各部）。

- ・高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う（村民部）。

- ・高齢者等の生活を支える介護事業者等に事業維持を要請する（村民部）。

- ・自治会等地域住民団体、ボランティア等に、高齢者や障害者等の要援護者への支援について、協力を依頼する（村民部）。

- ・国及び都と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供及び医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う（村民部）。

- ・平常時のごみ処理の維持が困難な場合、ごみの収集回数や処理について状況を把握し、村民や事業者にごみの排出抑制について協力を要請する（建設水道部）。

イ 遺体に対する適切な対応

- ・所管する火葬場の火葬炉を可能な限り稼働させる（村民部）。

- ・新型インフルエンザ等による死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えた場合、遺体を一時的に安置するため、公共施設を臨時遺体安置所として設置し、運用する（総務部・教育部）。

ウ 事業者への支援

- ・事業活動に支障が生じた中小企業に対する資金計画や経営の相談対応を行う（産業観光部）。

◎緊急事態宣言が行われた場合の措置

- ・国及び都と連携し、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や、便乗値上げの防止策の要請を行う（総務部・産業観光部）。

- ・生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、村民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、村民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る（総務部・産業観光部）

6 小康期

<状態>

- 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- 大流行は一旦終息している状況

<目的>

- 村民生活及び経済活動の回復を図り、流行の第二波に備える。

<対策の考え方>

- 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、第一波による社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について村民に情報提供する。
- 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 情報提供・共有

ア 村民・事業者

・ 不要不急の外出や催物等の自粛などの感染拡大防止策の解除を受け、村民生活及び経済活動の速やかな回復をホームページ等により、村民や事業者に呼びかける。あわせて第二波発生の可能性もあることから、それに備えることも呼びかけを行う（総務部・産業観光部）。

・ 高齢者や障害者、外国人等に対して、受け手に応じた情報提供を行う（総務部・村民部）。

イ 関係機関等

医療機関、薬局等の関係機関に対し、都内の発生状況や国の方針など第一波終息の最新情報を提供する。また、第二波発生の可能性に備え、情報提供体制を維持する（総務部・村民部）。

ウ 村民相談

相談窓口の体制を縮小し、通常業務において村民等からの保健医療に関する一般相談に対応する（村民部）。

(2) 感染拡大防止

域内の流行状況を見ながら、一旦、感染拡大防止策を緩和するものの、第一波の際の教訓を踏まえ、第二波の対策に備える。また、村民一人一人の基本的な感染予防策については、継続し勧奨を行っていく。

ア 域内の流行状況に注視し、感染拡大防止策を国内発生早期程度に緩和させる（総務部・村民部・医療部）。

イ 域内の流行状況に注視し、来島規制を行っている場合は解除する。

ウ マスクの着用、せきエチケット、手洗い等の基本的な感染防止対策を徹底することについて勧奨する。（総務課・村民課）

エ 第二波に備え、引き続き基本的な感染予防策について勧奨する（総務部・村民部・医療部）。

（３）予防接種

ア 住民接種の実施

村は、流行の第二波に備え、緊急事態宣言がされていない場合は、未接種者に対し予防接種法第６条第３項に基づく新臨時接種を勧奨する（村民部・医療部）。

イ 住民接種の有効性・安全性に係る調査

村は、予防接種後副反応報告書及び報告基準を周知する（村民部）。

（４）村民生活及び経済活動の安定の確保

村民や事業者等に、平常時の生活への回復を呼びかける（総務部・村民部）。

議 案 の 部

議案第 1 号

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 3 月 1 1 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

非常勤職員の職員区分を変更するため。

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「小笠原村税務徴収指導員に関する規則」を「小笠原村税務徴収員に関する規則」に改める。

第4条第2項中「「税務徴収指導員」」を「「税務徴収員」」に改める。

第5条中「(昭和50年条例第19号)」を削る。

別表中「税務徴収指導員」を「税務徴収員」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 2 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 3 月 1 1 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

職種の追加、及び特殊勤務手当の支給対象を変更するため。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

職員の給与に関する条例（昭和５０年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

別表第２ 医療職給料表（第３条関係）イ 医療職給料表（２）備考中「診療放射線技師」の次に「、臨床検査技師」を加える。

別表第４ 特殊勤務手当（第１３条関係）浄水場運転手当の項中「浄水場運転に従事する者」を「母島浄水場運転に従事する者」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

議案第 3 号

小笠原村インターネット接続サービス事業に関する条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 3 月 1 1 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

年払い利用料を設定するため。

小笠原村インターネット接続サービス事業に関する条例の一部を
改正する条例（案）

小笠原村インターネット接続サービス事業に関する条例（平成１９年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第８条見出し「(利用料の徴収)」を「(利用料)」に改める。

第８条第１項を次のように改める。

利用者は、インターネット接続サービスの利用にかかる利用料を別表１のとおり納付しなければならない。

第８条第２項を第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

- ２ ４月から翌年３月までの１２か月分の利用料（以下「年払い利用料」という。）を一括納入し、その利用期間内に利用を停止した場合の利用料の還付は、年払い利用料から月額利用料に利用した月数を乗じた額を差し引いた額とする。

別表１（第８条関係）を追加する。

別表１（第８条関係）

区分	月額利用料	年払い利用料
一般利用	４，１１０円	４５，２１０円
事業所利用 （１事業所につき）	９，２５０円	１０１，７５０円
同時接続台数が５０台を超え、グローバルＩＰアドレス付与による利用者	１０２，８５０円	１，１３１，３５０円

附 則

（施行期日）

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

議案第 4 号

小笠原村ケーブルテレビ条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 3 月 1 1 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

年払い利用料を設定するため。

小笠原村ケーブルテレビ条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村ケーブルテレビ条例（平成２３年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第１０条第４項を第５項とし、同条第３項の次に次の１項を加える。

- ４ ４月から翌年３月までの１２か月分の利用料（以下「年払い利用料」という。）を一括納入し、その利用期間内に利用を停止した場合の利用料の還付は、年払い利用料から月額利用料に利用した月数を乗じた額を差し引いた額とする。

別表３を次のように改める。

区分	金額
月額利用料	１，５４０円
年払い利用料	１６，９４０円

附 則

（施行期日）

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

議案第 5 号

小笠原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 3 月 1 1 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

国民健康保険法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 6 2 号）の一部改正及び国民健康保険法の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 2 8 号）の一部施行に伴う国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、小笠原村国民健康保険税条例の該当条文を改正する必要性が生じたため。

小笠原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村国民健康保険税条例（昭和４３年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項ただし書中「５１万円」を「５２万円」に改め、同条第３項ただし書中「１６万円」を「１７万円」に改め、同条第４項ただし書中「１４万円」を「１６万円」に改める。

第２３条中「５１万円」を「５２万円」に、「１６万円」を「１７万円」に「１４万円」を「１６万円」に改め、同条第２号中「２４万５千円」を「２６万円」に改め、同条第３号中「４５万円」を「４７万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

（適用区分）

第２条 改正後の小笠原村国民健康保険税条例の規定は、平成２７年度以降の年度分の保険税について適用し、平成２６年度分までの保険税については、なお従前の例による。

議案第 6 号

小笠原村介護保険条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 3 月 1 1 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 2 6 年法律第 8 3 号）、並びに介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成 2 6 年政令第 3 9 7 号）、介護保険法施行規則（平成 2 6 年厚生労働省令第 1 3 5 号）等の改正に伴い、小笠原村介護保険条例の該当条文を改正する必要性が生じたため。

小笠原村介護保険条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村介護保険条例（平成 12 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「平成 24 年度から平成 26 年度までの」を「平成 27 年度から平成 29 年度までの」に改め、同条第 2 号中「27,840 円」を「41,760 円」に改め、同条第 4 号中「55,680 円」を「50,112 円」に改め、同条第 5 号中「69,000 円」を「55,680 円」に改め、同条第 6 号中「83,520 円」を「66,816 円」に改め、同条に次の 3 号を加える。

- (7) 令第 38 条第 1 項第 7 号に掲げる者 72,384 円
- (8) 令第 38 条第 1 項第 8 号に掲げる者 83,520 円
- (9) 令第 38 条第 1 項第 9 号に掲げる者 94,656 円

第 9 条第 3 項中「及びハ」を「若しくはニ」に、「又は第 5 号ロ」を「第 5 号ロ、第 6 号ロ、第 7 号ロ又は第 8 号ロ」に、「第 5 号」を「第 8 号」に改める。

附則に次の 1 条を加える。

（改正法附則第 14 条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）

第 7 条 法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成 27 年 4 月 1 日から村長が定める日までの間には行わず、村長が定める日の翌日から行うものとする。

2 法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成 27 年 4 月 1 日から村長が定める日までの間には行わず、村長が定める日の翌日から行うものとする。

3 法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成 27 年 4 月 1 日から村長が定める日までの間には行わず、村長が定める日の翌日から行うものとする。

4 法第 115 条の 45 第 2 項第 6 号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成 27 年 4 月 1 日から村長が定める日までの間には行わず、村長が定める日の翌日から行うものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の小笠原村介護保険条例第7条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 7 号

小笠原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 3 月 1 1 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）の規定に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため。

小笠原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 34 条第 2 項及び第 46 条第 2 項の規定に基づき、小笠原村における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）小学校就学前子ども 法第 6 条第 1 項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- （2）認定こども園 法第 7 条第 4 項に規定する認定こども園をいう。
- （3）幼稚園 法第 7 条第 4 項に規定する幼稚園をいう。
- （4）保育所 法第 7 条第 4 項に規定する保育所をいう。
- （5）家庭的保育事業 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業をいう。
- （6）小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業をいう。
- （7）居宅訪問型保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 11 項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- （8）事業所内保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業をいう。
- （9）支給認定 法第 20 条第 4 項に規定する支給認定をいう。
- （10）支給認定保護者 法第 20 条第 4 項に規定する支給認定保護者をいう。
- （11）支給認定子ども 法第 20 条第 4 項に規定する支給認定子どもをいう。
- （12）支給認定証 法第 20 条第 4 項に規定する支給認定証をいう。

- (1 3) 支給認定の有効期間 法第 2 1 条に規定する支給認定の有効期間をいう。
- (1 4) 特定教育・保育施設 法第 2 7 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (1 5) 特定教育・保育 法第 2 7 条第 1 項に規定する特定教育・保育をいう。
- (1 6) 法定代理受領 法第 2 7 条第 5 項（法第 2 8 条第 4 項の規定において準用する場合を含む。）又は法第 2 9 条第 5 項（法第 3 0 条第 4 項の規定において準用する場合を含む。）の規定により村が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。
- (1 7) 特定地域型保育事業者 法第 2 9 条第 1 項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
- (1 8) 特定地域型保育 法第 2 9 条第 1 項に規定する特定地域型保育をいう。
- (1 9) 特別利用保育 法第 2 8 条第 1 項第 2 号に規定する特別利用保育をいう。
- (2 0) 特別利用教育 法第 2 8 条第 1 項第 3 号に規定する特別利用教育をいう。
- (2 1) 特別利用地域型保育 法第 3 0 条第 1 項第 2 号に規定する特別利用地域型保育をいう。
- (2 2) 特定利用地域型保育 法第 3 0 条第 1 項第 3 号に規定する特定利用地域型保育をいう。

（一般原則）

第 3 条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質、かつ、適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

- 2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなけ

ればならない。

- 3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、東京都、村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 特定教育・保育施設等及びその職員は、小笠原村暴力団排除条例（平成25年条例第3号）第2条第1項第1号に規定する暴力団、同条同項第2号に規定する暴力団員若しくは同条同項第3号に規定する暴力団関係者又はこれらの利益となる活動を行っている者であってはならない。

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

（利用定員）

第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。

- 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（1）認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

（2）幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分

- (3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就
学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学
前子どもの区分

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する

方法)

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

- (2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19

条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

- 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項に規定する認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

- 4 前2項の規定により選考を行う特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

- 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

- 第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号

又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。

（支給認定の申請に係る援助）

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

（心身の状況等の把握）

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（小学校等との連携）

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(教育・保育の提供の記録)

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認

定保護者から受けることができる。

- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）
- (4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

- 5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

- 6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（施設型給付費等の額に係る通知等）

- 第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）

(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項。

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

- 2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給認定保護者に関する村への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 提供する特定教育・保育の内容

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

- (4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間、提供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- (7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第6条第2項及び第3項の規定による選考方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項の規定による措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（掲示）

第 2 3 条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（支給認定子どもを平等に取り扱う原則）

第 2 4 条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第 2 5 条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第 3 3 条の 1 0 各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第 2 6 条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第 4 7 条第 3 項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（秘密保持等）

第 2 7 条 特定教育・保育施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速、かつ、適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して村が行う調査に協力するとともに、村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を村に報告しなければならない。
(地域との連携等)

第31条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合

は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第 3 3 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第 3 4 条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 第 1 5 条第 1 項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画

(2) 第 1 2 条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録

(3) 第 1 9 条に規定する村への通知に係る記録

(4) 第 3 0 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第 3 2 条第 3 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第 3 節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第 3 5 条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第 1 9 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第 3 4 条第 1 項第 3 号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第 1 9 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第 1 9 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第 4 条第 2 項第 3 号の規定により定められた法第 1 9 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第 1 項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用

保育を含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、第13条第4項第3号中「除

き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。」とする。

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつては、その利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつては、その利用定員の数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては、その利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては、その利用定員の数を1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第

1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。) を、満 1 歳に満たない小学校就学前子どもと満 1 歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第 2 節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第 3 8 条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第 4 6 条に規定する運営規程の概要、第 4 2 条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第 5 条第 2 項から第 6 項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第 3 9 条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第 1 9 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第 1 9 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の法第 1 9 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第 2 0 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項の規定により選考を行う特定地域型保育事業者は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子

どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（心身の状況等の把握）

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正、かつ、確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると村が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

（1）特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

（2）必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の

職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供すること。

- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども(事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

- 2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の村の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると村が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

- 3 事業所内保育事業を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

- 4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額の

ほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品
- (2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用
- (3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前4項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子ども達の心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特定地域型保育に関する評価等)

第45条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評

価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 提供する特定地域型保育の内容

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

(4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日

(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6) 利用定員

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第39条第2項の規定による選考方法を含む。）

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 前各号に掲げるもののほか、特定地域型保育事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第 4 8 条 特定地域型保育事業者は、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第 3 4 条第 5 項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第 2 4 条第 6 項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(記録の整備)

第 4 9 条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 第 4 4 条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画

(2) 次条において準用する第 1 2 条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の記録

(3) 次条において準用する第 1 9 条に規定する村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第 3 0 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第 3 2 条第 3 項に規定にする事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第 5 0 条 第 8 条から第 1 4 条まで（第 1 0 条及び第 1 3 条を除く。）、第 1 7 条から第 1 9 条まで及び第 2 3 条から第 33 条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第 1 4 条第 1 項中「施設型給付費（法第 2 8 条第 1 項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは「地域型保育給付費（法第 3 0 条第 1 項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。）」と読み替えるものとする。

第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

第 5 1 条 特定地域型保育事業者が法第 1 9 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 4 6 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第 1 9 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第 1 9 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる法第 1 9 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第 3 7 条第 2 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章（第 3 9 条第 2 項及び第 4 0 条第 2 項を除く。）の規定を適用する。（特定利用地域型保育の基準）

第 5 2 条 特定地域型保育事業者が法第 1 9 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第 4 6 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第 1 9 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第 1 9 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第 1 9 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに

該当する支給認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、法の施行の日から施行する。

(特定保育所に関する特例)

第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額「(特定教育・保育施設が」とあるのは「当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）」をいう。」とあるのは「定める額をいう。」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「支払を」とあるのは「支払を、村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

- 2 特定保育所は、村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(施設型給付費等に関する経過措置)

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合

においては、当分の間、第 13 条第 1 項中「法第 27 条第 3 項第 2 号に掲げる額」とあるのは「法附則第 9 条第 1 項第 1 号イに規定する村が定める額」と、「法第 28 条第 2 項第 2 号に規定する村が定める額」とあるのは「法附則第 9 条第 1 項第 2 号ロ（1）に規定する村が定める額」と、同条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第 9 条第 1 項第 1 号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロに規定する村が定める額」と、「法第 28 条第 2 項第 2 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第 9 条第 1 項第 2 号ロ（1）に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ（2）に規定する村が定める額」とする。

- 2 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、第 43 条第 1 項中「法第 30 条第 2 項第 2 号に規定する村が定める額」とあるのは「法附則第 9 条第 1 項第 3 号イ（1）に規定する村が定める額」と、同条第 2 項中「法第 30 条第 2 項第 2 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第 9 条第 1 項第 3 号イ（1）に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）及び同

号イ（２）に規定する村が定める額」とする。

（利用定員に関する経過措置）

第４条 小規模保育事業Ｃ型にあつては、この条例の施行の日から起算して５年を経過する日までの間、第３７条第１項中「６人以上１０人以下」とあるのは「６人以上１５人以下」とする。

（連携施設に関する経過措置）

第５条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第５９条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると村が認める場合は、第４２条第１項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して５年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

議案第 8 号

小笠原村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 11 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定めるため。

小笠原村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例（案）

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、小笠原村における家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第 2 条 法第 34 条の 16 第 1 項の規定によりこの条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、村長の監督に属する家庭的保育事業等（法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）を利用している乳児（法第 4 条第 1 項第 1 号に規定する乳児をいう。以下同じ。）又は幼児（法第 4 条第 1 項第 2 号に規定する幼児であって、満 3 歳に満たないもの及び法第 6 条の 3 第 9 項第 2 号、同条第 10 項第 2 号、同条第 11 項第 2 号又は同条第 12 項第 2 号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満 3 歳以上のものについて保育を行う場合における当該児童をいう。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第 3 条 村長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と家庭的保育事業者等）

第4条 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（家庭的保育事業者等の一般原則）

第5条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。）を行う場所を除く。次項、次条第2号、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

7 家庭的保育事業者及びその職員は、小笠原村暴力団排除条例（平成25年条例第3号）第2条第1項第1号に規定する暴力団、同条同項第2号に規定する暴力団員若しくは同条同項第3号に規定する暴力団関係者又はこれらの利益となる活動を行っている者であってはならない。

（保育所等との連携）

第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第7条第1項、第14条第1項及び第2項、

第 15 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 16 条並びに第 17 条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正、かつ、確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第 3 号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると村が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第 16 条第 2 項第 3 号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。
- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第 42 条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

（家庭的保育事業者等と非常災害）

第 7 条 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の一般的要件)

第8条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等)

第9条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第11条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、

人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(食事)

第15条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- (1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- (4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1) 連携施設

- (2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業（法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医

療機関等

- (3) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が、第1号及び第2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると村が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。）

（利用乳幼児及び職員の健康診断）

第17条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

4 家庭的保育事業者等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（家庭的保育事業所等内部の規程）

第18条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（1）事業の目的及び運営の方針

- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (1 0) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (1 1) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項(家庭的保育事業所等に備える帳簿)

第 1 9 条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第 2 0 条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第 2 1 条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速、かつ、適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第 2 4 条第 6 項の規定による措置に係る村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第 2 章 家庭的保育事業

(設備の基準)

第 2 2 条 家庭的保育事業（法第 6 の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業をいう。以下同じ。）は、次条第 2 項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、村長が適当と認める場所（次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。

- （1）乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。
- （2）前号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9 平方メートル（保育する乳幼児が 3 人を超える場合は、9.9 平方メートルに 3 人を超える人数 1 人につき 3.3 平方メートルを加えた面積）以上であること。
- （3）乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。
- （4）衛生的な調理設備及び便所を設けること。
- （5）同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。）があること。
- （6）前号に掲げる庭の面積は、満 2 歳以上の幼児 1 人につき、3.3 平方メートル以上であること。
- （7）火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的を実施すること。

（職員）

第 2 3 条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

- （1）調理業務の全部を委託する場合
- （2）第 1 6 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合

2 家庭的保育者（法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、村長が行う研修（村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると村長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者
- (2) 法第 18 条の 5 各号及び法第 34 条の 20 第 1 項第 4 号のいずれにも該当しない者

3 家庭的保育者 1 人が保育することができる乳幼児の数は、3 人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（村長が行う研修（村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第 3 4 条第 2 項において同じ。）とともに保育する場合には、5 人以下とする。

（保育時間）

第 2 4 条 家庭的保育事業における保育時間は、1 日につき 8 時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び第 2 6 条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。

（保育の内容）

第 2 5 条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 2 3 年厚生省令第 6 3 号）第 3 5 条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

（保護者との連絡）

第 2 6 条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第 3 章 小規模保育事業

第 1 節 通則

（小規模保育事業の区分）

第 2 7 条 小規模保育事業は、小規模保育事業 A 型、小規模保育事業 B 型及び小規模保育事業 C 型とする。

第 2 節 小規模保育事業 A 型

（設備の基準）

第 2 8 条 小規模保育事業 A 型を行う事業所（以下「小規模保育事業所 A 型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所 A 型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満 2 歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所 A 型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第 33 条第 4 号及び第 5 号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児 1 人につき 1.98 平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を 2 階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。
- ア 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること。
- イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段
		2 屋外階段

	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内

		階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けら

れていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 小規模保育事業所 A 型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 小規模保育事業所 A 型のカーテン、敷物、建具等可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第 29 条 小規模保育事業所 A 型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 A 型又は第 16 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 A 型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。

(1) 乳児 おおむね 3 人につき 1 人

(2) 満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児 おおむね 6 人につき 1 人

(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね 20 人につき 1 人（法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満 4 歳以上の児童 おおむね 30 人につき 1 人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する保健師又は看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第 30 条 第 24 条から第 26 条までの規定は、小規模保育事業 A 型について準用する。この場合において、第 2

4 条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第 26 条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業 A 型を行う者（第 30 条において準用する次条及び第 26 条において「小規模保育事業者（A 型）」という。）」と、第 25 条及び第 26 条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A 型）」とする。

第 3 節 小規模保育事業 B 型

（職員）

第 31 条 小規模保育事業 B 型を行う事業所（以下「小規模保育事業所 B 型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として村長が行う研修（村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 B 型又は第 16 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 B 型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

（1）乳児 3 人につきおおむね 1 人

（2）満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児 おおむね 6 人につき 1 人

（3）満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね 20 人につき 1 人（法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

（4）満 4 歳以上の児童 おおむね 30 人につき 1 人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 B 型に勤務する保健師又は看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第 32 条 第 24 条から第 26 条まで及び第 28 条の規定は、小規模保育事業 B 型について準用する。この場合において、第 24 条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第 26 条において「家庭的保育事業者」という。）」と

あるのは「小規模保育事業 B 型を行う者（第 3 2 条において準用する次条及び第 2 6 条において「小規模保育事業者（B 型）」という。）」と、第 2 5 条及び第 2 6 条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B 型）」と、第 2 8 条中「小規模保育事業所 A 型」とあるのは「小規模保育事業所 B 型」とする。

第 4 節 小規模保育事業 C 型

（設備の基準）

第 3 3 条 小規模保育事業 C 型を行う事業所（以下「小規模保育事業所 C 型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- （1）乳児又は満 2 歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所 C 型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- （2）乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上であること。
- （3）乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- （4）満 2 歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所 C 型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。
- （5）保育室又は遊戯室の面積は、満 2 歳以上の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上であること。
- （6）保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- （7）保育室等を 2 階以上に設ける建物は、第 2 8 条第 7 号に掲げる要件に該当するものであること。

（職員）

第 3 4 条 小規模保育事業所 C 型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 C 型又は第 1 6 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 C 型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。
(利用定員)

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。
(準用)

第36条 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者(第36条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者(C型)」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(C型)」とする。

第4章 居宅訪問型保育事業
(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第24号)第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- (3) 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育
- (4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと村が認める乳幼児に対する保育
- (5) 居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると村が認めるものにおいて行う保育

(設備及び備品)

第 38 条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(職員)

第 39 条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者 1 人が保育することができる乳幼児の数は 1 人とする。

(居宅訪問型保育連携施設)

第 40 条 居宅訪問型保育事業者は、第 37 条第 1 号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第 42 条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の村の指定する施設（この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると村が認めるものにおいて居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

(準用)

第 41 条 第 24 条から第 26 条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第 24 条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第 26 条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第 25 条及び第 26 条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」とする。

第 5 章 事業所内保育事業

(利用定員の設定)

第 42 条 事業所内保育事業を行う者（以下この章において「事業所内保育事業者」という。）は、次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児（法第 6 条の 3 第 12 項第 1 号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。）の数以上の定員枠を設けなくてはならない。

利用定員数	その他の乳児又は幼児の

	数
1 人以上 5 人以下	1 人
6 人以上 7 人以下	2 人
8 人以上 10 人以下	3 人
11 人以上 15 人以下	4 人
16 人以上 20 人以下	5 人
21 人以上 25 人以下	6 人
26 人以上 30 人以下	7 人
31 人以上 40 人以下	10 人
41 人以上 50 人以下	12 人
51 人以上 60 人以下	15 人
61 人以上 70 人以下	20 人
71 人以上	20 人

（設備の基準）

第 4 3 条 事業所内保育事業（利用定員が 20 人以上のものに限る。第 4 5 条及び第 4 6 条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- （1）乳児又は満 2 歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第 5 号において同じ。）及び便所を設けること。
- （2）乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児 1 人につき 1.65 平方メートル以上であること。
- （3）ほふく室の面積は、乳児又は第 1 号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上であること。
- （4）乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- （5）満 2 歳以上の幼児（法第 6 条の 3 第 1 2 項第 2 号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満 3 歳以上のものを受け入れる場合にあっては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を入所させる保

育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。

（６）保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児１人につき１．９８平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児１人につき３．３平方メートル以上であること。

（７）保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

（８）保育室等を２階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を３階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法第２条第９号の２に規定する耐火建築物又は同条第９号の３に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が１以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
２階	常用	１ 屋内階段 ２ 屋外階段
	避難用	１ 建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２ 待避上有効なバルコニー ３ 建築基準法第２条第７号の２に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ４ 屋外階段
３階	常用	１ 建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項

		各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第 3 項第 1 号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を

		有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号を満たすものとする。) 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその 1 に至る歩行距離が 30 メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア）スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ）調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることとはできない。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

(準用)

第46条 第24条から第26条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者(第46条において準用する次条及び第26条において「保育所型事業所内保育事業者」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保

育事業者」とする。

(職員)

第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として村長が行う研修（村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型

事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号及び第7号において同じ。）」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（食事の提供の経過措置）

第2条 この条例の施行の日の前日において現に存する法第39条第1項の規定による業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）、第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）及び第7号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）及び第47条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると村が認める場合は、第6条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業B型等に関する経過措置)

第4条 第31条及び第47条の規定の適用については、第23条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、施行日から起算して5年を経過する日までの間、第31条第1項及び第47条第1項に規定する保育従事者とみなす。

(利用定員に関する経過措置)

第5条 小規模保育事業C型にあつては、第35条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。

議案第 9 号

小笠原村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 11 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を定めるため。

小笠原村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 法第34条の8の2第1項の規定によりこの条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、村長の監督に属する放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 村長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と放課後児童健全育成事業者）

第4条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（放課後児童健全育成事業の一般原則）

第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能と

なるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。
- 6 放課後児童健全育成事業者及びその職員は、小笠原村暴力団排除条例（平成25年条例第3号）第2条第1項第1号に規定する暴力団、同条同項第2号に規定する暴力団員若しくは同条同項第3号に規定する暴力団関係者又はこれらの利益となる活動を行っている者であってはならない。

（放課後児童健全育成事業者と非常災害対策）

第6条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

（放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件）

第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫

理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（設備の基準）

第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

（職員）

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する

者であって、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならない。

- (1) 保育士の資格を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）又は中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- (5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
- (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学又は体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、

村長が適当と認めたもの

- 4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。
- 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用者を平等に取り扱う原則)

- 第11条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

- 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

- 第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

- 第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 開所している日及び時間
- (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- (5) 利用定員
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (1 0) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (1 1) その他事業の運営に関する重要事項
- (放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第 1 5 条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第 1 6 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第 1 7 条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速、かつ、適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 8 3 条に規定する運営適正化委員会が行う同法第 8 5 条第 1 項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間

(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(保護者との連絡)

第19条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡を取り、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第20条 放課後児童健全育成事業者は、村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

第21条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例の施行の日から平成 32 年 3 月 31 日までの間、第 10 条第 3 項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成 32 年 3 月 31 日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

議案第 1 0 号

小笠原村保育所条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 3 月 1 1 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）の改正に伴い関係条文の整備を行うとともに、保育料の見直しを行うため。

小笠原村保育所条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村保育所条例（昭和５３年条例第６号）の一部を次のように改正する。

第２条中「小笠原村父島字奥村」の前に「東京都」を加える。

別表（第６条関係）を次のとおり改める。

利用者負担基準額表

階層 区分	階層認定の基準	利用者負担額（月額）			
		０～２歳児	３歳児	４歳以上	就学前保育児
第１	生活保護世帯	０円	０円	０円	０円
第２	市町村民税非課税世帯（母子等）	０円	０円	０円	０円
	市町村民税非課税世帯（一般）	５,０００円	３,０００円	３,０００円	３,０００円
第３	市町村民税均等割のみ世帯	１０,０００円	９,０００円	６,０００円	４,０００円
第４	所得割額 １６,２００円未満	１２,０００円	１０,０００円	８,０００円	６,０００円
第５	３２,４００円未満	１４,０００円	１２,０００円	１０,０００円	８,０００円
第６	４８,６００円未満	１６,０００円	１４,０００円	１２,０００円	１０,０００円
第７	６０,７００円未満	１８,０００円	１６,０００円	１４,０００円	１２,０００円
第８	７２,８００円未満	２２,０００円	１８,０００円	１６,０００円	１４,０００円
第９	８４,９００円未満	２４,０００円	２０,０００円	１８,０００円	１６,０００円
第１０	９７,０００円未満	２６,０００円	２４,０００円	２０,０００円	１８,０００円
第１１	１３３,０００円未満	３０,０００円	２６,０００円	２４,０００円	１８,０００円
第１２	１６９,０００円未満	３６,０００円	３０,０００円	２７,０００円	１８,０００円

第 13	235,000円未満	42,000 円	33,000 円	30,000 円	18,000 円
第 14	301,000円未満	48,000 円	36,000 円	30,000 円	18,000 円
第 15	397,000円未満	54,000 円	40,000 円	36,000 円	18,000 円
第 16	397,000円以上	80,000 円	42,000 円	36,000 円	18,000 円

備考

- 1 利用者負担金徴収金基準額は当該年度の 4 月 1 日における幼児の満年齢で算定する。
- 2 階層区分は、4 月から 8 月は前年度分の市町村民税、9 月から翌年 3 月は当年度分の市町村民税により決定する。
- 3 市町村民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等）は適用しない。
- 4 利用者負担額は、児童の父母の課税額の合計により算定するほか、同居の祖父母など父母以外の扶養義務者の課税額を合計する場合がある。
- 5 同一世帯から 2 人以上同時に保育所等（注 1）に入所（園）している場合は、年齢の高い幼児の順に 2 人目は半額、3 人目以降は無料とする。
- 6 児童の年齢が年度途中で切り替わった場合でも、その年度中は利用者負担金の変更はしない。
- 7 税の還付、修正等により年の途中に税額更生があった場合や保護者の結婚・離婚など家庭状況に異動があった場合は、利用負担金が変わることがある。
（注 1）保育所等とは、児童福祉法による認可を受けた保育所、小規模保育事業所、事業所内保育所、家庭的保育事業所、居宅訪問型事業所に限る。
- 8 第 2 階層と認定された世帯で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児童及び障害基礎年金等の受給者のいる世帯等の利用者負担額については、徴収金の額を 0 円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の小笠原村保育所条例の規定は、平成２７年４月分の保育料から適用し、同年３月分までの保育料については、なお従前の例による。

議案第 11 号

小笠原村へき地保育所条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 11 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の改正に伴い関係条文の整備を行うため。

小笠原村へき地保育所条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村へき地保育所条例（平成１２年条例第２５号）の一部を次のように改正する。

題名中「へき地保育所」を「母島保育所」に改める。

第１条中「児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２４条第１項ただし書の規定により幼児を保護する」を「保育を要する乳児、幼児、その他の児童について福祉の増進を図る」に、「へき地保育所（以下「保育所」という）」を「保育所」に改める。

第２条中「母島保育園」を「小笠原村立母島保育園」に改める。

第８条第４項中「村長に」を「村長が」に改める

附 則
(施行期日)

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

議案第 1 2 号

小笠原村地域し尿処理施設条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 3 月 1 1 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

地域し尿処理施設使用料の見直しを行うため。

小笠原村地域し尿処理施設条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村地域し尿処理施設条例（平成２４年条例第３６号）の一部を次のように改正する。

別表４を次のように改める

（別表４）

地域し尿処理施設使用料（毎月徴収）			
区 分	超 過	給水管呼び径区分	
		20 ミリ以下	25 ミリ以上
基本使用料	0～10 m ³	1,150 円	1,600 円
従量使用料	11～20 m ³	160 円／m ³	160 円／m ³
	21～30 m ³	175 円／m ³	175 円／m ³
	31～40 m ³	230 円／m ³	230 円／m ³
	41～60 m ³	230 円／m ³	230 円／m ³
	61～100 m ³	270 円／m ³	270 円／m ³
	101～200 m ³	310 円／m ³	310 円／m ³
	201 m ³ ～	410 円／m ³	410 円／m ³

附 則

（施行期日）

この条例は平成２７年４月１日から施行する。ただし、第１６条第１項の規定は、平成２７年４月１６日以後の使用に係わる料金から適用し、同年４月１５日以前の料金については、なお従前の例による。

議案第 13 号

小笠原村浄化槽条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 11 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

浄化槽使用料の見直しを行うため。

小笠原村浄化槽条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村浄化槽条例（平成２４年条例第３７号）の一部を次のように改正する。

別表３を次のように改める

（別表３）

浄化槽使用料（毎月徴収）			
区 分	超 過	給水管呼び径区分	
		20 ミリ以下	25 ミリ以上
基本使用料	0～10 m ³	1,150 円	1,600 円
従量使用料	11～20 m ³	160 円／m ³	160 円／m ³
	21～30 m ³	175 円／m ³	175 円／m ³
	31～40 m ³	230 円／m ³	230 円／m ³
	41～60 m ³	230 円／m ³	230 円／m ³
	61～100 m ³	270 円／m ³	270 円／m ³
	101～200 m ³	310 円／m ³	310 円／m ³
	201 m ³ ～	410 円／m ³	410 円／m ³

附 則

（施行期日）

この条例は平成２７年４月１日から施行する。ただし、第１５条第１項の規定は、平成２７年４月１６日以後の使用に係わる料金から適用し、同年４月１５日以前の料金については、なお従前の例による。

議案第 14 号

小笠原村地域福祉センターの指定管理者の指定について（案）

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 11 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

小笠原村地域福祉センターにかかる指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び小笠原村公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 18 年条例第 14 号）第 6 条の規定に基づき、議会の議決に付す必要があるため。

小笠原村地域福祉センターの指定管理者について（案）

記

- 1 公の施設の名称及び所在地
小笠原村地域福祉センター
東京都小笠原村父島字奥村
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人小笠原村社会福祉協議会
東京都小笠原村父島字奥村
- 3 指定の期間
平成２７年４月１日から平成３０年３月３１日まで

小笠原村地域福祉センターの指定管理者の指定について

小笠原村地域福祉センターの指定管理者を指定するため、次のとおり指定管理者の候補者を選定した。

記

- 1 選定を行った施設
名称 小笠原村地域福祉センター
所在地 小笠原村父島字奥村
- 2 選定した候補者
社会福祉法人小笠原村社会福祉協議会
代表者 菊 池 聰 彦
- 3 指定管理者指定期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

指定管理者候補者選定資料

1 選定を行った施設

名称 小笠原村地域福祉センター
所在地 小笠原村父島字奥村

2 選定した候補者

社会福祉法人小笠原村社会福祉協議会
代表者 菊 池 聰 彦

3 指定管理者指定期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定管理者選定の経過

(1) 募集

ア 公募告示 平成26年11月1日 小笠原村告示第23号
イ 周知方法 村民だより11月1日号
ウ 募集期間 平成26年11月4日から平成26年11月25日まで

(2) 候補者の応募状況

1 団体 社会福祉法人小笠原村社会福祉協議会

(3) 指定管理者選定委員会の開催

平成27年1月29日
募集要項及び事業計画書についての説明並びに候補者の決定

(4) 選定方法

小笠原村指定管理者選定委員会規則及び小笠原村指定管理者選定要領の規定により、応募団体から提出された事業計画書等の書類審査を行い選定した。

(5) 選定結果

社会福祉法人小笠原村社会福祉協議会

審 査 項 目	配点	得点
施設の設置目的に合致した管理運営が行われること	36	24
村民の平等な使用が確保されること	36	21
施設の効用が最大限に発揮されること	36	20
サービスの向上が図られること	36	21
管理経費の縮減が図られていること	24	8
継続して適性に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること	36	21
個人情報が適正に管理されること	12	7
緊急時等に適切に対処できること	24	14
合 計	240	136

5 施設管理費（予定額）

(1) 平成27年度 20,783,338円

(2) 平成28年度 20,892,377円

(3) 平成29年度 21,504,415円

※金額は消費税込みの金額である

議案第 15 号

奥村運動場の指定管理者の指定について（案）

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 11 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

奥村運動場にかかる指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び小笠原村公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 18 年条例第 14 号）第 6 条の規定に基づき、議会の議決に付す必要があるため。

奥村運動場の指定管理者について（案）

記

- 1 公の施設の名称及び所在地
奥村運動場
東京都小笠原村父島字奥村
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人小笠原村社会福祉協議会
東京都小笠原村父島字奥村
- 3 指定の期間
平成２７年４月１日から平成３０年３月３１日まで

奥村運動場の指定管理者の指定について

奥村運動場の指定管理者を指定するため、次のとおり指定管理者の候補者を選定した。

記

- 1 選定を行った施設
名称 奥村運動場
所在地 小笠原村父島字奥村
- 2 選定した候補者
社会福祉法人小笠原村社会福祉協議会
代表者 菊 池 聰 彦
- 3 指定管理者指定期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

指定管理者候補者選定資料

1 選定を行った施設

名称 奥村運動場

所在地 小笠原村父島字奥村

2 選定した候補者

社会福祉法人小笠原村社会福祉協議会

代表者 菊 池 聰 彦

3 指定管理者指定期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定管理者選定の経過

(1) 募集

ア 公募告示 平成26年11月1日 小笠原村告示第24号

イ 周知方法 村民だより11月1日号

ウ 募集期間 平成26年11月4日から平成26年11月25日まで

(2) 候補者の応募状況

1 団体 社会福祉法人小笠原村社会福祉協議会

(3) 指定管理者選定委員会の開催

平成27年1月29日

募集要項及び事業計画書についての説明並びに候補者の決定

(4) 選定方法

小笠原村指定管理者選定委員会規則及び小笠原村指定管理者選定要領の規定により、応募団体から提出された事業計画書等の書類審査を行い選定した。

(5) 選定結果

社会福祉法人小笠原村社会福祉協議会

審 査 項 目	配点	得点
施設の設置目的に合致した管理運営が行われること	48	30
村民の平等な使用が確保されること	48	36
施設の効用が最大限に発揮されること	48	32
サービスの向上が図られること	48	33
管理経費の縮減が図られていること	32	20
継続して適性に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること	48	39
個人情報が適正に管理されること	16	11
緊急時等に適切に対処できること	32	20
合 計	320	221

5 施設管理費（予定額）

(1) 平成27年度 5, 647, 173円

(2) 平成28年度 5, 647, 173円

(3) 平成29年度 5, 647, 173円

※金額は消費税込みの金額である

議案第 16 号

ローズ記念館の指定管理者の指定について（案）

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 11 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

ローズ記念館にかかる指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び小笠原村公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 18 年条例第 14 号）第 6 条の規定に基づき、議会の議決に付す必要があるため。

ローズ記念館の指定管理者について（案）

記

- 1 公の施設の名称及び所在地
ローズ記念館
東京都小笠原村母島字元地
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
一般社団法人小笠原母島観光協会
東京都小笠原村母島字元地
- 3 指定の期間
平成２７年４月１日から平成３０年３月３１日まで

ローズ記念館の指定管理者の指定について

ローズ記念館の指定管理者を指定するため、次のとおり指定管理者の候補者を選定した。

記

- 1 選定を行った施設
名称 ローズ記念館
所在地 小笠原村母島字元地
- 2 選定した候補者
一般社団法人小笠原母島観光協会
代表理事 平 賀 洋 子
- 3 指定管理者指定期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

指定管理者候補者選定資料

1 選定を行った施設

名称 ロース記念館

所在地 小笠原村母島字元地

2 選定した候補者

一般社団法人小笠原母島観光協会

代表理事 平 賀 洋 子

3 指定管理者指定期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定管理者選定の経過

(1) 募集

ア 公募告示 平成26年11月1日 小笠原村告示第25号

イ 周知方法 村民だより11月1日号

ウ 募集期間 平成26年11月4日から平成26年11月25日まで

(2) 候補者の応募状況

1 団体 一般社団法人小笠原母島観光協会

(3) 指定管理者選定委員会の開催

平成27年1月29日

募集要項及び事業計画書についての説明並びに候補者の決定

(4) 選定方法

小笠原村指定管理者選定委員会規則及び小笠原村指定管理者選定要領の規定により、応募団体から提出された事業計画書等の書類審査を行い選定した。

(5) 選定結果

一般社団法人小笠原母島観光協会

審 査 項 目	配点	得点
施設の設置目的に合致した管理運営が行われること	60	45
村民の平等な使用が確保されること	60	45
施設の効用が最大限に発揮されること	60	34
サービスの向上が図られること	60	33
管理経費の縮減が図られていること	40	24
継続して適性に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること	60	48
個人情報が適正に管理されること	20	12
緊急時等に適切に対処できること	40	22
合 計	400	263

5 施設管理費（予定額）

(1) 平成27年度 3, 143, 803円

(2) 平成28年度 3, 143, 803円

(3) 平成29年度 3, 143, 803円

※金額は消費税込みの金額である

議案第 17 号

東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について（案）

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 11 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

東京都市町村公平委員会を共同設置する秋川衛生組合が解散することに伴い同委員会を脱退するため、同委員会を共同設置する地方公共団体の数を減少させ東京都市町村公平委員会共同設置規約を変更する必要性が生じ、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約

東京都市町村公平委員会共同設置規約(昭和42年4月1日都知事届出)の一部を次のように改正する。

別表中「東京都市町村職員退職手当組合 秋川衛生組合」を「東京都市町村職員退職手当組合」に改める。

附 則

この規約は、東京都知事へ届出の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

議案第 18 号

東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少
及び東京都市町村職員退職手当組合理約の変更について（案）

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 11 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

東京都市町村職員退職手当組合を組織する秋川衛生組合が解散することに伴い同組合を脱退するため、同組合を組織する地方公共団体の数を減少させ東京都市町村職員退職手当組合理約を変更する必要性が生じ、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

東京都市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約

東京都市町村職員退職手当組合理約（昭和40年4月1日総行地収第254号許可）の一部を次のように改正する。

別表第1中「東京都市町村職員退職手当組合 秋川衛生組合」を「東京都市町村職員退職手当組合」に改める。

別表第2 地方公共団体の項第1区の欄中「西多摩衛生組合 秋川衛生組合」を「西多摩衛生組合」に改める。

附 則

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

議案第 19 号

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について（案）

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 11 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する秋川衛生組合が解散することに伴い同組合を脱退するため、同組合を組織する地方公共団体の数を減少させ東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更する必要性が生じ、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を改正する規 約

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合理約（昭和43年2月29日
東京都知事許可）の一部を次のように改正する。

別表第1中「青梅、羽村地区工業用水道企業団 秋川衛生組合」を「青
梅、羽村地区工業用水道企業団」に改める。

別表第2第1区の項選挙区の欄中「青梅、羽村地区工業用水道企業団 秋
川衛生組合」を「青梅、羽村地区工業用水道企業団」に改める。

附 則

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行し、平成27年4月
1日から適用する。

議案第 20 号

平成 26 年度小笠原村一般会計補正予算（第 5 号）（案）

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 11 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平 成 2 6 年 度 小 笠 原 村

一 般 会 計 補 正 予 算

（第 5 号）

（別紙）

平 成 2 6 年 度 小 笠 原 村
一 般 会 計 補 正 予 算
予 算 総 則

平成 26 年度小笠原村一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 103,001 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,225,002 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 27 年 3 月 11 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1. 村 税		447,286	13,886	461,172
	1. 村 民 税	272,552	4,436	276,988
	2. 固 定 資 産 税	145,845	9,292	155,137
	3. 軽 自 動 車 税	5,889	158	6,047
2. 地 方 譲 与 税		6,939	30	6,969
	1. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,030	154	2,184
	2. 自 動 車 重 量 譲 与 税	4,908	△124	4,784
3. 利 子 割 交 付 金		3,823	873	4,696
	1. 利 子 割 交 付 金	3,823	873	4,696
4. 配 当 割 交 付 金		4,013	1,733	5,746
	1. 配 当 割 交 付 金	4,013	1,733	5,746
5. 株式等譲渡所得割交付金		3,287	2,316	5,603
	1. 株式等譲渡所得割交付金	3,287	2,316	5,603
6. 地 方 消 費 税 交 付 金		42,773	3,885	46,658
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	42,773	3,885	46,658
8. 自 動 車 取 得 税 交 付 金		2,295	38	2,333
	1. 自 動 車 取 得 税 交 付 金	2,295	38	2,333
11. 地 方 交 付 税		1,414,938	1,275	1,416,213
	1. 地 方 交 付 税	1,414,938	1,275	1,416,213
14. 使 用 料 及 手 数 料		277,189	△864	276,325
	2. 手 数 料	16,399	△864	15,535
15. 国 庫 支 出 金		352,295	35,137	387,432
	1. 国 庫 負 担 金	36,133	△1,932	34,201
	2. 国 庫 補 助 金	291,494	44,569	336,063
	3. 国 庫 委 託 金	24,668	△7,500	17,168
16. 都 支 出 金		895,899	51,565	947,464

款	項	既 定 額	補 正 額	計
	1. 都 負 担 金	23,072	1,730	24,802
	2. 都 補 助 金	828,262	49,970	878,232
	3. 都 委 託 金	44,565	△135	44,430
19. 繰 入 金		254,607	△20,465	234,142
	1. 特 別 会 計 繰 入 金	35,207	△20,975	14,232
	2. 基 金 繰 入 金	219,400	510	219,910
21. 諸 収 入		54,521	△2,008	52,513
	3. 貸 付 金 元 利 収 入	3,260	△2,008	1,252
22. 村 債		102,900	15,600	118,500
	1. 村 債	102,900	15,600	118,500
歳 入 合 計		4,122,001	103,001	4,225,002

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
01. 議 会 費		69,051	△1,400	67,651
	01. 議 会 費	69,051	△1,400	67,651
02. 総 務 費		1,163,854	△1,050	1,162,804
	01. 総 務 管 理 費	1,083,505	8,818	1,092,323
	02. 徴 税 費	31,563	△9,200	22,363
	04. 選 挙 費	4,465	△388	4,077
	06. 監 査 委 員 費	1,018	△280	738
03. 民 生 費		702,637	39,752	742,389
	01. 社 会 福 祉 費	478,336	40,862	519,198
	02. 児 童 福 祉 費	218,380	△1,110	217,270
04. 衛 生 費		997,122	△4,951	992,171
	01. 保 健 衛 生 費	587,606	△5,000	582,606
	03. 上 水 道 費	46,104	49	46,153
05. 農 林 水 産 業 費		81,559	2,250	83,809
	01. 農 業 費	16,844	2,250	19,094
06. 商 工 費		129,111	7,000	136,111
	01. 商 工 費	129,111	7,000	136,111
07. 土 木 費		123,803	35,108	158,911
	01. 土 木 管 理 費	17,637	△350	17,287
	02. 道 路 橋 り ょ う 費	83,104	36,804	119,908
	05. 公 園 費	15,591	△1,346	14,245
12. 諸 支 出 金		118,975	26,292	145,267
	01. 基 金 費	113,650	26,292	139,942
歳 出 合 計		4,122,001	103,001	4,225,002

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	地域住民生活等緊急支援事業	千円
			16,519
6. 商工費	1. 商工費	地域住民生活等緊急支援事業	千円
			7,000
7. 土木費	2. 道路橋りょう費	道路整備・改良事業	千円
			39,000

第3表 地 方 債 補 正

起 債 の 目 的		補 正 前				補 正 後			
		限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
1	道路整備債	千円 0	証書借入	年4%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による	千円 15,600	証書借入	年4%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による

議案第 21 号

平成 26 年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
（案）

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 11 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平 成 2 6 年 度 小 笠 原 村

国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算

（第 3 号）

（別紙）

平 成 2 6 年 度 小 笠 原 村
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算
予 算 総 則

平成 26 年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 53,669 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 366,503 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年 3 月 11 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
4.国 庫 支 出 金		76,322	7,329	83,651
	1.国 庫 負 担 金	71,194	7,329	78,523
9.共 同 事 業 交 付 金		37,940	3,470	41,410
	1.共 同 事 業 交 付 金	37,940	3,470	41,410
11.繰 入 金		63,417	42,870	106,287
	1.一 般 会 計 繰 入 金	63,417	42,870	106,287
歳 入 合 計		312,834	53,669	366,503

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
02. 保 險 給 付 費		147, 515	53, 100	200, 615
	01. 療 養 諸 費	123, 042	50, 100	173, 142
	02. 高 額 療 養 費	17, 448	3, 000	20, 448
07. 共 同 事 業 拠 出 金		42, 302	444	42, 746
	01. 共 同 事 業 拠 出 金	42, 302	444	42, 746
09. 諸 支 出 金		11, 667	125	11, 792
	01. 償 還 金 及 還 付 金	3, 506	125	3, 631
歳 出 合 計		312, 834	53, 669	366, 503

議案第 22 号

平成 26 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
（案）

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 11 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成 26 年度小笠原村

簡易水道事業特別会計補正予算

（第 4 号）

（別紙）

平成 26 年度小笠原村
簡易水道事業特別会計補正予算
予 算 総 則

平成 26 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 300,722 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 505,563 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 27 年 3 月 11 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
3. 国 庫 支 出 金		23,264	150,250	173,514
	1. 国 庫 補 助 金	23,264	150,250	173,514
4. 都 支 出 金		8,023	67,801	75,824
	1. 都 補 助 金	8,023	67,801	75,824
6. 繰 入 金		69,604	49	69,653
	1. 繰 入 金	69,604	49	69,653
7. 繰 越 金		226	222	448
	1. 繰 越 金	226	222	448
9. 村 債		9,200	82,400	91,600
	1. 村 債	9,200	82,400	91,600
歳 入 合 計		204,841	300,722	505,563

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
02. 建 設 改 良 費		46,528	300,500	347,028
	01. 建 設 改 良 費	46,528	300,500	347,028
04. 諸 支 出 金		255	222	477
	01. 基 金 費	255	222	477
合 計		204,841	300,722	505,563

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
2. 建設改良費	1. 建設改良費	簡易浄水場整備事業	300,500

第3表 地 方 債 補 正

起 債 の 目 的		補 正 前				補 正 後			
		限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
1	簡易水道事業整備債	千円 9,200	証書借入	年4%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による	千円 91,600	証書借入	年4%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による

議案第 23 号

平成 26 年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）
（案）

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 11 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平 成 2 6 年 度 小 笠 原 村
宅 地 造 成 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算

（第 2 号）

（別紙）

平 成 2 6 年 度 小 笠 原 村
宅 地 造 成 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算
予 算 総 則

平成 26 年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ 20,975 千円 を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8,257 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年 3 月 11 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 事 業 収 入		29,199	△20,975	8,224
	1. 土 地 売 払 収 入	29,198	△21,210	7,988
	2. 土 地 貸 付 収 入	1	235	236
歳 入	合 計	29,232	△20,975	8,257

(単位：千円)

– 193 –

議案第 2 4 号

小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共施設の総合整備計画
(平成 2 2 年度～平成 2 6 年度変更) (案)

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 3 月 1 1 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

公 共 施 設 の 整 備 計 画

(千円)

辺地名	策定年度	区 分		事業費	財源内訳		一般財源の うち辺地対 策事業費 の予定額	事業内 容
		施設名	事業主体名		特定財源	一般財源		
東京都小笠原村父島辺地	平成22年度 ～ 平成26年度	村道(大村奥村瀬浦地域線)	小笠原村	164,741	104,174	60,567	57,600	改修573m、その他
		教職員住宅	小笠原村	-	-	-	-	
		社会体育施設	小笠原村	-	-	-	-	
		防災無線	小笠原村	-	-	-	-	
		情報通信基盤	小笠原村	-	-	-	-	
		診療所建物	小笠原村	109,272	80,735	28,537	28,500	用地買収及び造成、建物設計、建設工事
		福祉施設建物	小笠原村	46,832	23,416	23,416	23,400	建物実施設計、用地造成工事、建設工事
		看護師住宅	小笠原村	-	-	-	-	
		診療所備品	小笠原村	33,983	16,983	17,000	17,000	CT装置整備
		集会施設	小笠原村	323,400	322,271	1,129	0	建設工事
	(今回策定) 昭和54年度 ～ 平成26年度	計		678,228	547,579	130,649	126,500	
		村道(大村奥村瀬浦地域線)	小笠原村	3,353,785	2,256,083	1,097,702	553,600	改修10,394m、その他
		教職員住宅	小笠原村	235,354	142,927	92,427	75,600	9戸
		社会体育施設	小笠原村	210,731	104,700	106,031	65,800	グラウンド、テニスコート3面、ネットコート1面、その他
		防災無線	小笠原村	524,840	61,450	463,390	403,000	親島1、拡声子局10、デジタル化整備
		情報通信基盤	小笠原村	621,593	274,138	347,455	224,800	基幹光ケーブル網、基幹情報システム、告知端末
		診療所建物	小笠原村	1,598,240	1,185,498	412,742	396,400	用地買収及び造成、建物設計、建設工事
		福祉施設建物	小笠原村	619,581	369,798	249,793	237,000	建物実施設計、用地造成工事、建設工事
		看護師住宅	小笠原村	211,167	103,150	108,017	104,600	用地造成工事、建設工事
		診療所備品	小笠原村	33,983	16,983	17,000	17,000	CT装置整備
東京都小笠原村母島辺地	(全体計画) 平成22年度 ～ 平成26年度	集会施設	小笠原村	323,400	322,271	1,129	0	建設工事
		計		7,732,674	4,836,988	2,895,686	2,077,900	
		村道(沖村地域線)	小笠原村	14,143	9,033	5,110	0	
		教職員住宅	小笠原村	-	-	-	-	
		社会体育施設	小笠原村	-	-	-	-	
		防災無線	小笠原村	-	-	-	-	
		情報通信基盤	小笠原村	-	-	-	-	
		診療所備品	小笠原村	91,535	57,588	33,947	33,900	X線装置、CT装置整備
		計		105,678	66,621	39,057	33,900	
	(今回策定) 昭和54年度 ～ 平成26年度	村道(沖村地域線)	小笠原村	1,017,955	691,116	326,839	172,100	改修3,302m、その他
		教職員住宅	小笠原村	55,000	36,666	18,334	17,500	2戸
		社会体育施設	小笠原村	424,178	210,733	213,445	184,900	グラウンド、テニスコート2面、その他
		防災無線	小笠原村	141,812	25,756	116,056	92,000	母島局1、拡声子局3、デジタル化整備
		情報通信基盤	小笠原村	151,973	72,325	79,648	68,900	基幹光ケーブル網、基幹情報システム、告知端末
		診療所備品	小笠原村	91,535	57,588	33,947	33,900	X線装置、CT装置整備
		計		1,882,453	1,094,184	788,269	569,300	
	(全体計画)	村道(沖村地域線)	小笠原村	14,143	9,033	5,110	0	
		教職員住宅	小笠原村	-	-	-	-	
		社会体育施設	小笠原村	-	-	-	-	
		防災無線	小笠原村	-	-	-	-	
		情報通信基盤	小笠原村	-	-	-	-	
		診療所建物	小笠原村	1,598,240	1,185,498	412,742	396,400	用地買収及び造成、建物設計、建設工事
		福祉施設建物	小笠原村	619,581	369,798	249,793	237,000	建物実施設計、用地造成工事、建設工事
		看護師住宅	小笠原村	211,167	103,150	108,017	104,600	用地造成工事、建設工事
		診療所備品	小笠原村	33,983	16,983	17,000	17,000	CT装置整備
		集会施設	小笠原村	323,400	322,271	1,129	0	建設工事

総合整備計画書

東京都小笠原村父島辺地
(辺地の人口 2,028人：面積 23.80km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町または字の名称
東京都小笠原村父島
- (2) 地域の中心の位置
東京都小笠原村父島字東町
- (3) 辺地度数
174点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

本村の公共的施設は、昭和43年6月にアメリカ合衆国より施政権が返還されて以来、小笠原諸島復興、振興、及び振興開発特別措置法に基づく各計画により整備されてきたが、本土より海上1,000km隔てられた外海孤立離島であり、本土との交通を週に約1便の船便にのみ頼るという状況に置かれているため、いまだに計画目標に達し得ず、本土との格差是正が急がれているところである。

父島辺地地区の、振興・発展及び住民の生活環境の向上を図るためには、生活基盤施設としての道路(村道)や住民福祉の向上のため、福祉施設・集会施設等の整備、また、医療水準の向上のため、診療所及び看護師住宅建設や医療機器の更新等、公共的施設の整備が必要である。

3. 公共的施設の整備計画

平成22年度から平成26年度まで5年間 (千円)

区 分			事 業 費	財源内訳		一 般 財 源 の う ち 地 域 対 策 事 業 債 の 予 定 額
施設名	事業主体名	特定財源		一般財源		
村 道 (扇浦地域線・大村奥村地域線)	小笠原村	164,741	104,174	60,567	57,600	
	診療所建物	109,272	80,735	28,537	28,500	
福祉施設建物	小笠原村	46,832	23,416	23,416	23,400	
診療所備品	小笠原村	33,983	16,983	17,000	17,000	
集会施設	小笠原村	323,400	322,271	1,129	0	
合 計		678,228	547,579	130,649	126,500	

総合整備計画書

東京都小笠原村母島辺地
(辺地の人口 465人：面積 20.21k㎡)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町または字の名称
東京都小笠原村母島
- (2) 地域の中心の位置
東京都小笠原村母島字元地
- (3) 辺地度数
345点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

母島辺地地区は、父島辺地地区よりさらに50km南方海上にあり、父島との交通は週5便程度の定期船にのみ頼っている状況であり、父島辺地地区より厳しい状況に置かれているため、小笠原諸島復興、振興、及び振興開発特別措置法に基づく各計画によって進められてきた公共的施設の整備も、いまだに計画目標に達し得ず、本土及び父島との格差是正が急がれているところである。

母島辺地地区の、振興・発展及び住民の福祉・生活環境の向上を図るためには、生活基盤施設としての道路(村道)の整備や医療水準の向上のため、医療機器の更新等、公共的施設の整備が必要である。

3. 公共的施設の整備計画

平成22年度から平成26年度まで5年間					(千円)	
区分	施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
				特定財源	一般財源	
村道(沖村地域線)		小笠原村	14,143	9,033	5,110	0
診療所備品		小笠原村	91,535	57,588	33,947	33,900
合計			105,678	66,621	39,057	33,900

小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更 新旧対照表(父島辺地)
総 合 整 備 計 画 書(変更後)

東京都小笠原村父島辺地
(辺地の人口 2,028人 : 面積 23.80km²)

1. 辺地の概況
- (1) 辺地を構成する町または字の名称 東京都小笠原村父島
- (2) 地域の中心の位置 東京都小笠原村父島字東町
- (3) 辺地地点数 174点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

本村の公共的施設は、昭和43年6月にアメリカ合衆国より施政権が返還されて以来、小笠原諸島復興、振興、及び振興開発特別措置法に基づく各計画により整備されてきたが、本土より海上1,000km隔てられた外海孤立離島であり、本土との交通を週に約1便の船便にのみ頼るという状況に置かれているため、いまだに計画目標に達し得ず、本土との格差是正が急がれているところである。

父島辺地地区の、振興・発展及び住民の生活環境の向上を図るためには、生活基盤施設としての道路(村道)や住民福祉の向上のため、福祉施設・集会施設等の整備、また、医療水準の向上のため、診療所及び看護師住宅建設や医療機器の更新等、公共的施設の整備が必要である。

3. 公共的施設の整備計画

区 分		平成22年度から平成26年度まで5年間			(千円)
施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
村 道 (扇浦地域線・大村奥村地域線)	小笠原村	164,741	104,174	60,567	57,600
診療所建物	小笠原村	109,272	80,735	28,537	28,500
福祉施設建物	小笠原村	46,832	23,416	23,416	23,400
診療所備品	小笠原村	33,983	16,983	17,000	17,000
集会施設	小笠原村	323,400	322,271	1,129	0
合 計		678,228	547,579	130,649	126,500

総 合 整 備 計 画 書(変更前)

東京都小笠原村父島辺地
(辺地の人口 2,041人 : 面積 23.80km²)

1. 辺地の概況
- (1) 辺地を構成する町または字の名称 東京都小笠原村父島
- (2) 地域の中心の位置 東京都小笠原村父島字東町
- (3) 辺地地点数 174点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

本村の公共的施設は、昭和43年6月にアメリカ合衆国より施政権が返還されて以来、小笠原諸島復興、振興、及び振興開発特別措置法に基づく各計画により整備されてきたが、本土より海上1,000km隔てられた外海孤立離島であり、本土との交通を週に約1便の船便にのみ頼るという状況に置かれているため、いまだに計画目標に達し得ず、本土との格差是正が急がれているところである。

父島辺地地区の、振興・発展及び住民の生活環境の向上を図るためには、生活基盤施設としての道路(村道)や住民福祉の向上のため、福祉施設・集会施設等の整備、また、医療水準の向上のため、診療所及び看護師住宅建設や医療機器の更新等、公共的施設の整備が必要である。

3. 公共的施設の整備計画

区 分		平成22年度から平成26年度まで5年間			(千円)
施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
村 道 (扇浦地域線・大村奥村地域線)	小笠原村	163,858	104,174	59,684	57,600
診療所建物	小笠原村	109,272	80,735	28,537	28,500
福祉施設建物	小笠原村	46,832	23,416	23,416	23,400
診療所備品	小笠原村	33,983	16,983	17,000	17,000
集会施設	小笠原村	323,400	322,271	1,129	0
合 計		677,345	547,579	129,766	126,500

小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更 新旧対照表(母島辺地)
総 合 整 備 計 画 書(変更後)

東京都小笠原村母島辺地
(辺地の人口 465人 : 面積 20.21km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町または字の名称 東京都小笠原村母島
(2) 地域の中心の位置 東京都小笠原村母島字元地
(3) 辺地度数 345点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

母島辺地地区は、父島辺地地区よりさらに50km南方海上にあり、父島との交通は週5便程度の定期船にのみ頼っている状況であり、父島辺地地区より厳しい状況に置かれているため、小笠原諸島復興、振興、及び振興開発特別措置法に基づく各計画によって進められてきた公共的施設の整備も、いまだに計画目標に達し得ず、本土及び父島との格差は正が急がれているところである。
母島辺地地区の、振興・発展及び住民の福祉・生活環境の向上を図るためには、生活基盤施設としての道路(村道)の整備や医療水準の向上のため、医療機器の更新等、公共的施設の整備が必要である。

3. 公共的施設の整備計画

区 分		平成22年度から平成26年度まで5年間			(千円)
施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
村 道(沖村地域線)	小笠原村	14,143	9,033	5,110	0
診療所備品	小笠原村	91,535	57,588	33,947	33,900
合 計		105,678	66,621	39,057	33,900

総 合 整 備 計 画 書(変更前)

東京都小笠原村母島辺地
(辺地の人口 484人 : 面積 20.21km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町または字の名称 東京都小笠原村母島
(2) 地域の中心の位置 東京都小笠原村母島字元地
(3) 辺地度数 345点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

母島辺地地区は、父島辺地地区よりさらに50km南方海上にあり、父島との交通は週5便程度の定期船にのみ頼っている状況であり、父島辺地地区より厳しい状況に置かれているため、小笠原諸島復興、振興、及び振興開発特別措置法に基づく各計画によって進められてきた公共的施設の整備も、いまだに計画目標に達し得ず、本土及び父島との格差は正が急がれているところである。
母島辺地地区の、振興・発展及び住民の福祉・生活環境の向上を図るためには、生活基盤施設としての道路(村道)の整備や医療水準の向上のため、医療機器の更新等、公共的施設の整備が必要である。

3. 公共的施設の整備計画

区 分		平成22年度から平成26年度まで5年間			(千円)
施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
村 道(沖村地域線)	小笠原村	14,143	9,033	5,110	0
診療所備品	小笠原村	91,535	57,588	33,947	33,900
合 計		105,678	66,621	39,057	33,900

議案第25号

平成27年度小笠原村一般会計予算（案）

上記の議案を提出する。

平成27年3月11日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

第25号議案

平成27年度小笠原村

一般会計予算

（別紙）

平成27年度小笠原村
一般会計予算
予算総則

平成27年度小笠原村一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,288,767 千円 と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

- 第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

- 第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

- 第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高限度額は、300,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

- 第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの各項の間とする。

平成27年3月11日提出

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 村 税		453,040
	1. 村 民 税	273,888
	2. 固 定 資 産 税	147,116
	3. 軽 自 動 車 税	7,036
	4. 村 た ば こ 税	25,000
2. 地 方 譲 与 税		6,803
	1. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,147
	2. 自 動 車 重 量 譲 与 税	4,655
	3. 地 方 道 路 譲 与 税	1
3. 利 子 割 交 付 金		3,501
	1. 利 子 割 交 付 金	3,501
4. 配 当 割 交 付 金		7,117
	1. 配 当 割 交 付 金	7,117
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		4,391
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	4,391
6. 地 方 消 費 税 交 付 金		66,113
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	66,113
8. 自 動 車 取 得 税 交 付 金		2,702
	1. 自 動 車 取 得 税 交 付 金	2,702
9. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		128,212
	1. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	80,500
	2. 施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金	47,712
10. 地 方 特 例 交 付 金		326
	1. 地 方 特 例 交 付 金	326

款	項	金 額
11. 地 方 交 付 税		1,364,462
	1. 地 方 交 付 税	1,364,462
13. 分 担 金 及 負 担 金		19,451
	1. 負 担 金	19,451
14. 使 用 料 及 手 数 料		275,060
	1. 使 用 料	260,127
	2. 手 数 料	14,933
15. 国 庫 支 出 金		280,243
	1. 国 庫 負 担 金	34,349
	2. 国 庫 補 助 金	222,559
	3. 国 庫 委 託 金	23,335
16. 都 支 出 金		1,078,821
	1. 都 負 担 金	24,419
	2. 都 補 助 金	997,068
	3. 都 委 託 金	57,334
17. 財 産 収 入		41,155
	1. 財 産 運 用 収 入	41,154
	2. 財 産 売 払 収 入	1
18. 寄 附 金		1,001
	1. 寄 附 金	1,001
19. 繰 入 金		363,277
	1. 特 別 会 計 繰 入 金	4,758
	2. 基 金 繰 入 金	358,519
20. 繰 越 金		7,900
	1. 繰 越 金	7,900
21. 諸 収 入		90,292

款	項	金 額
	1. 延 滞 金 加 算 金 及 過 料	1
	2. 村 預 金 利 子	158
	3. 貸 付 金 元 利 収 入	3,238
	4. 受 託 事 業 収 入	7,055
	5. バ ス 事 業 収 入	3,560
	6. 雑 入	76,280
22. 村 債		94,900
	1. 村 債	94,900
歳 入	合 計	4,288,767

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
01. 議 会 費		70,696
	01. 議 会 費	70,696
02. 総 務 費		1,168,237
	01. 総 務 管 理 費	1,063,962
	02. 徴 税 費	35,022
	03. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	54,492
	04. 選 挙 費	9,329
	05. 統 計 調 査 費	4,392
	06. 監 査 委 員 費	1,040
03. 民 生 費		633,038
	01. 社 会 福 祉 費	408,181
	02. 児 童 福 祉 費	222,472
	03. 国 民 年 金 費	2,385
04. 衛 生 費		981,116
	01. 保 健 衛 生 費	597,000
	02. 清 掃 費	333,417
	03. 上 水 道 費	50,699
05. 農 林 水 産 業 費		292,811
	01. 農 業 費	63,313
	02. 水 産 業 費	229,498
06. 商 工 費		126,767
	01. 商 工 費	126,767
07. 土 木 費		145,169
	01. 土 木 管 理 費	9,962
	02. 道 路 橋 り ょ う 費	109,743
	03. 河 川 費	3,229

款	項	金 額
	04. 都 市 計 画 費	4,661
	05. 公 園 費	17,573
	06. 住 宅 費	1
08. 消 防 費		13,260
	01. 消 防 費	13,260
09. 教 育 費		306,740
	01. 教 育 総 務 費	52,720
	02. 小 学 校 費	68,921
	03. 中 学 校 費	51,555
	04. 社 会 教 育 費	34,097
	05. 保 健 体 育 費	99,447
11. 公 債 費		479,825
	01. 公 債 費	479,825
12. 諸 支 出 金		61,108
	01. 基 金 費	58,949
	02. 諸 費	2,159
13. 予 備 費		10,000
	01. 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	4,288,767

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
地域福祉センター指定管理料	平成27年度から 平成29年度まで	63,181 千円
奥村運動場指定管理料	平成27年度から 平成29年度まで	16,942 千円
ローズ記念館指定管理料	平成27年度から 平成29年度まで	9,432 千円

第3表 地 方 債

番号	起債の目的	起債の限度額	起債の方法
1	臨時財政対策債	千円 94,900	証書借入れにより政府その他より起債する。 本債の起債時期が適当でないときは、本債にかわる村債を起こすこともある。 利率 年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) 償還の方法 政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による。 その他 事業執行状況その他の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することもある。
合 計		94,900	

議案第 26 号

平成 27 年度小笠原村国民健康保険特別会計予算（案）

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 11 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

第 26 号議案

平 成 2 7 年 度 小 笠 原 村

国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 予 算

（別紙）

平 成 2 7 年 度 小 笠 原 村
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 予 算
予 算 総 則

平成 27 年度小笠原村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 271,736 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 27 年 3 月 11 日提出

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 国 民 健 康 保 険 税		78,870
	1. 国 民 健 康 保 険 税	78,870
2. 一 部 負 担 金		2
	1. 一 部 負 担 金	2
3. 使 用 料 及 手 数 料		2
	1. 手 数 料	2
4. 国 庫 支 出 金		82,564
	1. 国 庫 負 担 金	75,811
	2. 国 庫 補 助 金	6,753
5. 療 養 給 付 費 交 付 金		3,839
	1. 療 養 給 付 費 交 付 金	3,839
6. 前 期 高 齢 者 交 付 金		2
	1. 前 期 高 齢 者 交 付 金	2
7. 都 支 出 金		39,702
	1. 都 負 担 金	29,955
	2. 都 補 助 金	9,747
9. 共 同 事 業 交 付 金		39,164
	1. 共 同 事 業 交 付 金	39,164
10. 寄 附 金		1
	1. 寄 附 金	1
11. 繰 入 金		22,078
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	22,078
12. 繰 越 金		501
	1. 繰 越 金	501
13. 諸 収 入		5,011
	1. 延 滞 金 加 算 金 及 過 料	5

款	項	金 額
	2. 村 預 金 利 子	1
	3. 受 託 事 業 収 入	1
	4. 雑 入	5,004
歳 入	合 計	271,736

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
01. 総 務 費		6,433
	01. 総 務 管 理 費	6,363
	02. 徴 税 費	70
02. 保 険 給 付 費		147,618
	01. 療 養 諸 費	126,121
	02. 高 額 療 養 費	14,497
	03. 移 送 費	51
	04. 出 産 育 児 諸 費	6,724
	05. 葬 祭 費	150
	06. 結 核・精神医療給付費	75
03. 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		39,125
	01. 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	39,125
04. 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		1,006
	01. 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	1,006
05. 老 人 保 健 拠 出 金		7
	01. 老 人 保 健 拠 出 金	7
06. 介 護 納 付 金		25,747
	01. 介 護 納 付 金	25,747
07. 共 同 事 業 拠 出 金		44,603
	01. 共 同 事 業 拠 出 金	44,603
08. 保 健 事 業 費		5,893
	01. 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	5,743
	02. 保 健 事 業 費	150
09. 諸 支 出 金		304
	01. 償 還 金 及 還 付 金	303
	02. 繰 出 金	1

議案第 27 号

平成 27 年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算（案）

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 11 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

第 27 号議案

平 成 2 7 年 度 小 笠 原 村

簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計 予 算

（別紙）

平 成 2 7 年 度 小 笠 原 村
簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計 予 算
予 算 総 則

平成 27 年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 317,725 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

平成 27 年 3 月 11 日提出

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 分 担 金 及 負 担 金		1
	1. 負 担 金	1
2. 使 用 料 及 手 数 料		95,030
	1. 使 用 料	94,894
	2. 手 数 料	136
3. 国 庫 支 出 金		75,771
	1. 国 庫 補 助 金	75,771
4. 都 支 出 金		33,343
	1. 都 補 助 金	33,343
5. 財 産 収 入		32
	1. 財 産 運 用 収 入	32
6. 繰 入 金		75,395
	1. 繰 入 金	75,395
7. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
8. 諸 収 入		52
	1. 村 預 金 利 子	1
	2. 雑 入	51
9. 村 債		38,100
	1. 村 債	38,100
歳 入	合 計	317,725

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
01. 総 務 費		125,144
	01. 総 務 管 理 費	125,144
02. 建 設 改 良 費		151,542
	01. 建 設 改 良 費	151,542
03. 公 債 費		39,007
	01. 公 債 費	39,007
04. 諸 支 出 金		32
	01. 基 金 費	32
05. 予 備 費		2,000
	01. 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		317,725

第2表 地方債

番号	起債の目的	起債の限度額	起債の方法
		千円	
1	建設改良債	38,100	証書借入れにより政府その他より起債する。 本債の起債時期が適当でないときは、本債にかわる村債を起こすこともある。 利率 年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) 償還の方法 政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による。 その他 事業執行状況その他の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することもある。
	合 計	38,100	

議案第 28 号

平成 27 年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算（案）

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 11 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

第 28 号議案

平 成 2 7 年 度 小 笠 原 村

宅 地 造 成 事 業 特 別 会 計 予 算

（別紙）

平 成 2 7 年 度 小 笠 原 村
宅 地 造 成 事 業 特 別 会 計 予 算
予 算 総 則

平成 27 年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,819 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 27 年 3 月 11 日提出

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
2. 事 業 収 入		8,816
	1. 土 地 売 払 収 入	8,357
	2. 土 地 貸 付 収 入	459
3. 繰 入 金		1
	1. 繰 入 金	1
4. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
5. 諸 収 入		1
	2. 雑 入	1
歳 入 合 計		8,819

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
01. 総 務 費		3,967
	01. 総 務 管 理 費	3,967
02. 諸 支 出 金		4,752
	01. 繰 出 金	4,752
03. 予 備 費		100
	01. 予 備 費	100
歳 出 合 計		8,819

議案第 29 号

平成 27 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算（案）

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 11 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

第 29 号議案

平 成 2 7 年 度 小 笠 原 村

介護保険（保険事業勘定）特別会計予算

（別紙）

平 成 2 7 年 度 小 笠 原 村
介護保険（保険事業勘定）特別会計予算
予 算 総 則

平成 27 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 72,390 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 27 年 3 月 11 日提出

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 保 険 料		14,560
	1. 介 護 保 険 料	14,560
2. 使 用 料 及 手 数 料		2
	1. 手 数 料	2
3. 国 庫 支 出 金		11,927
	1. 国 庫 負 担 金	11,235
	2. 国 庫 補 助 金	692
4. 支 払 基 金 交 付 金		17,139
	1. 支 払 基 金 交 付 金	17,139
5. 都 支 出 金		8,469
	1. 都 負 担 金	8,348
	2. 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1
	3. 都 補 助 金	120
6. 財 産 収 入		5
	1. 財 産 運 用 収 入	5
7. 寄 附 金		1
	1. 寄 附 金	1
8. 繰 入 金		20,179
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	20,177
	2. 基 金 繰 入 金	1
	3. 介 護 サービス 事 業 勘 定 繰 入 金	1
9. 繰 越 金		100
	1. 繰 越 金	100
10. 諸 収 入		7
	1. 延 滞 金 加 算 金 及 過 料	3

款	項	金 額
	2. 村 預 金 利 子	1
	3. 雜 入	3
11. 村 債		1
	1. 財 政 安 定 化 基 金	1
歲 入 合 計		72,390

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
01. 総 務 費		10,046
	01. 総 務 管 理 費	8,613
	02. 介 護 認 定 審 査 会 費	1,433
02. 保 険 給 付 費		60,758
	01. 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	60,758
03. 地 域 支 援 事 業 費		974
	01. 介 護 予 防 事 業 費	974
04. 財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金		1
	01. 財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金	1
05. 基 金 積 立 金		5
	01. 基 金 積 立 金	5
06. 諸 支 出 金		105
	01. 償 還 金 及 還 付 金	103
	02. 繰 出 金	2
07. 公 債 費		1
	01. 財 政 安 定 化 基 金 償 還 金	1
08. 予 備 費		500
	01. 予 備 費	500
歳 出 合 計		72,390

議案第30号

平成27年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計
予算（案）

上記の議案を提出する。

平成27年3月11日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

第30号議案

平成27年度小笠原村

介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算

（別紙）

平成27年度小笠原村
介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算
予算 総 則

平成27年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算は、
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 171,944 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出
予算」による。

平成27年3月11日提出

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. サービス収入		32,856
	1. 介護給付費収入	26,259
	2. 予防給付費収入	2,720
	3. 自己負担金収入	3,877
2. 寄 附 金		1
	1. 寄 附 金	1
3. 繰 入 金		139,084
	1. 一般会計繰入金	139,083
	2. 保険事業勘定繰入金	1
4. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
5. 諸 収 入		2
	1. 村 預 金 利 子	1
	2. 雑 入	1
歳 入 合 計		171,944

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
01. 総 務 費		10,192
	01. 施 設 管 理 費	10,192
02. サ ー ビ ス 事 業 費		160,749
	01. 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 費	160,749
03. 諸 支 出 金		3
	01. 繰 出 金	2
	03. 還 付 金 及 償 還 金	1
04. 予 備 費		1,000
	01. 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		171,944

議案第31号

平成27年度小笠原村下水道事業特別会計予算（案）

上記の議案を提出する。

平成27年3月11日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

第31号議案

平成27年度小笠原村

下水道事業特別会計予算

（別紙）

平成27年度小笠原村
下水道事業特別会計予算
予算 総 則

平成27年度小笠原村下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 210,371 千円 と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

- 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成27年3月11日提出

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 分 担 金 及 負 担 金		1
	1. 負 担 金	1
2. 使 用 料 及 手 数 料		51,026
	1. 使 用 料	50,988
	2. 手 数 料	38
3. 国 庫 支 出 金		18,688
	1. 国 庫 補 助 金	18,688
6. 繰 入 金		122,854
	1. 繰 入 金	122,854
7. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
8. 諸 収 入		1,001
	1. 村 預 金 利 子	1
	2. 雑 入	1,000
9. 村 債		16,800
	1. 村 債	16,800
歳 入	合 計	210,371

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
01. 総 務 費		97,400
	01. 総 務 管 理 費	97,400
02. 建 設 改 良 費		37,376
	01. 建 設 改 良 費	37,376
04. 公 債 費		74,594
	01. 公 債 費	74,594
05. 諸 支 出 金		1
	01. 繰 出 金	1
06. 予 備 費		1,000
	01. 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		210,371

第2表 地方債

番号	起債の目的	起債の限度額	起債の方法
1	建設改良債	千円 16,800	
			証書借入れにより政府その他より起債する。 本債の起債時期が適当でないときは、本債にかわる村債を起こすこともある。 利率 年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) 償還の方法 政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による。 その他 事業執行状況その他の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することもある。
合 計		16,800	

議案第 3 2 号

平成 2 7 年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 3 月 1 1 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

第 3 2 号議案

平 成 2 7 年 度 小 笠 原 村

浄 化 槽 事 業 特 別 会 計 予 算

（別紙）

平 成 2 7 年 度 小 笠 原 村
浄 化 槽 事 業 特 別 会 計 予 算
予 算 総 則

平成 2 7 年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 21,636 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

平成 2 7 年 3 月 1 1 日提出

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 分 担 金 及 負 担 金		1
	1. 負 担 金	1
2. 使 用 料 及 手 数 料		4,246
	1. 使 用 料	4,234
	2. 手 数 料	12
3. 国 庫 支 出 金		3,465
	1. 国 庫 補 助 金	3,465
4. 都 支 出 金		1
	1. 都 補 助 金	1
5. 繰 入 金		10,611
	1. 繰 入 金	10,611
6. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
7. 諸 収 入		211
	1. 村 預 金 利 子	1
	2. 雑 入	210
8. 村 債		3,100
	1. 村 債	3,100
歳 入 合 計		21,636

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
01. 総 務 費		9,943
	01. 総 務 管 理 費	9,943
02. 建 設 改 良 費		6,930
	01. 建 設 改 良 費	6,930
03. 公 債 費		3,762
	01. 公 債 費	3,762
04. 諸 支 出 金		1
	01. 繰 出 金	1
05. 予 備 費		1,000
	01. 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		21,636

第2表 地方債

番号	起債の目的	起債の限度額	起債の方法
1	建設改良債	千円 3,100	
			証書借入れにより政府その他より起債する。 本債の起債時期が適当でないときは、本債にかわる村債を起こすこともある。 利率 年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) 償還の方法 政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による。 その他 事業執行状況その他の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することもある。
合 計		3,100	

議案第 33 号

平成 27 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算（案）

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 11 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

第 33 号議案

平 成 2 7 年 度 小 笠 原 村

後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 予 算

（別紙）

平 成 2 7 年 度 小 笠 原 村
後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 予 算
予 算 総 則

平成 27 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 26,885 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 27 年 3 月 11 日提出

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 後期高齢者医療保険料		9,607
	1. 後期高齢者医療保険料	9,607
2. 繰 入 金		16,495
	1. 他会計繰入金	16,495
3. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
4. 諸 収 入		782
	1. 延滞金加算金及過料	2
	2. 償還金及還付加算金	230
	3. 村 預 金 利 子	1
	4. 受託事業収入	547
	5. 雑 入	2
歳 入 合 計		26,885

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
01. 総 務 費		5,417
	01. 総 務 管 理 費	5,417
02. 広 域 連 合 納 付 金		18,805
	01. 広 域 連 合 納 付 金	18,805
03. 保 健 事 業 費		632
	01. 保 健 事 業 費	632
04. 保 険 給 付 費		300
	01. 葬 祭 費	300
05. 諸 支 出 金		231
	01. 償 還 金 及 還 付 加 算 金	230
	02. 繰 出 金	1
06. 予 備 費		1,500
	01. 予 備 費	1,500
歳 出 合 計		26,885

議案第 34 号

小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共施設の総合整備計画
(平成 23 年度～平成 27 年度) (案)

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 11 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

公 共 施 設 の 整 備 計 画

(千円)

地区名	策定年度	区 分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 地方交付金 の予定額	事業内容
		施設名	事業主体名		特定財源	一般財源		
東京都小笠原村父島辺地	平成23年度 ～ 平成27年度	村道(大村奥村扇浦地域線)	小笠原村	146,505	86,806	59,699	31,900	改修480m、その他
		教職員住宅	小笠原村	-	-	-	-	
		社会体育施設	小笠原村	-	-	-	-	
		防災無線	小笠原村	-	-	-	-	
		情報通信基盤	小笠原村	-	-	-	-	
		診療所建物	小笠原村	-	-	-	-	
		福祉施設建物	小笠原村	-	-	-	-	
		看護師住宅	小笠原村	-	-	-	-	
		診療所備品	小笠原村	33,983	16,983	17,000	17,000	CT装置整備
		集会施設	小笠原村	323,400	322,271	1,129	0	建設工事
	(今回策定)	計		503,888	426,060	77,828	48,900	
	昭和54年度 ～ 平成27年度	村道(大村奥村扇浦地域線)	小笠原村	3,406,392	2,283,830	1,122,562	553,600	改修10,514m、その他
		教職員住宅	小笠原村	235,354	142,927	92,427	75,600	9戸
		社会体育施設	小笠原村	210,731	104,700	106,031	65,800	グラウンド、テニスコート3面、ゲートボールコート1面、その他
		防災無線	小笠原村	524,840	61,450	463,390	403,000	親島1、拡声子局10、デジタル化整備
		情報通信基盤	小笠原村	621,593	274,138	347,455	224,800	基幹光ケーブル網、基幹情報システム、告知端末
東京都小笠原村母島辺地		診療所建物	小笠原村	1,598,240	1,185,498	412,742	396,400	用地買収及び造成、建物設計、建設工事
		福祉施設建物	小笠原村	619,581	369,788	249,793	237,000	建物実施設計、用地造成工事、建設工事
		看護師住宅	小笠原村	211,167	103,150	108,017	104,600	用地造成工事、建設工事
		診療所備品	小笠原村	33,983	16,983	17,000	17,000	CT装置整備
		集会施設	小笠原村	323,400	322,271	1,129	0	建設工事
	(全体計画)	計		7,785,281	4,864,735	2,920,546	2,077,800	
	平成23年度 ～ 平成27年度	村道(沖村地域線)	小笠原村	-	-	-	-	
		教職員住宅	小笠原村	-	-	-	-	
		社会体育施設	小笠原村	-	-	-	-	
		防災無線	小笠原村	-	-	-	-	
		情報通信基盤	小笠原村	-	-	-	-	
		診療所備品	小笠原村	91,535	57,588	33,947	33,900	X線装置、CT装置整備
		計		91,535	57,588	33,947	33,900	
	(今回策定)	村道(沖村地域線)	小笠原村	1,017,955	691,116	326,839	172,100	改修3,302m、その他
	昭和54年度 ～ 平成27年度	教職員住宅	小笠原村	55,000	36,666	18,334	17,500	2戸
		社会体育施設	小笠原村	424,178	210,733	213,445	184,900	グラウンド、テニスコート2面、その他
		防災無線	小笠原村	141,812	25,756	116,056	92,000	母島局1、拡声子局3、デジタル化整備
		情報通信基盤	小笠原村	151,973	72,325	79,648	68,900	基幹光ケーブル網、基幹情報システム、告知端末
		診療所備品	小笠原村	91,535	57,588	33,947	33,900	X線装置、CT装置整備
	(全体計画)	計		1,882,453	1,094,184	788,269	569,300	

総 合 整 備 計 画 書

東京都小笠原村父島辺地
(辺地の人口 2,039人：面積 23.80km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町または字の名称
東京都小笠原村父島
- (2) 地域の中心の位置
東京都小笠原村父島字東町
- (3) 辺地度数
174点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

本村の公共的施設は、昭和43年6月にアメリカ合衆国より施政権が返還されて以来、小笠原諸島復興、振興、及び振興開発特別措置法に基づく各計画により整備されてきたが、本土より海上1,000km隔てられた外海孤立離島であり、本土との交通を週に約1便の船便にのみ頼るという状況に置かれているため、いまだに計画目標に達し得ず、本土との格差は正が急がれているところである。

父島辺地区の、振興・発展及び住民の生活環境の向上を図るためには、生活基盤施設としての道路(村道)や住民福祉の向上のため、集会施設の整備、また、医療水準の向上のため、医療機器の更新等、公共的施設の整備が必要である。

3. 公共的施設の整備計画

平成23年度から平成27年度まで5年間				(千円)	
区 分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 対事業債の予定額
施設名	事業主体名		特定財源	一般財源	
村道 (願浦地域線・大村奥村地域線)	小笠原村	146,505	86,806	59,699	31,900
診療所備品	小笠原村	33,983	16,983	17,000	17,000
集会施設	小笠原村	323,400	322,271	1,129	0
合 計		503,888	426,060	77,828	48,900

総合整備計画書

東京都小笠原村母島辺地
(辺地の人口 469人：面積 20.21km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町または字の名称
東京都小笠原村母島
- (2) 地域の中心の位置
東京都小笠原村母島字元地
- (3) 辺地度数
345点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

母島辺地区は、父島辺地区よりさらに50km南方海上にあり、父島との交通は週5便程度の定期船にのみ頼っている状況であり、父島辺地区より厳しい状況に置かれているため、小笠原諸島復興・振興、及び振興開発特別措置法に基づく各計画によって進められてきた公共的施設の整備も、いまだに計画目標に達し得ず、本土及び父島との格差は正が急がれているところである。

母島辺地区の、振興・発展及び住民の福祉・生活環境の向上を図るためには、生活基盤施設としての道路(村道)の整備や医療水準の向上のため、医療機器の更新等、公共的施設の整備が必要である。

3. 公共的施設の整備計画

平成23年度から平成27年度まで5年間					(千円)	
施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 対事業債の予定額	一般財源のうち 対事業債の予定額
			特定財源	一般財源		
村道(沖村地域線)	小笠原村	0	0	0	0	0
診療所備品	小笠原村	91,535	57,588	33,947	33,900	33,900
合計		91,535	57,588	33,947	33,900	33,900

議案第 35 号

小笠原村教育委員会組織条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 11 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)の改正に伴い、教育委員会の組織を改める必要があるため。

小笠原村教育委員会組織条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村教育委員会組織条例（昭和 5 0 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

本則中、「4 人の委員」を「教育長及び 3 人の委員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 7 6 号）附則第 2 条第 1 項の規定の適用がある場合は、同項の規定の適用がある間、改正後の小笠原村教育委員会組織条例の規定は適用せず、改正前の小笠原村教育委員会組織条例の規定は、なおその効力を有する。

議案第 36 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 11 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)の改正に伴い、関係条例の整理を行う必要があるため。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（案）

（非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第1条 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中教育委員会の項を次のように改める。

教育委員	日額	8,000 円

（特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和54年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

（3） 教育長

第2条中「特別職の職員」を「村長及び副村長」に改め、同条に次の1項を加える。

2 教育長に支給する給与は、給料、扶養手当及び期末手当とする。

別表に次の項を加える。

教育長	55 万円

（小笠原村教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の全部改正）

第3条 小笠原村教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例（昭和54年条例第11号）の全部を次のよう改正する。

小笠原村教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例

教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件は、他の条例に定めがあるものを除くほか、一般職職員の例による。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から地方教育行政の組織及び運営に関する法

律の一部を改正する法律（平成２６年法律第７６号。以下「改正法」という。）附則第２条第３項に規定する任期が満了する日までの間は、第１条の規定による改正前の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

- ３ この条例の施行の際現に在職する教育長が、改正法附則第２条第１項の規定により引き続き在職する間は、第３条の規定による改正前の小笠原村教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の規定は、なおその効力を有することとし、第２条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例、及び第３条の規定による改正後の小笠原村教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は適用しない。

同意第 1 号

小笠原村固定資産評価審査委員会の委員の選任の同意について

上記について同意されたい。

平成 2 7 年 3 月 1 1 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

(提案理由)

小笠原村固定資産評価審査委員会委員の任期が平成 2 7 年 4 月 3 0 日に満了することに伴い、引き続き委員を選任するにあたり、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定に基づき議会の同意を得る必要があるため。

小笠原村固定資産評価審査委員会の委員の選任について（案）

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定に基づき下記のとおり選任する。

記

氏 名	住 所	生 年 月 日	任 期
小 高 常 義	小笠原村母島字元地	昭和 11 年 4 月 5 日	平成 27 年 5 月 1 日から 平成 30 年 4 月 30 日まで
菊 池 聰 彦	小笠原村父島字東町	昭和 22 年 3 月 22 日	
金 子 隆	小笠原村父島字清瀬 清瀬都住 1－104	昭和 43 年 9 月 18 日	

発委第 1 号

小笠原村議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により、上記議案を提出する。

平成 27 年 3 月 11 日

提出者 小笠原村議会議会運営委員会
委員長 杉田一男

（提案理由）

教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者(新教育長)を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律と併せて地方自治法第121条(長及び委員長等の議会への出席義務)が改正されたことから、小笠原村議会委員会条例の一部を改正する必要が生じたため。

小笠原村議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村議会委員会条例（昭和 62 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 76 条)附則第 2 条第 1 項の場合においては、この条例による改正後の第 19 条の規定は適用せず、この条例による改正前の第 19 条の規定は、なおその効力を有する。

一 般 質 問 一 覧 表

一 般 質 問 一 覧 表

氏 名	質 問 項 目
片 股 敬 昌 議 員	1 アカガシラカラスバト（アカポッポ）の保護について 2 新しい扇浦の浄水場
一 木 重 夫 議 員	1 村長三期目の総括について 2 村議会における４年間の指摘事項について
高 橋 研 史 議 員	1 村政課題への取組み（村長所信）について
杉 田 一 男 議 員	1 村長所信表明について
稲 垣 勇 議 員	1 東京連絡事務所の活用と充実について 2 母島の福祉施策について 3 母島のシロアリ現状とその対策

小笠原村議会会議録

平成27年 第1回定例会

平成27年 5月発行

編集・発行 小笠原村議会事務局

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町
電話(04998)2-3118

印刷 株式会社 会議録研究所

電話(03)3267-6051(代表)